

【資料4-1-1】 応急対策職員派遣制度に関する要綱（総務省）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- （2）地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- （3）地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- （4）地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- （5）被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- （6）関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。
- （7）関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- （8）関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- （9）関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- （10）対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- （11）災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

- (12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (13) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
 - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
 - (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
 - (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

(関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

- 2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。
- 3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

- (1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
 - (2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
 - (3) 総括支援チームの派遣の必要性
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報
- 2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する応援職員確保調整本部（以

下「確保調整本部」という。)を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

(応援職員確保現地調整会議の設置)

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 第1段階支援に関する調整
 - (2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告
 - (3) 現地における情報収集
 - (4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整
- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
 - 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
 - 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
 - 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
 - 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
 - 7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。
 - 8 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による調整等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条 現地調整会議は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

2 現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。

- (1) 総括支援チームの派遣の状況
- (2) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- (3) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- (4) 対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- (5) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- (6) 災害時相互応援協定等の締結状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 現地調整会議は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

4 現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

- 5 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。
 - (1) 別表の応援優先順位欄の順位
 - (2) 第2項各号に掲げる事項
- 6 確保調整本部は、第3項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。
- 7 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 8 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 9 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第7項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- 2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。
 - (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整
 - (2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関する事その他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等
- 3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。
 - (1) 応援職員のニーズ等の把握

- (2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣
 - (3) 被災市区町村の職員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有
 - (4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援
- 5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

(全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第13条 被災都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

- 2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における対口支援団体の決定)

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合

には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

- (1) 別表の応援優先順位欄の順位
 - (2) 都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数
 - (3) 都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項
- 2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(全国の地方公共団体による応援職員の派遣)

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員

の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

- 2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
- 3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。
- 4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

- 2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するも

のとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

(1) 応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。

3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる

ものとする。

- 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
- 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣)

第24条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

- 2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。
- 3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にそ

の旨を文書により連絡するものとする。

- 5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

第25条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第26条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

- 2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

第27条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

第7章 その他

(被災都道府県による支援)

第28条 被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援（対口支援団体との連携を含む。）及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援（総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。）を行うものとする。

2 被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第29条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。

(2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第30条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第31条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

2 関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第32条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第33条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

(別表)

地域ブロック	北海道東北 ブロック(A)	関東 ブロック(B)	中部 ブロック(C)	近畿 ブロック(D)	中国・四国 ブロック(E)	九州 ブロック(F)
都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、新潟市	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市	静岡市、浜松市、名古屋市	京都市、大阪市、堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

【資料4-1-2】広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第2条 各指定都市は、この計画に基づき、他の支援の枠組み等と連携を図りながら、避難所の運営、建物被害認定調査及び罹災証明書の交付など、災害応急対策を中心とした災害対応業務を行うものとする。

(地域ブロック)

第3条 地域ブロックは、別表のとおりとする。

第2章 警戒体制・準備体制

(警戒体制)

第4条 国内のいずれかの市区町村において、この計画を適用する災害が発生する可能性がある場合には、各指定都市及び指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）は、緊急の連絡調整を行えるよう、警戒体制をとるものとする。

(準備体制)

第5条 国内のいずれかの市区町村において、震度6弱以上の地震が観測された場合又は大雨特別警報が発表された場合、もしくはそれに相当する災害が発生したと考えられる場合には、各指定都市及び事務局は、この計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うために、準備体制をとるものとする。

2 前項に定める準備体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、指定都市市長会中央連絡本部（以下「中央連絡本部」という。）を設置する。
- (2) 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は、事務局の事務局長が務める。
- (3) 中央連絡本部は、事務局に置き、事務局職員により構成する。

- (4) 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、原則として被災地域ブロック内の指定都市へ情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣し、指定都市市長会現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置するものとする。派遣に当たっては、関係省庁・関係団体の対応状況や、事前に電話等により情報収集した被害状況等を考慮の上、判断するものとする。なお、関係省庁・関係団体の対応状況については中央連絡本部が情報収集するものとする。
 - (5) 現地連絡本部の本部長（以下「現地連絡本部長」という。）は、現地支援（連絡）本部設置担当都市の行動計画担当部署の局長級職員が務める。
 - (6) 現地連絡本部は、現地連絡本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び第8号に基づき被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
 - (7) 中央連絡本部長は、現地連絡本部からの情報等により、被災地の情報収集のために更なるリエゾンが必要と考えられる場合には、被災地へリエゾンを派遣することについて、別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市に依頼するものとする。
 - (8) 別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市は、前号の依頼があったときは、被災地へリエゾンを派遣するものとする。
- 3 現地連絡本部は、原則として被災地域ブロック内の指定都市の情報収集を行い、中央連絡本部に報告するものとする。
 - 4 各指定都市は、自市が収集した情報を中央連絡本部に報告するものとする。
 - 5 中央連絡本部は、指定都市以外の被災自治体の情報を総務省等から収集するものとする。
 - 6 中央連絡本部は、各指定都市（現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を含む。）等から収集した情報を会長市及び危機管理・新型コロナウイルス対策担当市に報告するとともに、各指定都市に情報提供するものとする。
 - 7 会長市、危機管理・新型コロナウイルス対策担当市及び中央連絡本部は、収集した情報に基づき、この計画の適用に関する協議を行う。
 - 8 中央連絡本部及び現地連絡本部は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央連絡本部については、第7条第9項に規定する役割を、現地連絡本部は、第8条第7項に規定する役割を担うことができるものとする。
 - 9 準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

第3章 行動計画の適用決定・支援の実施

（行動計画の適用決定）

- 第6条 会長は、前条第7項の協議内容や応急対策職員派遣制度の適用状況を踏まえ、指定都市市長会としての被災地支援を行う必要があると認めたときは、この計画の適用を決定する。
- 2 会長は、前項の規定により、この計画を適用したときは、各指定都市の市長並びに総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

（中央支援本部の設置）

- 第7条 会長は、この計画を適用した場合には、速やかに指定都市市長会中央支援本部（以下「中央支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 中央支援本部は、中央連絡本部の事務を引き継ぐものとする。
 - 3 中央支援本部の本部長（以下「中央支援本部長」という。）は会長が務める。
 - 4 中央支援本部の副本部長（以下「中央支援副本部長」という。）は危機管理・新型コロナウイルス対策担当市長が務め、中央支援本部長への助言及び中央支援本部長の職務を補佐する。
 - 5 中央支援本部は、原則として事務局に置き、事務局職員により構成する。
 - 6 中央支援本部長は、中央支援本部の機能確保のために更なる職員が必要な場合には、各指定都市東京事務所及び別表に定める被災地域ブロックの中央支援本部派遣グループ（又は派遣都市）の職員を中央支援本部へ派遣することについて、各指定都市の市長に要請するものとする。
 - 7 各指定都市の市長は、前項の要請があったときは、中央支援本部へ職員を派遣するものとする。
 - 8 中央支援本部長は、中央支援本部を設置したときは、各指定都市の市長に速やかに通知するものとする。
 - 9 中央支援本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置された場合には、確保調整本部への参加を含む。）
 - (2) 会長市、危機管理・新型コロナウイルス対策担当市、指定都市市長会現地支援本部（以下「現地支援本部」という。）及びその他各指定都市との連絡調整
 - (3) 報道機関等への情報提供
 - (4) 被災市区町村への対口支援（複数市による共同支援を含む。以下同じ。）の決定（確保調整本部における決定含む。）
 - (5) 前各号の規定によるもののほか、中央支援本部による調整が必要な事項
 - 10 中央支援本部の組織等は、会長が別に定める。

（現地支援本部の設置）

- 第8条 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、この計画が適用された場合には、第5条第2項第4号の規定によるリエゾン等により、速やかに現地支援本部を設置するものとする。
- 2 現地支援本部は、現地連絡本部の事務を引き継ぐものとする。
 - 3 現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市の市長が務める。

- 4 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
- 5 現地支援本部長は、現地支援本部を設置した場合には、中央支援本部長に速やかに連絡するものとする。
- 6 中央支援本部長は、現地支援本部長より現地支援本部を設置した旨の連絡を受けたときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。
- 7 現地支援本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 被災地における情報収集
 - (2) 中央支援本部との連絡調整
 - (3) 被災地における総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会のリエゾン及び被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、他の支援の枠組み等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置された場合には、現地調整会議への参加を含む。）
 - (4) 被災市区町村への対口支援の調整（現地調整会議における調整含む。）
 - (5) 前各号の規定によるもののほか、現地支援本部による調整が必要な事項
- 8 現地支援本部長は、別表に定める被災地域ブロックの支援グループの指定都市だけでは現地支援本部の機能確保が難しい場合には、現地支援本部へ更なる職員を派遣することについて、中央支援本部長と協議するものとする。
- 9 中央支援本部長は、前項の協議により更なる職員を派遣する必要があると認めたときは、別表に定める被災地域ブロックの追加支援グループの指定都市と協議の上、支援隊派遣都市として活動する指定都市を選定し、当該指定都市の市長に要請するものとする。

（対口支援の決定）

- 第9条 被災市区町村への支援は、原則として各指定都市による対口支援により行うものとする。
- 2 現地支援本部長は、被災市区町村の被害状況、支援需要等に基づき、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定するとともに、必要に応じて、当該被災市区町村の属する被災都道府県に連絡を行うものとする。
 - 3 現地支援本部長は、支援の実施について、支援先候補の被災市区町村の長と協議するものとする。
 - 4 現地支援本部長は、前項の協議により支援の実施について調整がついたときは、中央支援本部長及び支援元の指定都市の市長に速やかに連絡するものとする。
 - 5 中央支援本部長は、現地支援本部長から前項の連絡を受けたときは、支援元の指定都市に支援の実施を依頼するとともに、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に連絡するものとする。

- 6 応急対策職員派遣制度に基づく確保調整本部及び現地調整会議が設置されている場合には、中央支援本部長及び現地支援本部長は、第2項から前項までの規定によらず、確保調整本部及び現地調整会議に参加し、被災市区町村への対口支援の調整及び決定をするものとする。

(対口支援の実施)

- 第10条 支援元の指定都市の市長は、前条第5項の依頼を受けたときは、速やかに支援の準備をし、準備が整い次第、支援を開始するとともに、支援の実施状況について、中央支援本部長及び現地支援本部長に報告するものとする。
- 2 現地支援本部長は、各指定都市の支援の実施に必要な情報を収集したときは、各指定都市に情報提供するものとする。

(現地支援本部の機能継承)

- 第11条 現地支援本部長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、被災地における現地支援本部の役割が減じたときは、中央支援本部長と協議し、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の動向等を勘案の上、現地支援本部の機能を中央支援本部に継承することができる。
- 2 中央支援本部長は、前項の規定により機能継承があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(対口支援の終了)

- 第12条 支援元の指定都市の市長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、支援の終了時期について、支援先の被災市区町村の長と協議するものとする。
- 2 支援元の指定都市の市長は、前項の協議により、支援の終了時期が決定したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに連絡するものとする。
- 3 支援元の指定都市の市長は、支援を終了したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに報告するものとする。
- 4 中央支援本部長は、前項の報告があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

第4章 行動計画の適用終了

(現地支援本部及び中央支援本部の解散)

- 第13条 中央支援本部長は、一の現地支援本部の全ての対口支援が終了したときは、その現地支援本部長と協議の上、当該現地支援本部を解散するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。
- 2 中央支援本部長は、全ての現地支援本部が解散したとき又は第11条第1項の規定により現地支援本部の機能を中央支援本部に継承した上で全ての対口支援が終了したときは、

中央支援本部を解散し、この計画の適用を終了するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(行動計画の適用終了後の連絡調整)

第14条 事務局は、この計画の適用を終了した後も、必要に応じて、各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うものとする。

第5章 補足事項

(各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応)

- 第15条 会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。
- 2 会長の権限を委任された副会長は、中央支援本部の本部長を務める。
 - 3 会長は、事務局が被災し、中央支援本部の設置ができない場合は、別に本部を設置する場所を定めるものとする。
 - 4 別表に定める現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災し、現地支援（連絡）本部の設置ができない場合は、会長は別表の備考に定める順位に従い現地支援（連絡）本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援（連絡）本部の設置を依頼するものとする。
 - 5 上記のほか、災害の状況により別表の割り振りにより難しい場合は、会長又は中央支援本部長が別途割り振りを定めるものとする。

(他の災害支援の枠組みとの関係)

- 第16条 この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- 2 この計画は、21大都市災害時相互応援に関する協定、各指定都市の災害時相互応援協定等による各指定都市の支援の実施を妨げない。

(費用負担)

- 第17条 この計画に基づき、各指定都市が支援先の被災市区町村に対して実施した支援に要した費用の負担は、法令の定めによるほか、原則として支援先の被災市区町村の負担とする。ただし、各指定都市と支援先の被災市区町村又は当該被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議の上、別に定める場合には、その定めによることができるものとする。
- 2 中央支援（連絡）本部及び現地支援（連絡）本部の運営に係る費用のうち、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る費用については、原則として各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要がある機材等に係る費用で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる費用を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

(公務災害補償)

第18条 この計画に基づき、各指定都市から派遣された職員が、公務上、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤に係る災害についても同様とする。

2 この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が当該公務に起因するものについては、当該職員を派遣した指定都市が賠償する。

第6章 平時における準備

(平時からの連携)

第19条 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

2 事務局は、前項の規定による報告を受けた場合は、その状況をとりまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。

3 事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

(研修、訓練等の実施)

第20条 指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入りに資する取組の促進に努めるものとする。

第7章 その他

(委任)

第21条 この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(実施モデル)

第22条 この計画に基づき、各指定都市及び事務局が活動するためのマニュアルとして、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデル」を定めるものとする。

(附 則)

この計画は、平成26年4月1日から施行する。

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

この計画は、令和3年6月24日から施行する。

この計画は、令和4年7月20日から施行する。

この計画は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

〔基本パターン〕

被災地域 ブロック （※1）	都道府県 （※1）	指定都市（※1）			
		支援 グループ	現地支援（連絡）本部 設置担当都市 （※2～4） 及び支援隊 派遣都市（※5）	追加支援 グループ （※6）	中央支援 本部 派遣グループ （※7）
北海道東北 ブロック（A）	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	Bグループ	Dグループ
関東 ブロック（B）	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	Aグループ	Eグループ
中部 ブロック（C）	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	Dグループ	Fグループ
関西 ブロック（D）	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	Cグループ	Aグループ
中国・四国 ブロック（E）	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	Fグループ	Bグループ
九州 ブロック（F）	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	Eグループ	Cグループ

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」（総務省）の別表に適用したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域の現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援（連絡）本部設置担当都市は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援（連絡）本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 一の支援グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援（連絡）本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、追加支援グループの内から、現地支援（連絡）本部設置担当都市、追加支援グループの都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※7 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が担う。

[支援グループ内の全都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市が担うことができない場合]

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市 (※1)			
		支援グループ	現地支援 (連絡) 本部 設置担当都市 (※2～4) 及び支援隊 派遣都市 (※5)	現地支援 (連絡) 本部 設置担当都市 及び支援隊 派遣都市 代行グループ (※6)	追加の 支援隊派遣都市 (※7) 中央支援本部 派遣都市 (※8)
北海道東北 ブロック (A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	①Bグループ ②Cグループ ③Dグループ	被災しなかった 全都市 ※地域ブロック による割り振り を参考に割当を 行う。
関東 ブロック (B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	①Aグループ ②Cグループ ③Dグループ	
中部 ブロック (C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	①Dグループ ②Bグループ ③Aグループ	
関西 ブロック (D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	①Cグループ ②Eグループ ③Fグループ	
中国・四国 ブロック (E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	①Fグループ ②Dグループ ③Cグループ	
九州 ブロック (F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	①Eグループ ②Dグループ ③Cグループ	

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」（総務省）の別表に適応したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援（連絡）本部設置担当都市は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援（連絡）本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 支援グループ内の全都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市代行グループ」欄の○数字の順番により、現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を担うグループを決定する。
- ※7 代行グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援（連絡）本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、被災しなかった全都市の中から、現地支援（連絡）本部設置担当都市、被災しなかった都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※8 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が担う。

【資料4-1-3】 2.1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書2.1通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「1.1 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「1.2 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「1.3 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年 4月 1日

【資料4-1-4】 2.1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2.1 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を經由して応援要請都市の長に請求する。
- 3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

【資料4-1-5】九都県市災害時相互応援に関する協定

制 定 平成22年4月1日

一部改正 平成26年2月13日

一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあつせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあつせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあつせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあつせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあつせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（連絡員の派遣）

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援調整都県市の設置)

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。

3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

川崎市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

【資料4-1-6】九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡員の派遣)

第2条 協定第3条に規定する連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都県市の被害情報の収集
- (2) 被災都県市が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

(応援調整都県市の設置)

第3条 協定第6条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

- 2 被災都県市は、前項に規定する応援調整都県市が設置されていないときは、速やかに設置するように他の都県市に求めることができる。
- 3 災害の規模等により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置することができる。この場合においては、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市に応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援(以下「物的応援」という。)を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援(以下「人的応援」という。)を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援調整都県市は、前項の要請を受けたときは、他の都県市と調整して、応援の可否並びに応援都県市及び応援内容を決定し、その結果を被災都県市に連絡するものとする。
 - 3 前項の連絡を受けた被災都県市は、できる限り速やかに応援要請書(様式1)を応援調整都県市及び応援都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第5条 応援都県市は、応援を行う次の事項について応援計画を作成する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 応援都県市は、応援調整都県市と必要な調整を行った上で、応援を実施する。

3 応援都県市は、速やかに応援通知書(様式2)を応援調整都県市及び被災都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第6条 被災都県市は、物的応援通知書(様式2-1)に基づく物資等を受領したときは、応援都県市に応援物資等受領書(様式3)を送付する。

(応援終了の報告)

第7条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市及び被災都県市に応援終了報告書(様式4)を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第8条第1項の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

(九都県市域外への応援)

第10条 都県市域外において大規模な災害や事故(以下、「大規模災害」という。)が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
- 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
 - (1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害
 - (2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
- 4 第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
- 6 前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
- 7 前項の規定による応援調整については、協定第6条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

(九都県市域外からの受援)

- 第11条 都県市全域において大規模な災害や事故(以下、「大規模災害」という。)が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況から九都県市による相互応援だけでは対応が困難であると判断した場合において、九都県市域外の自治体に対して被災した都県市の被害状況を通知する。
 - 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
 - (1) 複数の都県市において観測された震度5強以上の地震による災害
 - (2) 複数の都県市において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の都県市にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
 - 4 前項までの規定に基づく受援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
 - 5 前項の規定による受援調整については、協定第6条第2項にかかわらず、被災都県市がカウンターパートとなる応援自治体と直接に調整する。

別表

第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

被災都県市	応援調整都県市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市内 の複数の 都県市	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長(事務局)都県市又は同部会座長(事務局)都県市が指定する都県市		
九都県市全域			
九都県市 域外の自治体			

※ 応援調整都県市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長(事務局)都県市が、表で示された都県市と協議の上で決定する。

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

【資料4-1-7】 関西広域連合と九都縣市との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都縣市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府縣市（以下「構成都府縣市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府縣市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府縣市の応援を受けることにより、被災した構成都府縣市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 九都縣市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- (2) 災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府縣市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (3) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (4) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府縣市の属する連合組織をいう。
- (5) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ

- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成都府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。

4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による

対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条** 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条** この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。
- 2 前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条** 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。
- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
 - (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
 - (3) その他防災に関する業務

(事務局)

- 第9条** 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。
- 2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

- 3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲及び乙並びにその構成都府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年3月6日

関西広域連合
広域連合長

神奈川県知事

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

横浜市長

川崎市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

【資料4-1-8】災害時における相互援助に関する協定（首都圏県都市長懇話会）

首都圏県都市長懇話会を構成する水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、さいたま市、甲府市及び横浜市（以下「県都」という。）は、大規模な災害が発生し、被災県都独自では十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、他の県都が相互に援助協力し、被災県都の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

第1条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助及び情報収集の活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) 救援・救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (6) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (7) 教育機関への被災児童・生徒の受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（援助の要請）

第2条 被災県都が援助の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

（自主援助）

第3条 大規模災害の発生により、被災県都との連絡がとれない場合で、緊急に援助をする必要であると認められるときは、他の県都は自主的な判断に基づき必要な援助を行う。

2 自主援助した県都は、援助内容等を被災県都に速やかに連絡する。

3 自主援助した県都は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災県都に提供する。

（援助経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、援助県都が負担するものとする。
- (2) 前後に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要した経費は、被災県都が負担するものとする。ただし、この規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

（受入体制の整備）

第5条 各県都は、災害時における他の県都からの援助物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を定めるものとする。

（通信体制の整備）

第6条 各県都は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努めるものとする。

（協定に関する協議）

第7条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、防災担当者連絡会議において、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

(訓練の実施)

第8条 各県都は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。

(補足)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日等)

第10条 この協定は、平成8年10月23日から施行する。

2 災害時における相互援助に関する協定(昭和61年11月28日締結)は廃止する。
この協定の締結を証するため、県都記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年10月23日

水戸市長
前橋市長
宇都宮市長
千葉市長
さいたま市長
甲府市長
横浜市長

【資料4-1-9】災害時における相互援助に関する協定実施細目
(首都圏県都市長懇話会)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互援助に関する協定（以下「協定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(援助調整県都の設置)

第2条 被災県都への効率的な援助を実施するため、その調整を行う援助調整県都をあらかじめ定めるものとする。

2 援助調整県都は、別表のとおりとする。

3 災害の規模により、援助調整県都による調整が困難なときは、首都圏県都共同運営による援助調整本部を設置し、当該援助調整本部が援助調整県都の役割を担うものとする。

4 被災県都と援助県都の連絡調整は、原則として、援助調整県都及び援助調整本部（以下「援助調整県都等」という。）を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第3条 援助調整県都等は、被災県都の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(援助要請の手続き)

第4条 被災県都は、電話等により次の事項を明らかにして、援助調整県都等を経由し、援助を要請するものとする。この場合において、要請等の内容は、要請の時点で判明しているものとする。

(1) 被害の状況

(2) 物資等の提供に関する援助（以下「物的援助」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 職員の派遣に関する援助（以下「人的援助」という。）を要請するときは、活動内容、要請人員、場所、期間等

(4) 前2号に規程する援助以外の援助を要請するときは、要請の内容、場所、期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災県都は、援助要請をしたときは、できる限り速やかに援助要請書（様式第1号）を援助調整県都等に送付する。

(援助実施の手続き)

第5条 援助県都は、援助を実施する事項について援助計画を作成する。

2 援助県都は、次の事項についての援助計画を援助調整県都等に連絡した上、援助を実施する。また、援助調整県都等は、被災県都との連絡が可能なときは、援助内容についての連絡調整を行う。

(1) 物的援助をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的援助をするときは、活動内容、派遣人員、場所、期間等

(3) その他の援助をするときは、援助の内容、場所、期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 援助県都は、前号の援助を行ったときは、速やかに援助通知書（様式第2号）を援助調整県都等及び被災県都に送付する。

(援助物資の受領通知)

第6条 被災県都は、前条の援助通知書に基づく物資等を受領したときは、援助調整県都等を経由し、援助県都に援助物資等受領書（様式第3号）を送付するものとする。

(援助終了の報告)

第7条 援助県都は、援助を終了したときは、援助調整県都等を経由し、被災県都に援助終了報告書(様式第4号)を送付するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 各県都は、災害時に効率的な相互援助が実施できるよう、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部局を定め、部局名、連絡先等必要な事項を他の県都に周知するものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年4月1日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する援助調整県都は、次のとおりとする。

被災県都	連絡担当部局		
	第1順位	第2順位	第3順位
水戸市	宇都宮市	千葉市	前橋市
前橋市	水戸市	宇都宮市	横浜市
宇都宮市	前橋市	水戸市	甲府市
千葉市	横浜市	甲府市	さいたま市
甲府市	さいたま市	前橋市	水戸市
横浜市	甲府市	さいたま市	千葉市
さいたま市	千葉市	横浜市	宇都宮市

資料編 第4部 広域連携・応援体制

【資料1-4-9】災害時における相互援助に関する協定実施細目
(首都圏県都市長懇話会)

【資料4-1-10】災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力する事を確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一のほかの市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要数
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

【資料4-1-1】埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成26年3月31日締結)

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（支援金の制度）

第3条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給付金の制度）

第4条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(人的相互応援の制度)

第5条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義等の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

【資料4-1-12】災害時における相互応援に関する協定書（立川市）

さいたま市（以下「甲」という。）と立川市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救急及び救助活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救急、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 被災者及び被災児童、生徒その他の一時受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話その他により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第6条 第3条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、工務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市が、応援を受ける市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成8年10月16日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年10月16日

甲 さいたま市長

乙 立川市長

【資料4-1-13】災害時における相互応援に関する協定書（福島市）

福島市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話その他により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第8条 この協定は、平成9年2月19日から施行する。

【資料4-1-13】災害時における相互応援に関する協定書
(福島市)

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月19日

甲 福島市長

乙 さいたま市長

【資料4-1-14】災害時における相互応援に関する協定書（松戸市）

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合に、さいたま市と松戸市が友愛精神に基づく救援協力を実施し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互援助を行うことについて定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 物資等の提供及び人員の派遣

ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両等の提供

エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

(2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ

(3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供

(4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ

(5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、応急的に電話その他により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害の概要

(2) 必要とする物資等の品名、数量及び受領場所等

(3) 必要とする職員の活動内容、要請人員、場所及び期間等

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 大規模災害の発生により、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行うものとする。

2 自主的判断に基づき出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災市に提供するものとする。

（現地連絡本部の設置）

第5条 応援市は、被災市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、別途協議するものとする。

(応援受入体制の整備)

第7条 被災市は、災害時における応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定めるものとする。

(資料の交換)

第8条 本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日等)

- 1 この協定書は、平成17年4月1日から効力を有する。
- 2 都市防災対策に係る調査・研究等に関する協定書(平成8年6月26日締結)及び災害時における食糧の支援に関する覚書(平成10年6月1日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月25日

さいたま市

さいたま市長

松 戸 市

松 戸 市 長

【資料4-1-15】危機発生時における相互応援に関する協定（新潟市）

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市（以下「甲」という。）と新潟市（以下「乙」という。）において、地震、風水害その他の危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態をいう。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で被災地独自では十分な応急措置ができないときに、相互の応援・協力が円滑かつ迅速に行われるよう、事前対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

（事前対策）

第2条 甲及び乙は、危機発生時に備え平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 別表に定める応援項目の事前指定
- (2) 連絡体制の整備
- (3) 危機管理に関する研修及び危機情報の交換
- (4) 合同訓練又は合同研修の実施
- (5) 防災計画、その他危機管理に必要な資料等の相互提供
- (6) その他必要な事項

（応援の要請）

第3条 危機発生時は、原則として、被災地からの要請を受けて、応援を開始するものとする。

（自主的な応援）

第4条 甲又は乙は、危機発生時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 甲又は乙は、自主的な応援を開始したときは、応援の内容等を被災地に速やかに連絡するものとする。

（応援の内容）

第5条 甲又は乙が実施する危機発生時の応援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の生命及び身体の保護並びに避難生活の支援に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (2) 市民生活の復旧、復興等に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
- (4) 被災傷病者等の医療機関への受入れ及びあっせん
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災した行政機能の補完
- (7) 他都市への応援等の中継基地としての受入れ
- (8) ホームページ等による情報発信
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 第4条第1項に定める応援に要した経費の負担は、甲及び乙が協議して定める。

（協議等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、大都市間の災害時相互応援に関する協定の規定によるほか、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第8条 この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年 3月25日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
新潟市長

別表（第2条関係）

応援項目の事前指定

応援物資	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料 2 飲料水 3 毛布 4 簡易トイレ（トイレパックを含む） 5 紙おむつ 6 粉ミルク 7 医薬品等診療材料 8 車両及び燃料 9 その他必要な物資
応援活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関すること。 2 し尿収集に関すること。 3 ごみ収集に関すること。 4 医療救護に関すること。 5 保健、健康相談に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。 7 水道復旧に関すること。 8 下水道復旧に関すること。 9 道路復旧に関すること。 10 情報提供に関すること。 11 その他必要な支援
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の一時受入に関すること。

※ 国、県等の要請に基づき対応するものを含む。

【資料4-1-16】

危機発生時における相互応援に関する協定書

さいたま市及び那須塩原市は、地震、風水害その他の危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態をいう。以下「危機」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置ができないときに、相互の応援・協力を円滑かつ迅速に行うため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（事前対策）

第1条 両市は、危機発生時に備え、平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 防災計画その他危機管理に必要な資料等の相互提供
- (3) その他必要な事項

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあっせん
- (3) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん並びに民間宿泊施設の情報提供
- (5) ボランティアの派遣
- (6) 危機が発生し、又は発生するおそれがある他の都市に応援等を行う場合における、当該他の都市への中継基地としての受入れ並びに燃料及び宿泊施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信

により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、
救援用物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職
種、期間及び人員
- (4) 危機の発生場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、同市から申し出があつた場合には、応援を要請された市は、当該経費を立て替えるものとする。

3 応援を要請した市は、前項の規定により立て替えられた経費を、速やかに応援を要請された市に返還するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月10日

さいたま市長
那須塩原市長

【資料4-1-17】 災害時相互協力に関する申合せ（土木総務課）
（国土交通省関東地方整備局他）

国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備部、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局（以下、「構成機関」という。）は、災害が発生又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。ただし、既に締結されている地域防災計画に定める各都県市間での相互応援に関する協定等に基づいて応援協力を行う場合には、この申合せは適用しない。

（目的）

第1条 この申合せは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力の内容を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 災害時の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）災害に関する情報の提供
- （2）災害対策車両、通信機器等の貸付
- （3）被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣
- （4）応急復旧資機材の貸与
- （5）その他、必要と認められる事項

（協力の要請）

第3条 災害が発生又は発生のおそれがある機関（以下、「被災機関」という。）は、他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、文書又は口頭にて協力を要請する。

（要請によらない協力）

第4条 被災機関からの協力要請がないものの、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合においては、構成機関は独自の判断により被災機関に対し協力できるものとする。その場合には、構成機関は被災機関に対して協力内容を通知するよう努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条に基づく協力を要する費用は、協力を受けた構成機関の負担とする。ただし、当該構成機関に負担を求めることが困難又は不適當な場合は、適正な負担について個々に協議するものとする。

（相互協力の連絡等）

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この申合せは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新

たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会)

第8条 構成機関は、この申合せの運用について具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

(その他)

第9条 この申合せに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成20年6月16日から適用する。

2 平成20年3月31日に締結された申合せは、これを廃止する。

平成20年6月16日

国土交通省 関東地方整備局	企 画 部 長
茨 城 県	土 木 部 長
栃 木 県	県土整備部長
群 馬 県	県土整備部長
埼 玉 県	県土整備部長
千 葉 県	県土整備部長
東 京 都	建設局総務部長
神 奈 川 県	県土整備部長
山 梨 県	県土整備部長
長 野 県	建 設 部 長
さいたま市	建 設 局 長
千 葉 市	下 水 道 局 長
横 浜 市	安 全 管 理 局 長
川 崎 市	建 設 局 長

【資料4-1-18】 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書（水道総務課）

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、恒久の相互応援の基礎とし、ひいては水道界全体の防災力強化と発展に取り組むこととする。そのため、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

(応援本部の設置)

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員につ

いて、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。
(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するとともに、他の水道事業体にもその成果を発信するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この覚書は、令和 2年3月31日から適用する。

(18大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止)

2 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成25年3月31日締結)は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年3月31日

札幌市水道事業管理者

仙台市水道事業管理者

さいたま市水道事業管理者

東京都公営企業管理者

川崎市上下水道事業管理者

横浜市水道事業管理者

新潟市水道事業管理者

静岡市公営企業管理者

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

京都市公営企業管理者

大阪市水道事業管理者

堺市上下水道事業管理者

神戸市水道事業管理者

岡山市水道事業管理者

広島市水道事業管理者

北九州市水道事業・工業用水道事業・下水道事業管理者

福岡市水道事業管理者

熊本市上下水道事業管理者

【資料4-1-19】公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定
(水道総務課)(日本水道協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部(以下「関東地方支部」という。)に属する都県支部(以下「都県支部」という。)間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会(以下「協会本部」という。)の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業体が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長(以下「他の地方支部長」という。)に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長(以下「関東地方支部長」という。)に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長(以下「応援都県支部長」という。)に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業者（以下「応援水道事業者」という。）及び応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業者)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業者との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業者を定めることができる。

(中継水道事業者)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業者の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業体)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附則

- 1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

- 1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

- 1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長
横浜市 長

公益社団法人日本水道協会東京都支部長
東京都公営企業管理者

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長
川崎市 長

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長
千葉県知事

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長
さいたま市長

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長
前橋市長

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇都宮市長

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長
日立市長

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲府市長

別表1

順位	支部長名
第1順位	東京都支部長
第2順位	神奈川県支部長
第3順位	千葉県支部長
第4順位	埼玉県支部長
第5順位	群馬県支部長
第6順位	栃木県支部長
第7順位	茨城県支部長
第8順位	山梨県支部長

【資料4-2-1】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(生活協同組合コープみらい)

さいたま市を「甲」とし、生活協同組合コープみらいを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

【4-2-1】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(生活協同組合コープみらい)

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活共同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、平成15年6月18日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年6月18日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市南区根岸1丁目5番5号
生活協同組合コープみらい

理 事 長

【資料4-2-2】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(イオン関東カンパニー)

さいたま市を「甲」とし、イオン株式会社関東カンパニーを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、飲料水、生活必需品等(以下「応急生活物資」という。)の調達、供給、被災者の応急救助等に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時に次に掲げる事項について、乙に対し、協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 応急生活物資の調達及び優先的供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供
- (4) 災害時応急活動に係る活動要員の派遣
- (5) 乙の所有する災害活動用資機材の提供
- (6) 乙が管理する店舗への一時避難者に対する飲料水、トイレ等の提供
- (7) その他甲が協力要請を必要とする事項

(要請の方法)

第3条 前条の規定による甲が乙に要請する場合は、口頭、電話等をもって要請し、事後に遅滞なく文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定による要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資(店舗において提供したものを含む。)の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙が応急生活物資の供給及び運搬を行う場合に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

2 前項に要する経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めるときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに経費を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、それぞれ通知するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙（乙が管理する店舗を含む。）が被災した場合、第2条各号に掲げる事項について甲の協力要請に応じられないと認められるときは、甲乙協議の上、履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成18年9月5日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

乙 イオン株式会社常務執行役

関東カンパニー支社長

【資料4-2-3】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
(さいたま農業協同組合) (南彩農業協同組合)

さいたま市 (以下「甲」という。) と 農業協同組合 (以下「乙」という。)
は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、さいたま市内において大規模な震災、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時という。’) に、乙は甲に対し応急生活物資の調達及び供給等について協力し、災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(要請の方法)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときに、甲は乙に対し乙の保有商品等の供給について、次に掲げる事項を口頭、電話等で協力要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

(協力の実施)

第4条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、積極的に保有商品等の供給に協力するものとする。

(物資の納入)

第5条 応急生活物資の納入場所は甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において、乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引渡しを受けるものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急生活物資の供給を行う場合に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

2 前項に要する経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めるときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに経費を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、それぞれ通知するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(業務遂行中の被災等の補償)

第11条 甲の要請に基づいて業務に従事した者が負傷、疾病または死亡した場合の扶助費は、甲が負担するものとする。

2 前項の扶助費は、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例の規定を準用し、支給する。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(定めのない事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月19日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

乙

代表者名称	所在地
さいたま農業協同組合 代表理事組合長	さいたま市見沼区東大宮4丁目21番1号
南彩農業協同組合 代表理事組合長	埼玉県久喜市菖蒲町新堀473番地

【資料4-2-4】災害時における物資の調達に関する協定書（ローソン）

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他が発生または発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) さいたま市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) さいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救助の必要があるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等、により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話またはその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - (1) 引渡しの日時及び場所
 - (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店または関係者（配送業者等）に対し、最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、甲は、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な場合があることを予め承諾する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 本協定は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより解約できるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月17日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4号

さいたま市長

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長

【資料4-2-5】災害救助物資の供給等に関する協定書（ファミリーマート）

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、さいたま市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるとき、又はさいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給、又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(供給可能数量等の報告)

第7条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち別に甲が指定する物資の供給可能数量及び災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

(平常時の協定内容の周知等)

第8条 甲及び乙は、平常時からその従業員等に対して本協定の主旨及び手続等の周知に努めるものとする。

(生活物資の安定供給)

第9条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月21日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長

【資料4-2-6】災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定（西友）

さいたま市（以下「甲」という。）と合同会社西友（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時に必要な応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、さいたま市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるとき、又はさいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事等から物資の調達斡旋を要請されたときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法により行うことができるものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力内容）

- 第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（物資の引渡し）

- 第3条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。
- 2 甲は前項に規定する引渡場所において、乙の納品書等に基づき、運搬された物資の種類及び数量を確認し引取るものとする。

（費用）

- 第4条 甲の要請に基づき、乙が供給及び運搬を行う場合に要する費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における乙の店頭での販売価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

- 第5条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めたときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（供給可能な物資の報告）

- 第6条 乙は災害時に必要な生活物資として、別表の物資を中心に確保に努めるものとする。

(生活物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく事項を円滑に遂行するため、甲及び乙は、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、それぞれ通知するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自がその1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

乙 東京都北区赤羽2丁目1番1号
合同会社 西友
代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社
職務執行者

【資料4-2-7】災害時における物資の供給協力に関する協定（カインズ）

さいたま市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、さいたま市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるとき、又はさいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事等から物資の調達斡旋を要請されたときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1)日用品等の生活必需品
- (2)応急復旧に必要な建築資材、工具等の資機材
- (3)その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 物資の代金は、災害発生時の直前における小売価格等を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者との協議して決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成25年10月 1日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県本庄市東富田88番地2
株式会社カインズ
代表取締役社長

【資料4-2-8】災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）

さいたま市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な物資の供給を行うことを目的として、次のとおり協定を締結する。

（供給等の協力要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) さいたま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) さいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事等から、物資の調達斡旋を要請されたとき。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 5 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が可能な限り行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 4 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が解除日の1カ月前までに文書をもって通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

【資料4-2-9】災害時における物資供給に関する協定書（LIXIL ビバ）

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社 LIXIL ビバ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な物資の供給を行うことを目的として、次のとおり協定を締結する。

（供給等の協力要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) さいたま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) さいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事等から、物資の調達斡旋を要請されたとき。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 応急復旧に必要な建築資材、工具等の資機材
- (3) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 5 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が可能な限り行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が解除日の1カ月前までに文書をもって通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号
株式会社 LIXIL ビバ
取締役社長兼 COO

【資料4-2-10】災害時における物資の供給に関する協定書（川上産業）

さいたま市（以下「甲」という。）と、川上産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達すると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) さいたま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) さいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事等から、物資の調達斡旋を要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

- (1) プチプチ®
- (2) プラパール®
- (3) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、必要な物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議により定めた輸送方法により運搬するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資及び運搬にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙は、物資の供給が終了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡体制等）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれかが、文書により解約又は変更の申し出をしない限り、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（埼玉県の連絡調整）

第12条 この協定の履行にあたっては、災害救助法第2条の3に基づき、埼玉県知事による連絡調整が行われるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 7月29日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

東京都千代田区五番町6番地2

乙 川上産業株式会社
代表取締役

【資料4-2-11】災害時における物資の供給に関する協定書（森永乳業）（クリニコ）

さいたま市（以下「甲」という。）、森永乳業株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社クリニコ（以下「丙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時、避難所生活が長期化する場合、高齢者や乳幼児をはじめとする要配慮者の栄養不足等の問題が生じることが想定される。

本協定は、こうした課題に対応するため、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所等で必要な物資（以下「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達すると認めるときは、乙及び丙に対し、その調達可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) さいたま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) さいたま市外の災害について、国及び関係都道府県知事等から、物資の調達斡旋を要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙及び丙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙及び丙が供給可能なものとする。

- (1) 粉ミルク
- (2) 液体ミルク
- (3) 栄養補助飲料
- (4) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙及び丙が供給できるもの

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、必要な物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙及び丙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況

を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙が自ら運搬することができない場合は、甲、乙及び丙が協議により定めた輸送方法により運搬するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙及び丙が供給した物資及び運搬にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙及び丙は、物資の供給が終了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙及び丙に支払うものとする。

（連絡体制等）

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかが、文書により解約又は変更の申し出をしない限り、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（埼玉県の連絡調整）

第11条 この協定の履行にあたっては、災害救助法第2条の3に基づき、埼玉県知事による連絡調整が行われるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月2日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

群馬県高崎市栄町16番11号
乙 森永乳業株式会社関東支店
支店長

さいたま市大宮区吉敷町1丁目5番
丙 株式会社クリニコ首都圏B営業部
営業部長

【資料4-3-1】災害時における石油類燃料の調達に関する協定書（埼玉県石油商業組合）

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合浦和支部、大宮支部、岩槻支部、与野支部（以下「乙」という。）は、災害時における甲が所有する公用車輛及び公共施設（以下「公用車輛等」という。）に必要な石油燃料類の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内に大規模な災害が発生し、甚大な被害が生じた場合において、公用車輛等に必要な石油燃料類の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、石油燃料類の調達が必要となったときは、要請地域等、必要事項を記載した要請書（別紙様式1）にて乙に支援を要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅延なく要請書を提出する。

（支援の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による支援要請があったときは、特別の理由がない限り、要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに乙に属する組合員の中から事業者を指定し他に優先して甲の利用に供することができるようにするものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が、甲の要請により提供した石油燃料類の費用については甲が負担する。
2 前項に要する費用の額は、標準的な価格により、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、前条の費用を甲に対して、甲の指定する文書により請求する。
2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ適当と認めたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解消の申し出がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後期間満了となる場合も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年11月29日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市

市長

さいたま市緑区東浦和7丁目5番4号
乙 埼玉県石油商業組合浦和支部

支部長

さいたま市見沼区蓮沼1225
埼玉県石油商業組合大宮支部

支部長

さいたま市岩槻区西町1丁目5番10号
埼玉県石油商業組合岩槻支部

支部長

さいたま市中央区本町東5丁目18番18号
埼玉県石油商業組合与野支部

支部長

【資料4-3-2】災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書
(埼玉県エルピーガス協会)

さいたま市(以下「甲」という。)と埼玉県エルピーガス協会さいたま支部(以下「乙」という。)は、災害時における甲が所有する公共施設に必要なLPガス及びガス器具(以下「LPガス等」という。)の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、さいたま市内に大規模な災害が発生し、甚大な被害が生じた場合において、公共施設に必要なLPガス等の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、LPガス等の調達が必要となったときは、要請地域等、必要事項を記載した要請書(別紙様式1)にて乙に支援を要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅滞なく要請書を提出する。

(支援の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による支援要請があったときは、特別の理由がない限り、要請承諾書(別紙様式2)を提出するとともに乙に属する組合員の中から事業者を指定し他に優先して甲の利用に供することができるようにするものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が、甲の要請により提供したLPガス等の費用については甲が負担する。

2 前項に要する費用の額は、平常時における標準的な価格により、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第5条 乙は、前条の費用を甲に対して、甲の指定する書面により請求する。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ適当と認めるときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解消の申し出がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後期間満

了となる場合も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この協定書は、平成31年3月1日から適用する。
- 2 本協定の締結に伴い、さいたま市並びに埼玉県エルピーガス協会浦和支部及び大宮支部との「災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書」(平成25年6月1日締結)は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市北区本郷町1544
埼玉県エルピーガス協会さいたま支部
支部長

【資料4-3-3】震災時における燃料に関する協定書（計3社）（水道総務課）

さいたま市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生した場合、その活動に必要な燃料の供給又はあっせんについて次のとおり協定する。

（供給又はあっせんの要請）

第1条 甲は、災害時における水道活動に必要な燃料のうち乙が取り扱っているものにつき、乙に供給又はあっせんに要請するときは、文書又は電話等により、品目、数量及び納入場所等を明示して行うものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、優先的に甲の物件の供給又はあっせんを行うものとする。

（契約）

第2条 前条第2項の規定による物件の供給については、後日、物件供給契約を締結するものとする。

（連絡担当部門）

第3条 この協定に係る甲乙間の相互連絡部門は、次のとおりとする。

甲 通常時 水道局業務部 水道総務課 048-832-1111（代）

震災時 水道調達班 （班長・・・水道財務課長）

乙

2 前項の連絡担当部門に変更を生じたときは、甲又は乙は、文書をもって相手方に通知するものとする。

（適用時期）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方から異議の申し出が無いときは、この協定の有効期間を自動的に1年間延長するものとし、事後この例による

ものとする。

(協議)

第5条 この協定に関して定めがない事項については、必要に応じ、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を有するものとする。

平成18年11月24日

甲 さいたま市水道事業管理者

乙 株式会社鹿島屋浦和営業所 他2社

参考：企業名及び締結日

企業名	締結日
株式会社鹿島屋 浦和営業所	平成18年11月24日
株式会社タガヤ	平成18年11月27日
関東菱油株式会社	平成18年12月1日

【資料4-4-1】災害時における井戸水の供給に関する協定書（大瀧酒造）

大瀧酒造株式会社（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における井戸水の供給について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、乙が被災者の援助その他の応急措置として緊急に生活用水が必要になった場合に、甲が保有する井戸の水（以下「井戸水」という。）を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の協力要請に基づき給水可能な場合は、事業に支障のない範囲内において井戸水の供給について協力するものとする。

2 乙は、給水タンク等の給水に必要な資機材をもって、甲があらかじめ指定した場所及び時間内に供給を受けるものとする。

3 甲が井戸水の供給に要した費用は、原則として無償とする。

（協力要請等）

第3条 甲に対する乙からの協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後遅滞なく文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、相互に井戸水の供給に関し必要な情報を交換するとともに、災害が発生したときは、甲が速やかに井戸水の供給を行えるよう協力するものとする。

（水質検査）

第4条 甲からの依頼があり、乙が必要であると認めたときは、乙の費用負担において水質検査を実施するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに相手方に対し更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月12日

さいたま市見沼区大字膝子663番地

甲 大瀧酒造 株式会社

取締役社長

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市長

【資料4-4-2】災害時における井戸水の供給に関する協定書（小山本家酒造）

株式会社小山本家酒造（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における井戸水の供給について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、乙が被災者の援助その他の応急措置として緊急に生活用水が必要になった場合に、甲が保有する井戸の水（以下「井戸水」という。）を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の協力要請に基づき給水可能な場合は、事業に支障のない範囲内において井戸水の供給について協力するものとする。

2 乙は、給水タンク等の給水に必要な資機材をもって、甲があらかじめ指定した場所及び時間内に供給を受けるものとする。

3 甲が井戸水の供給に要した費用は、原則として無償とする。

（協力要請等）

第3条 甲に対する乙からの協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後遅滞なく文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、相互に井戸水の供給に関し必要な情報を交換するとともに、災害が発生したときは、甲が速やかに井戸水の供給を行えるよう協力するものとする。

（水質検査）

第4条 甲からの依頼があり、乙が必要であると認めたときは、乙の費用負担において水質検査を実施するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに相手方に対し更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月12日

さいたま市西区大字指扇1798番地

甲 株式会社 小山本家酒造
取締役社長

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市長

【資料4-4-3】災害時における井戸水の供給に関する協定書（大正製薬）

大正製薬株式会社大宮工場（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における井戸水の供給について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、乙が被災者の援助その他の応急措置として緊急に生活用水が必要になった場合に、甲が保有する井戸の水（以下「井戸水」という。）を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の協力要請に基づき給水可能な場合は、事業に支障のない範囲内において井戸水の供給について協力するものとする。

2 乙は、給水タンク等の給水に必要な資機材をもって、甲があらかじめ指定した場所及び時間内に供給を受けるものとする。

3 甲が井戸水の供給に要した費用は、原則として無償とする。

4 井戸水の第三者への供給はすべて乙の責任で行い、井戸水の供給に関して事故等が生じた場合であっても、甲が法定の点検を履践している限り、甲は責任を負わないものとする。

（協力要請等）

第3条 甲に対する乙からの協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後遅滞なく文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、相互に井戸水の供給に関し必要な情報を交換するとともに、災害が発生したときは、甲が速やかに井戸水の供給を行えるよう協力するものとする。

（水質検査）

第4条 甲からの依頼があり、乙が必要であると認めたときは、乙の費用負担において水質検査を実施するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに相手方に対し更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月12日

さいたま市北区吉野町1丁目403番地

甲 大正製薬株式会社 大宮工場
取締役工場長

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市長

【資料4-4-4】災害時における井戸水の供給に関する協定書（高田製薬）

高田製薬株式会社（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における井戸水の供給について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、乙が被災者の援助その他の応急措置として緊急に生活用水が必要になった場合に、甲が保有する井戸の水（以下「井戸水」という。）を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の協力要請に基づき給水可能な場合は、事業に支障のない範囲内において井戸水の供給について協力するものとする。

2 乙は、給水タンク等の給水に必要な資機材をもって、甲があらかじめ指定した場所及び時間内に供給を受けるものとする。

3 甲が井戸水の供給に要した費用は、原則として無償とする。

（協力要請等）

第3条 甲に対する乙からの協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後遅滞なく文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、相互に井戸水の供給に関し必要な情報を交換するとともに、災害が発生したときは、甲が速やかに井戸水の供給を行えるよう協力するものとする。

（水質検査）

第4条 甲からの依頼があり、乙が必要であると認めたときは、乙の費用負担において水質検査を実施するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに相手方に対し更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月12日

さいたま市西区宮前町203番地の1

甲 高田製薬株式会社
代表取締役

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市長

【資料4-5-1】災害時における飲料水等の提供に関する協定書

(コカ・コーラボトラーズジャパン)

さいたま市（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の提供に係る支援について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市民生活の早期安定を図るため、飲料水及び災害情報の提供について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は、乙に対して、次の事項について、支援を要請することができる。

- (1) 優先的な飲料水の供給に関すること。
- (2) メッセージボード搭載式地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）の機内飲料水の無償提供に関すること。
- (3) 地域貢献型自動販売機による災害時の情報提供に関すること。

(支援の要請)

第3条 甲は、乙に対して、前条の支援を要請する場合は、飲料水提供要請書（別紙様式1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請ができるものとし、事後、遅滞なく飲料水提供要請書を提出する。

(支援の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、速やかに提供する。ただし、提供に支障が生じた場合には、その旨を遅滞なく報告する。

(費用の負担)

第5条 乙が、甲の要請により、飲料水の提供を行った場合、その費用については甲が負担する。

- 2 前項に要する費用の額については、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求)

第6条 乙は、飲料水の提供業務を完了したときは、速やかに前条の費用を甲に対して甲の指定する文書により請求する。

- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ適当と認めたときは、災害

発生による混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払う。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して、必要な事項については、その都度、甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 3月 2日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

代表者 市長

桶川市加納180番地

乙 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

代表取締役社長

【資料4-5-2】災害時における飲料水等の提供に関する協定書（コスモフーズ）

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社コスモフーズ（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の提供に係る支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市民生活の早期安定を図るため、飲料水及び災害情報の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙は甲に対して、次の事項について、支援を行うものとする。

- （1）優先的な飲料水の供給に関すること。
- （2）メッセージボード搭載式地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）の機内飲料水の無償提供に関すること。
- （3）地域貢献型自動販売機による災害時の情報提供に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は、乙に対して、前条（1）の支援を要請する場合は、飲料水提供要請書（別紙様式1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請ができるものとし、事後、遅滞なく飲料水提供要請書を提出する。

2 前条（2）及び（3）の支援を要請する場合は、口頭、電話もしくはあらかじめ甲乙間で取り決められた方法により要請ができるものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、速やかに提供する。ただし、提供に支障が生じた場合には、その旨を遅滞なく報告する。

（費用の負担）

第5条 乙が、甲の要請により、飲料水の提供を行った場合、その費用については甲が負担する。

2 前項に要する費用の額については、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第6条 乙は、飲料水の提供業務を完了したときは、速やかに前条の費用を甲に対して甲の指定する文書により請求する。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ適当と認めたときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払う。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して、必要な事項については、その都度、甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年 4月 1日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

さいたま市北区土呂町1丁目46番9号

乙 株式会社 コスモフーズ

代表取締役社長

【資料4-5-3】災害時等における飲料水の提供に関する協定書（伊藤園）

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、さいたま市域での地震、風水害その他による大規模災害（以下「災害時」という。）時に必要な飲料水の提供及び調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、さいたま市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

2 前項の要請は、別に定める「救援物資提供要請書」をもって行うものとする。但し、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話その他の方法により要請し、後日速やかに「救援物資提供要請書」を提出するものとする。

（提供の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、飲料水の提供及び運搬に対する協力を努めるものとする。

（飲料水の範囲）

第3条 甲が、乙に提供を要請する飲料水は、乙の取り扱っている飲料水とする。

（飲料水の引渡し）

第4条 飲料水の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が飲料水を確認のうえ、乙から飲料水の引渡しを受けるものとする。

2 飲料水の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。また、乙は甲に対し、必要に応じて乙が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する飲料水の引渡しが完了したときは、その措置状況について、別に定める「救援物資供給報告書」をもって甲へ報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条の規定により乙が提供した飲料水の代価は甲が負担するものとする。

（飲料水の価格）

第6条 飲料水の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とする。

(飲料水の供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、市民に対して飲料水を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月21日から平成27年3月31日までとする。但し、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月21日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社 伊藤園
総務部長

【資料4-6-1】災害時の避難場所相互利用に関する協定書（蓮田市）

（趣旨）

第1条 この協定は、蓮田市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救護・救助活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は平成8年6月6日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年6月6日

甲 蓮田市長

乙 さいたま市長

【資料4-6-2】災害時の避難場所相互利用に関する協定書（川越市）

（趣旨）

第1条 この協定は、川越市（以下「甲」という。）、とさいたま市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、甲及び乙がそれぞれ指定する避難場所を、それぞれの市民が相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第2条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができるものとする。

（被災者への救護等）

第3条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 避難場所における相手方市民への救護・救助活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、災害が発生したときは災害に関する情報を速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（連絡担当部課）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害の発生に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は平成8年8月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年8月1日

甲 川越市長

乙 さいたま市長

【資料4-6-3】災害時における避難場所相互利用に関する協定（越谷市）

越谷市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ避難場所の相互利用に関する連絡担当課を別表のとおりとし、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合は、速やかに連絡するとともに必要な情報を交換するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時において緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第4条 甲及び乙が管理する避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、すべて同時に救護活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第4条の規定に基づき、甲及び乙が救護活動等を実施した場合、当該避難場所を管理する市は、当該市民が居住する市に対し、経費の負担を請求することができる。

（情報、意見の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所の相互利用が円滑に行われるよう必要な情報及び意見を交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年12月11日

甲 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市
越谷市長

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

【資料4-6-4】災害時における避難場所相互利用に関する協定

(朝霞市)(志木市)(富士見市)

市(以下「甲」という。)と市(以下「乙」という。)は、災害時における甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について必要な事項を定めるものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第2条 甲及び乙の市民は、災害時において緊急に避難する必要が生じた場合、甲及び乙の指定する全ての避難場所を利用することができる。

(被災者への救護等)

第3条 甲及び乙が管理する避難場所に避難している甲及び乙の市民に対し、すべて同等に救護活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 前条の規定に基づき、甲及び乙が救護活動等を実施した場合、当該避難場所を管理する市は、当該市民が居住する市に対し、経費の負担を請求することができる。

(連絡体制)

第5条 甲及び乙は、災害が発生し、市民が緊急に避難する必要が生じた場合は、速やかに連絡するとともに必要な情報を交換するものとし、本協定の担当課を別表のとおり定める。

(情報、意見の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所の相互利用が円滑に行われるよう必要な情報及び意見を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年1月17日

相手方

朝霞市	朝霞市本町一丁目1番1号
志木市	志木市中宗岡一丁目1番1号
富士見市	富士見市富士見大字鶴馬1800番地の1

【資料4-6-5】災害時の『さいたまスーパーアリーナ』の運用（利用）に関する協定書（埼玉県）（さいたまアリーナ）

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時等に、『さいたまスーパーアリーナ』（以下、「アリーナ」という。）を防災活動拠点として運営することについて、埼玉県（以下「甲」という。）、さいたま市（以下「乙」という。）及び株式会社さいたまアリーナ（以下「丙」という。）の対応及び協力体制に関する必要事項を定めるものとする。

（施設及び設備）

第2条 この協定の対象となる施設及び設備は、「さいたまスーパーアリーナ防災活動拠点運営要領」（以下「運営要領」という。）に定めるものとする。

（平常時の運営）

第3条 平常時の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる施設及び設備の維持管理は甲及び丙が行う。
- (2) 甲、乙及び丙は、あらかじめ、アリーナを避難場所として使用する場合の使用場所、使用方法及び協力体制等を協議し、運営要領に従い適切な管理を行うものとする。
- (3) 甲、乙及び丙は、アリーナを防災活動拠点として利用することについて、相互に情報を提供することに努め、密接に連絡調整を図るものとする。
- (4)

（災害時の運営）

第4条 乙は、甲がアリーナを防災活動拠点として開設した場合において、同施設を避難場所として使用する必要が生じたときは、甲に対し、この旨依頼できるものとする。

- 2 甲は、前項による依頼があったときは、アリーナの避難場所としての使用の可否について丙と協議し、運営要領に基づき、乙に通知を行うものとする。
- 3 甲は、乙が災害対策本部を設置し、アリーナにある防災備蓄物資を使用したい旨依頼があったときは、運営要領に基づき、乙に提供するものとする。

（経費負担）

第5条 施設及び設備の維持管理にかかる経費については、甲が負担するものとし、乙が施設及び設備を使用する場合におけるアリーナの利用料金については、さいたまスーパーアリーナ条例（平成11年埼玉県条例第54号）第16条の規定により免除する。

- 2 光熱水費、避難者への消耗品等の配布・補給等、避難場所の運営にかかる経費については、乙の負担とする。
- 3 災害救助法等の規定により、乙の負担とすることが適当でない経費については、前項の規定に関わらず、甲と乙の協議により、甲の負担とすることができる。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し、必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（施行日）

第7条 この協定は、平成15年 3月18日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成15年 3月18日

さいたま市高砂3丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

さいたま市常盤6丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

さいたま市大字上落合2番地27
丙 株式会社 さいたまアリーナ
代表取締役社長

【資料4-6-6】災害時における避難場所等としての使用に関する覚書（埼玉大学）

（趣旨）

第1条 この覚書は、さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定書（平成20年3月10日締結）第2条の規定に基づき、さいたま市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、国立大学法人埼玉大学の校舎及び敷地を災害対策基本法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所及び第49条の7第1項に規定する指定避難所（以下「避難場所等」という。）として使用することについて、さいたま市（以下「甲」という。）及び国立大学法人埼玉大学（以下「乙」という。）の対応及び協力体制に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 この覚書の対象となる施設（以下「対象施設」という。）並びに対象施設ごとの対象とする災害種別及び使用場所は、別紙のとおりとする。

（平常時における管理等）

第3条 平常時（第1条に規定する災害時以外のときをいう。）における対象施設の管理等の在り方については、次に掲げるとおりとする。

（1）対象施設の管理は、乙が行うこと。

（2）甲及び乙は、避難場所等として使用することについて、必要な情報を提供し連絡調整を図るものとする。

（3）甲は、避難場所等を広く周知するため、対象施設内に案内板を設置し、管理を行うものとする。

（4）前号の案内板の設置費用は、甲が負担するものとする。

（5）甲は、災害時緊急物資等を保管するため、甲の負担にて各対象施設内に防災倉庫を設置し、管理を行うものとする。

（6）乙は、前号の防災倉庫の設置に必要な土地9.60㎡を無償で甲に貸付けるものとする。

（避難場所等の開設）

第4条 甲は、災害時において避難場所等を開設する必要がある場合は、対象施設のうち第2条別紙に定める使用場所に避難場所等を開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難場所等を開設しようとするときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙があらかじめ指定した場所を避難場所等として開設することができる。この場合において、甲は、速やかに、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(災害時における避難場所等の管理運営)

第6条 乙は、災害時には、速やかに、近隣住民の避難に対する受入態勢をとることとする。

- 2 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 3 乙は、避難場所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 避難場所等の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が避難場所等として使用し、乙の敷地内の施設等に損害が出た場合の原状復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難場所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を変更する場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

(避難場所を早期に閉鎖するための努力義務)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

(避難場所等の閉鎖)

第10条 甲は、当該避難場所等を閉鎖するときは、乙に対しその旨を文書にて提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(避難場所等の取消し)

第11条 乙は、避難場所等として施設を使用することが困難である又は教育活動に支障をきたす場合は、避難場所等を取り消すことができる。

(協議)

第12条 この覚書に定めるもののほか、この覚書に関し必要な事項、その他この覚書に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

附 則

- 1 この覚書は、令和4年8月1日から効力を生ずる。
- 2 「災害時における避難場所としての使用に関する覚書」(平成22年10月12日締結)は、令和4年8月1日に廃止する。

令和4年6月1日

さいたま市浦和区常盤6-4-4
甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市桜区下大久保255
乙 国立大学法人埼玉大学
学 長

(別紙) 第2条関係

1 対象施設

- (1) 埼玉大学 (さいたま市桜区下大久保255)
- (2) 埼玉大学教育学部附属小学校 (さいたま市浦和区常盤6-9-44)
- (3) 埼玉大学教育学部附属中学校 (さいたま市南区别所4-2-5)

2 対象とする災害種別

対象施設	対象とする災害種別			
	地震	洪水	崖崩れ	大規模事故等
(1) 埼玉大学	○	○ ※	○	○
(2) 埼玉大学教育学部附属小学校	○	○	○	○
(3) 埼玉大学教育学部附属中学校	○	○	○	○

※ ただし、建物の3階以上とする。また、指定避難所としての開設は行わない。

3 使用場所

(1) 埼玉大学

使用場所	使用種別	備考
総合体育館	○	洪水時を除く
第1体育館	△	洪水時を除く
第1武道場	△	洪水時を除く
第1食堂 (けやきホール)	△	洪水時を除く
グラウンド	○	洪水時を除く
大学会館	△	洪水時のみ使用可
全学講義棟2号館	○	洪水時のみ使用可

○…使用可

△…被災状況により、避難者が多数発生している場合又は発生する可能性が高い場合であって、乙の施設管理上、使用に問題が無いときに限り、乙の許可を得て、使用可

(2) 埼玉大学教育学部附属小学校

使用場所	使用種別	備考
校舎		
1～3階	△	校長室、副校長室、教員室、事務室、保健室、各教科研究室は不可
特別教室	△	
体育館	○	
グラウンド	○	

○…使用可

△…被災状況により、避難者が多数発生している場合又は発生する可能性が高い場合であって、乙の施設管理上、使用に問題が無いときに限り、乙の許可を得て、使用可

(3) 埼玉大学教育学部附属中学校

使用場所	使用種別	備考
校舎		
A棟1階	△	集会室のみ
C棟1階～3階	△	普通教室のみ
体育館		
1階フロア	○	準備室は不可
2階ギャラリー	○	
鳳翔館（武道場）	△	
グラウンド	○	

○…使用可

△…被災状況により、避難者が多数発生している場合又は発生する可能性が高い場合であって、乙の施設管理上、使用に問題が無いときに限り、乙の許可を得て、使用可

【資料4-6-7】災害時における避難地及び防災施設の使用に関する覚書
(埼玉県立近代美術館)

埼玉県立近代美術館（以下「甲」という。）及びさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難地を使用するに当たり、その管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

(避難地)

第1条 この覚書において、「避難地」とは、甲の敷地のうち一時避難場所等として使用する「疎林広場」、「自由広場」、「彫刻広場（野外彫刻周辺は除く）」をいう。

(鍵の貸与)

第2条 甲は、災害時に備え、乙に別紙1の鍵を貸与するものとする。

2 乙は、前項において貸与された鍵を適正に保管した上で、当該鍵の保管責任者を甲に報告し、また、保管責任者に変更があった場合にも、その都度甲に報告するものとする。

(防災施設の使用)

第3条 乙は、敷地内の防災施設として、「地下耐震貯水槽」、「災害用井戸」、「発電設備」を使用することができる。

(平常時の運営)

第4条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 避難地及び防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。

(2) 甲は、防災施設の鍵、操作方法等を記載した書類など（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するとともに、その操作方法について十分な説明を行うものとする。また、乙は貸与された鍵等は、災害時に速やかな対応が行えるよう保管場所等十分注意して管理するものとする。

(3) 甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立ち会いのもと、防災施設の状況等を確認するものとする。

(4) 甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先を変更した場合は、速やかに連絡するものとする。

(災害時の運営)

第5条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難地及び防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

(標示板の設置等)

第6条 乙は、避難場所を広く周知するため、乙の負担にて甲敷地内に標示板を設置し、管理を行うものとする。

(防災訓練等への協力)

第7条 甲は、乙が行う避難地を利用した防災訓練等に協力するものとする。この場合において、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費負担)

第8条 避難地及び防災施設の維持管理、関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における消耗品の補充等や乙の過失により破損した防災施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

(新たな施設の設置等)

第9条 甲が新たに防災施設を設置する場合、あるいは防災施設を変更する場合は、甲乙協議の上、別紙1を変更するとともに、甲は、第4条第2号に定める鍵等の貸与及び説明を行うものとする。

(防災関連情報の交換等)

第10条 甲及び乙は、それぞれが保有する防災計画等の防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書は、締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証明するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成23年 2月14日

さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号
甲 埼玉県立近代美術館
館長

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
乙 さいたま市
市長

別紙1 (第2条鍵の貸与)

建物名	貸与するキー	キーの種類	備考
防災用井戸 管理棟	発電機室キー ポンプ室キー	コピーキー 2本	市避難所防災倉庫内① 市防災課② 計2セット

【資料4-6-8】災害時における二次避難所施設利用に関する協定
(さいたま市文化振興事業団)

さいたま市（以下「甲」という。）と公益財団法人さいたま市文化振興事業団（以下「乙」という。）は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合に、さいたま市地域防災計画に基づき指定する避難場所を補完する二次的な避難場所（以下「二次避難所」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設を、二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(二次避難所の開設・閉鎖)

第2条 甲は、災害が発生し、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、乙が被害状況を確認した対象施設のうち、利用可能な施設を二次避難所として開設することができる。

2 甲は、二次避難所を閉鎖する際は、乙に通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(施設利用・閉鎖の要請)

第3条 甲は、前条に基づき二次避難所として利用または閉鎖を要請するときは、別に定める実施要領に基づいて行う。

(二次避難所の管理運営)

第4条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行い、乙は、甲に協力するものとする。

2 甲は、二次避難所に責任者を置くとともに、必要に応じて、食糧及び飲料水、日常生活用品、資機材等の物資を調達し、供与するものとする。

3 乙は、二次避難所の維持管理に協力するとともに、施設の備品について無償で貸与するものとする。

(開設期間)

第5条 二次避難所の開設期間は、開設した日から30日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により必要と認める場合は、乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。

(費用負担)

第6条 二次避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報、意見の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく二次避難所の運営が、円滑に行われるよう必要に応じて情報及び意見の交換を行うものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年 4月 1日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
市長

さいたま市南区根岸1丁目7番1号
乙 公益財団法人 さいたま市文化振興事業団
理事長

【資料4-6-9】災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書（埼玉県大宮公園事務所）

（趣旨）

第1条 この協定は、埼玉県大宮公園事務所（以下「甲」という。）が管理する大宮公園（大宮第二公園及び第三公園を含む）（以下「大宮公園」という。）及び防災施設を、災害発生時にさいたま市（以下「乙」という。）が住民の避難地として有効に使用できるようにするために、避難地及び防災施設の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（避難地）

第2条 乙が大宮公園内で広域避難場所として使用する区域（以下「避難地」という。）は、別紙1で示す埼玉県地域防災計画に位置づけた防災活動拠点のための区域以外の危険性のない場所とする。

（防災施設）

第3条 乙が使用する防災施設は、公園内の別紙2に定める施設とする。

（平常時の運営）

第4条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）避難地及び防災施設（東駐車場防災井戸は除く。）の維持管理は、甲が行うものとする。
- （2）甲は、防災施設の鍵、操作方法等を記載した書類など（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するとともに、その操作方法について十分な説明を行うものとする。また、乙は貸与された鍵等は、災害時に速やかな対応が行えるよう保管場所等十分注意して管理するものとする。
- （3）甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立ち会いのもと、防災施設の状況等を確認するものとする。
- （4）甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先を変更した場合は、速やかに連絡するものとする。

（災害時の運営）

第5条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難地及び防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

（訓練等）

第6条 甲は、乙が防災訓練等のため避難地及び防災施設の使用を申し入れたときは、協力するものとする。

(経費負担)

第7条 避難地及び防災施設の維持管理（東駐車場防災井戸は除く。）、関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における消耗品の補充等や乙の過失により破損した防災施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

(新たな施設の設置等)

第8条 甲が新たに防災施設を設置する場合、あるいは防災施設を変更する場合は、甲乙協議の上、別紙2を変更するとともに、甲は、第4条第2号に定める鍵等の貸与及び説明を行うものとする。

(協定の有効期限及び更新)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない限り、本協定は毎年更新されるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

附 則

平成9年12月24日付けで締結した「災害時における防災施設の運営に関する協定」は、本協定の締結をもって効力を失うものとする。

平成21年1月30日付けで締結した「災害時における防災施設の運営に関する協定」は、本協定の締結をもって効力を失うものとする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成24年 4月 1日

さいたま市大宮区高鼻町4丁目
甲 埼玉県大宮公園事務所
所 長

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
乙 さいたま市
市 長

別紙2

大宮公園防災施設一覧

施設名	内容
耐震性貯水槽	鋼板製40㎡×4、鋼板製100㎡×4、
非常災害時用井戸、浄水装置	揚水量0.2㎡/分×2
非常用発電設備	発電容量80kW×2
夜間照明設備	700W 6灯 2基(第1公園)、4基(第2公園)
避難設備	防災ドーム
放送設備	7基
防火水槽(非耐震性)	4基

【資料4-6-10】災害時等における避難場所としての使用に関する覚書

(ロッテ) (千葉ロッテマリーンズ)

(趣旨)

第1条 この覚書は、さいたま市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、株式会社ロッテ（以下「甲」という。）の施設及び敷地を避難場所として使用することについて、株式会社ロッテ及びその賃借人である株式会社千葉ロッテマリーンズ（以下「乙」という。）並びにさいたま市（以下「丙」という。）との対応及び協力体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この覚書の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、別図のとおりとする。

(平常時における管理等)

第3条 平常時（第1条に規定する災害時以外のときをいう。）における対象区域の管理等の在り方については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象区域の管理は、甲及び乙が行う。
- (2) 甲及び乙並びに丙は、避難場所として使用することについて、必要な情報を提供し連絡調整を図るものとする。

(避難場所の開設)

第4条 丙は、災害時において避難場所を開設する必要がある場合は、対象区域のうち甲の了承した場所に避難場所を開設することができる。

ただし、甲又は乙が対象区域以外を指定した場合は、その限りではない。

(開設の通知)

第5条 丙は、前条の規定により避難場所を開設しようとするときは、事前に甲及び乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 丙は、避難場所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、甲があらかじめ指定した施設を避難場所として開設することができる。この場合において、丙は、速やかに、甲及び乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難場所の管理運営)

第6条 乙は、災害時には、できる限り速やかに、近隣住民の避難に対する受入態勢をとることとする。

2 災害時の避難場所の管理運営及び避難者の怪我等については、丙の責任において行うものとする。

3 甲及び乙は、器具の片付け等、可能な範囲で避難する場所の確保に努めるとともに、避難場所の管理運営について、丙に協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 前条に係る費用は、丙が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難場所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を変更する場合は、甲及び乙並びに丙が協議の上、決定する。

(避難場所を早期に閉鎖するための努力義務)

第9条 丙は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

(避難場所の閉鎖)

第10条 丙は、当該避難場所を閉鎖するときは、甲及び乙に対しその旨を文書にて提出するとともに、その施設を原状に復し、甲及び乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(避難場所の取消し)

第11条 甲及び乙は、避難場所として施設を使用することが困難である又は業務に支障をきたす場合は、避難場所を取り消すことができる。

(訓練等)

第12条 甲及び乙は、丙が防災訓練等のため、甲の施設及び敷地の使用を申し入れたときは業務に支障がない範囲で協力するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に定めるもののほか、この覚書に関し必要な事項、その他この覚書に定めのない事項については、その都度甲及び乙並びに丙が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、甲及び乙並びに丙の記名押印の上、それぞれ各1通を所持する。

平成24年 8月10日

甲 東京都新宿区西新宿3丁目20番1号
株式会社ロッテ

代表取締役社長

乙 千葉県千葉市美浜区美浜1番地
株式会社千葉ロッテマリーンズ

取締役社長

丙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市

さいたま市長

【資料4-6-11】災害時における避難場所等としての利用に関する協定

(農業・食品産業技術総合研究機構)

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター（以下、「甲」という。）とさいたま市（以下、「乙」という。）は災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における避難場所等としての指定及び利用に関して、さいたま市地域防災計画に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲の管理する敷地及び施設を、被災者が大規模な延焼火災、その他の災害から一時的に避難する場所（以下、「広域避難場所」という。）及び指定避難所を補完する二次避難所として利用することについて、乙との協力体制等に関する必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この協定の対象区域及び対象施設は、別図のとおりとする。ただし、二次避難所として指定する施設以外の温室ハウス等を含む建物内は、甲が特に認める場合を除き対象外とする。

(平常時における管理等)

第3条 平常時における対象区域及び対象施設の管理等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象区域及び対象施設の管理は、甲が行うものとする。
- (2) 二次避難所開設のためにあらかじめ備蓄する食糧、飲料水、日常生活用品、資機材等の物資（以下、「備蓄物」という。）の補充等の管理は、乙が行うものとする。
- (3) 甲は、備蓄物を備蓄するため二次避難所、又は敷地内に業務に支障のない限り、その場所を確保するものとする。
- (4) 甲及び乙は、対象区域及び対象施設を広域避難場所及び二次避難所（以下、「避難場所等」という。）として利用することについて、相互に必要な情報を提供し連絡調整を図るものとする。
- (5) 乙は、避難を求める者に対し、避難場所等を広く周知するため、甲の管理する敷地内外に標識を設置し、管理を行うものとする。

(広域避難場所の利用等)

第4条 災害時における広域避難場所の利用等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時において、広域避難場所としての利用が想定される場合は、乙は甲に速やかに連絡するものとし、連絡を受けた甲は被災者の受け入れ態勢をとるものとする。
- (2) 乙が甲に連絡するいとまがない場合は、甲は管理する対象区域及び対象施設の安全を確認し、できる限り速やかに被災者の受け入れ態勢をとるものとする。

(二次避難所の利用等)

第5条 災害時における二次避難所の利用等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、対象施設を二次避難所として開設し、又は閉鎖しようとするときは、別に定める実施要領に基づき、甲に開設又は閉鎖を要請するものとする。
- (2) 乙は、甲が被害状況を確認した対象施設のうち、利用可能な施設を利用して二次避難所として開設することができるものとする。
- (3) 二次避難所の管理運営は、乙の責任において行い、甲は、乙に協力するものとする。
- (4) 乙は、二次避難所を閉鎖する際は、甲に通知するとともに、その施設を原状に復し、甲の確認を受けた後、引き渡すものとする。
- (5) 二次避難所の開設期間は、開設した日から30日以内とする。ただし、災害の状況により必要と認める場合は、甲乙協議の上、甲の業務に支障がない範囲で期間を延長することができるものとする。

(訓練等)

第6条 甲は、乙が防災訓練等のため避難場所等の利用を申し入れた時は、甲の業務に支障がない範囲で協力するものとする。防災訓練等の実施にあたっては、事前に訓練実施日及び訓練内容を甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の負担)

第7条 費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難場所等として利用し、甲の管理する敷地内に損害が出た場合の原状復旧に要した費用は乙が負担するものとする。
- (2) 避難場所等に係る標識の設置及び管理に関する費用は乙が負担するものとする。
- (3) 備蓄物の補充等の管理に関する費用は乙が負担するものとする。

(避難場所等の取消し)

第8条 甲は、第2条に定める対象区域及び対象施設が避難場所等として利用することが困難又は支障をきたす場合は、甲乙協議の上、避難場所等としての指定を取り消すことができるものとする。

なお、取り消しにあたり、乙は、必要に応じて標識を撤去するものとし、撤去費用は乙が負担するものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成27年7月1日から適用する。
- 2 平成24年10月29日に締結した「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ一通を所持する。

平成27年7月1日

甲 さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
農業技術革新工学研究センター
所 長

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

【資料4-6-12】災害時における防災活動協力に関する協定書（イトーヨーカ堂）

さいたま市を「甲」とし、株式会社イトーヨーカ堂を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、飲料水、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給、被災者（帰宅困難者を含む。以下同じ。）の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に乙に対し次に掲げる事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（1）応急生活物資の調達及び供給

（2）被災者に対し、別表に定める店舗及びその敷地（以下「本施設」という。）を一時避難場所として、原則営業時間内に飲料水、トイレ等を提供すること。

（3）被災状況、ライフライン等の情報交換を行うこと。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて協議し、相互に協力を要請することができる。

（使用条件及び使用期間）

第3条 本施設を一時避難場所として使用する場合には、乙は本施設の被害状況及び安全性を確認し、利用可能な区域を一時避難場所とする。

2 本施設の一時避難場所としての使用は、原則として営業時間内とし、使用期間は公設避難所が設置されるまでとする。ただし、状況により期間を変更する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請及び報告の方法）

第4条 第2条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）及び報告は、口頭、電話等をもって行い、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとする。なお、連絡先、連絡責任者又は担当者に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

（一時避難場所の管理運営）

第6条 乙は、災害時には、速やかに、被災者の避難に対する受入態勢をとることとする。

2 災害時の一時避難場所の管理運営は甲の責任において行うものとし、一時避難場所における被災者の怪我等については、甲が一切の責任を負うものとする。

3 乙は、器具の片付け等、避難する場所の確保に努めるとともに、一時避難場所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(応急生活物資の受領)

第7条 応急生活物資の受け渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急生活物資の供給及び運搬を行う場合に要する経費のうち、次の経費は甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

2 甲は、一時避難場所を閉鎖するときは、乙に対しその旨を文書にて報告するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

3 経費の算定に際しては、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第9条 前条の規定による経費の請求を受けた場合には、内容を確認の上、適当と認めるときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(履行義務の免除)

第10条 乙(本施設を含む。)が被災した場合、甲乙協議の上、履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成24年9月6日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役

別表（第2条関係）

店舗名	所在地	連絡先
イトーヨーカドー 浦和店	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町1-7-1	TEL 048-829-2261
イトーヨーカドー 大宮店	〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町4-263-6	TEL 048-645-3771
イトーヨーカドー 大宮宮原店	〒331-0812 さいたま市北区宮原町1-854-1	TEL 048-654-3111

【資料4-6-13】災害時における避難場所としての施設利用に関する協定

(佐藤栄学園)

さいたま市（以下「甲」という。）と学校法人佐藤栄学園埼玉栄中学・高等学校（以下「乙」という。）は、さいたま市地域防災計画に基づき、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合の市民に対する避難場所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する敷地及び施設を、災害発生時に市民が緊急に避難するための指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する二次避難所（以下「避難場所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この協定の対象となる区域は、乙の敷地内とする。

(平常時の運営)

第3条 平常時においては、前条に定める区域の管理を乙が行う。

2 甲及び乙は、乙の敷地及び施設を避難場所等として使用することについて必要な情報を互いに提供し、連絡調整を図るものとする。

(災害時の運営)

第4条 災害時においては、乙は、速やかに近隣住民の緊急避難に対する受入れ態勢をとることとする。

2 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行い、乙は、甲に協力するものとする。

3 甲は、二次避難所に責任者を置くとともに、必要に応じて、食糧、飲料水、日常生活用品、資機材等の物資を調達し、供与するものとする。

(二次避難所の開設・閉鎖)

第5条 甲は、災害が発生し、二次避難所を開設する必要がある場合は、乙が被害状況を確認した施設のうち、利用可能な施設を利用して二次避難所として開設することができる。

2 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(二次避難所の施設利用・閉鎖の要請)

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙の施設を二次避難所として利用し、又は閉鎖しようとするときは、別に定める実施要領に基づき乙に利用又は閉鎖を要請するものとする。

(二次避難所の開設期間)

第7条 二次避難所の開設期間は、開設した日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により必要と認める場合は、乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙の敷地内及びこれらに附属する施設を甲が避難場所等として利用したことにより損害が生じたときは、甲の負担によりこれらを原状に復するものとする。

- 2 二次避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 3 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所等としての施設利用が、円滑に行われるよう、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(訓練の実施)

第10条 甲及び乙は、この協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を行うものとする。

(避難場所等の解除)

第11条 乙は、避難場所等として施設を使用することが困難であるとき、又は支障をきたすときは、避難場所等の指定の解除を要請することができる。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、施行日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(施行日)

第14条 この協定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定書」(平成24年10月30日締結)は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市西区西大宮3丁目11番地1
学校法人 佐藤栄学園
埼玉栄中学・高等学校
理事長

【資料4-6-14】災害時における避難場所としての施設利用に関する協定（開智学園）

さいたま市（以下「甲」という。）と学校法人開智学園（以下「乙」という。）は、さいたま市地域防災計画に基づき、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合の市民に対する避難場所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する敷地及び施設を、災害発生時に市民が一時的に避難するための一時避難場所及び指定避難所を補完する二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、乙の敷地内とする。

（平常時の運営）

第3条 平常時については、前条に定める区域の管理を乙が行う。

- 2 甲及び乙は、乙の敷地及び施設を避難場所として使用することについて必要な情報を互いに提供し、連絡調整を図るものとする。
- 3 乙は、災害時における乙の児童・生徒及び職員のために、施設の安全対策及び食糧・飲料水等の備蓄に努めることとする。

（災害時の運営）

第4条 災害時については、乙は、学園内の児童・生徒の安全確保を最優先に行うとともに、速やかに近隣住民の一時避難に対する受入れ態勢をとることとする。

- 2 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行い、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 甲は、二次避難所に責任者を置くとともに、乙の学園内に残された児童・生徒を、当該災害による避難者として扱うものとする。
- 4 甲は、必要に応じて、食糧、飲料水、日常生活用品、資機材等の物資を調達し、供与するものとする。

（二次避難所の開設・閉鎖）

第5条 甲は、災害が発生し、二次避難所を開設する必要が生じた場合、乙が被害状況を確認した施設のうち、利用可能な施設を二次避難所として開設することができる。

- 2 乙は、学園内に残された児童・生徒の人数及び施設の被害状況により、避難者の受入可能人数を決定するものとする。
- 3 甲は、二次避難所を閉鎖する際は、乙に通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(二次避難所の施設利用・閉鎖の要請)

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙の施設を二次避難所として利用し、又は閉鎖しようとするときは、別に定める実施要領に基づき乙に利用又は閉鎖を要請するものとする。

(二次避難所の開設期間)

- 第7条 二次避難所の開設期間は、開設した日から30日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により必要と認める場合は、乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。
- 2 二次避難所の開設期間が長期にわたる場合、甲は乙の学校運営に支障をきたさないよう配慮するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 乙の敷地内及びこれらに附属する施設を甲が避難場所として利用したことにより損害が生じたときは、甲の負担によりこれらを原状に復すものとする。
- 2 二次避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。
 - 3 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所としての施設利用が、円滑に行われるよう、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとする。
なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(訓練の実施)

第10条 甲及び乙は、この協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を行うものとする。

(避難場所の解除)

第11条 乙は、避難場所として施設を使用することが困難であるとき、又は支障をきたすときは、避難場所の指定の解除を要請することができる。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、施行日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(施行日)

第14条 この協定は、平成25年2月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

附則

1 旧岩槻市が締結した「災害時における避難場所に関する協定」(平成14年4月1日締結)は廃止する。

平成25年2月1日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市岩槻区徳力西186番地
学校法人 開智学園
開智小・中学・高等学校
理事長

【資料4-6-15】災害時等における浦和競馬場の使用に関する覚書
(埼玉県浦和競馬組合)

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害時等に、浦和競馬場の敷地を、被災者が大規模な延焼火災等から一時的に避難する場所(以下「広域避難場所」という。)、災害時に救援物資等を集積・保管する場所(以下「物資集積場所」という。)及び応急備蓄物資を備蓄する施設(以下「防災倉庫」という。)として使用することについて、埼玉県浦和競馬組合(以下「甲」という。)とさいたま市(以下「乙」という。)の協力体制等に関する必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この覚書の対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、別図のとおりとする。

(平常時における管理等)

第3条 平常時における対象区域の管理等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象区域の管理は、甲が行うこと。
- (2) 甲と乙は広域避難場所、物資集積場所及び防災倉庫として利用することについて、必要な情報を提供し連絡調整を図るものとする。
- (3) 乙は広域避難場所を広く周知するため、甲の敷地内外に標識を設置し、管理を行うものとする。なお、設置費用及び修繕費用は乙が負担する。
- (4) 乙は物資集積場所として災害時に救援物資等を受け入れる体制を整えるため、甲の施設内に防災倉庫を設置し災害時に必要な応急備蓄物資を保管し、その管理を行うものとする。なお、甲は防災倉庫を無償で乙に提供する。

(災害時等における管理等)

第4条 災害時等における対象区域の管理等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時等において、甲は速やかに近隣住民の一時避難に対する受け入れ態勢をとることとする。
- (2) 災害時等において、乙は状況に応じて、対象区域内に物資集積場所を開設する。
なお、物資集積場所が開設された場合、甲及び乙はそれぞれ協力して、被害の軽減化を図るものとする。

(訓練等)

第5条 甲は、乙が防災訓練等のため広域避難場所、物資集積場所及び防災倉庫の使用を申し入れたときは、協力するものとする。防災訓練等の実施にあたっては、事前に訓練実施日及び訓練内容を甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が広域避難場所として使用し、甲の敷地内に損害が出た場合の原状復旧に要した費用は乙が負担するものとする。

(広域避難場所の取消し)

第7条 甲は、広域避難場所として使用することが困難又は支障をきたす場合は、甲乙協議の上、広域避難場所としての使用をこの覚書より取り消すことができるものとする。

なお、広域避難場所を取り消した場合、乙は標識を撤去するものとし、撤去費用は乙の負担とする。

(物資集積場所の取消し)

第8条 甲は、物資集積場所として使用することが困難又は支障をきたす場合は、甲乙協議の上、物資集積場所としての使用をこの覚書より取り消すことができるものとする。

なお、物資集積場所を取り消した場合、乙は救援物資等を撤去するものとし、撤去費用は乙の負担とする。

(防災倉庫の取消し)

第9条 甲は、防災倉庫として使用することが困難又は支障をきたす場合は、甲乙協議の上、防災倉庫としての使用をこの覚書より取り消すことができるものとする。

なお、防災倉庫としての使用を取り消した場合、乙は応急備蓄物資を撤去するものとし、撤去費用は乙の負担とする。

(覚書の有効期間及び更新)

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない限り、この覚書は毎年更新されるものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めるもののほか、この覚書に関し必要な事項、その他この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この覚書は、平成26年7月1日から適用する。
- 2 災害時等における浦和競馬場の使用に関する覚書（平成22年12月1日締結）は廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成26年7月1日

甲 さいたま市南区大谷場1丁目8番42号
 埼玉県浦和競馬組合
 管理者

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
 さいたま市
 さいたま市長

【資料4-6-16】災害時における物資供給及び施設利用に関する協定書（マミーマート）

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり物資供給及び施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に必要な物資の供給及び被災者の応急救助等に係る防災活動を実施し、以って甲の市民の生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

- 第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、被災者の応急救助に資するため、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場の一部を、被害状況及び安全性を確認したうえで、甲に無償開放するものとする。開放期間については7日とし、期間を延長する場合は甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 乙は、避難してきた地域住民等に対し、乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供する。
- 4 乙は駐車場を提供することが不可能と判断した場合、この協定に基づく協力要請を辞退することができる。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、受渡し場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資

の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(物資の価格・費用負担)

第6条 前条2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った受渡し場所までの運搬の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく速やかに乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価(乙の顧客向け価格)を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく事項を円滑に遂行するため、甲及び乙は、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、協定期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年10月1日

甲 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号
株式会社マミーマーケット
代表取締役社長

【資料4-6-17】災害時における施設等の提供協力に関する協定書（イオンリテール）

さいたま市を「甲」とし、イオンリテール株式会社北関東カンパニーを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震や河川氾濫等による大規模災害が発生した場合、やむを得ない事情により自家用車を利用して避難する被災者（以下「車避難者」という。）に対して、一時的に乙の駐車場の一部を開放する防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- （1）別表に掲げる乙の施設の駐車場の一部を、一時駐車場所として車避難者に提供すること。
- （2）避難してきた車避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）避難してきた車避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、前項第1号に定める施設の駐車場における提供可能範囲について、あらかじめ図面にて特定する方法により、甲に通知するものとする。

3 甲は、前項に定める乙の通知を受けた後、乙の駐車場を調査し、乙の駐車場の一部のうち乙から提供を受ける範囲につき、あらかじめ、図面にて特定する方法により、指定するものとする。

4 甲及び乙は、第1項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項については、相互に協力を要請することができる。

5 乙は、駐車場を提供することが不可能と判断した場合、この協定に基づく協力を辞退することができる。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（施設の管理運営責任）

第5条 甲は、第2条第1項及び第4項に基づく乙の協力については、甲の責任において管理し、車避難者に対して実施するものとする。

（協力期間）

第6条 この協定に基づく協力期間は、第3条に定める甲の要請を受け、または、乙が支援を開始した

ときから7日以内で甲が期間を決定し、甲は7日以内に他の駐車場所へ車避難者の車を移動させるなど対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(車避難者への指導)

第7条 甲は、乙の駐車場に避難してきた車避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、甲は、指導に従わない車避難者を乙の駐車場から退去させなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 火気を使用しないこと
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

2 乙は、前項の指導を、甲による指導として、甲に代わり行うことができる。

(車避難者に対する対応)

第8条 乙の駐車場に避難してきた車避難者における傷病者等の対応は、甲の責任において、甲が行うものとする。

(車避難者に対する責任)

第9条 乙は、甲からの要請に基づき、乙の駐車場を甲に対し開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲による協力要請前の災害によらない駐車場の損壊等、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(駐車場及び設備の原状回復)

第10条 甲は、第6条に定める協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備を、第2条第1項に定める協力要請時の原状に回復しなければならない。

(経費の負担)

第11条 乙は、第2条第1項に基づく協力内容については、次項に掲げるものを除き無償で提供するものとする。

2 次の各号に掲げる事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号の駐車場施設使用後の原状回復に要する経費
- (2) 第2条第4項の協力を要した経費のうち、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

(実施期日等)

- 1 この協定書は、令和3年5月1日から効力を有する
- 2 災害時における施設等の提供協力に関する協定書（平成29年8月22日締結）は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年5月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

埼玉県越谷市南越谷1丁目2876番地1

乙 イオンリテール株式会社執行役員
北関東カンパニー
支社長

別表

施設名	施設の所在地
イオン大宮西店	さいたま市西区三橋6丁目607番地13
イオン大宮店	さいたま市北区榎引町2丁目547番地1
イオンモール与野店	さいたま市中央区本町西5丁目2番9号
イオン北浦和店(※)	さいたま市浦和区常盤10丁目20番地29
イオンモール浦和美園店	さいたま市緑区美園5丁目50番地1

(※) イオン北浦和店の駐車料金については、車避難者が負担するものとする。

【資料4-6-18】災害時における施設等の提供協力に関する協定書（スバル興産）

さいたま市を「甲」とし、スバル興産株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震や河川氾濫等による大規模災害が発生した場合、やむを得ない事情により自家用車を利用して避難する被災者（以下「車避難者」という。）に対して、一時的に乙が所有する商業施設「ステラタウン」（所在地：さいたま市北区宮原町1丁目854-1）（以下「ステラタウン」という。）の駐車場の一部を開放する緊急災害支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- （1）ステラタウンの駐車場の一部を一時駐車場所として車避難者に提供すること。
- （2）避難してきた車避難者に対し、ステラタウンの設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）避難してきた車避難者に対し、ステラタウンの設備が使用可能な場合、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

2 ステラタウンの駐車場における提供可能範囲について、乙は予め、甲に通知するものとする。

3 甲は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める事項について、協力を要請することができる。

4 乙は、ステラタウンの駐車場を提供することが不可能と判断した場合、この協定に基づく協力を辞退することができる。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（協力期間）

第5条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から7日以内とし、甲は7日以内に他の駐車場所へ車避難者の車を移動させるなど対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（経費の負担）

第6条 乙は、第2条第1項に基づく協力内容については、次項に掲げるものを除き無償で提供するものとする。ただし、原則として、駐車料金については、車避難者が負担するものとする。

2 次の各号に掲げる事項については、甲が負担するものとする。

- （1）第2条第1項第1号の施設使用後の原状回復に要する経費
- （2）第2条第3項の協力を要した経費のうち、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(車避難者への指導)

第7条 甲は、ステラタウンの駐車場に避難してきた車避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、甲は、指導に従わない車避難者をステラタウンの駐車場から退去させなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 火気を使用しないこと
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

2 乙は、前項の指導を甲に代わり行うことができる。

(車避難者に対する責任)

第8条 乙は、甲からの要請に基づきステラタウンの駐車場を開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

(実施期日等)

- 1 この協定書は、令和3年3月1日から効力を有する
- 2 災害時における施設等の提供協力に関する協定書（平成29年8月22日締結）は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号

乙 スバル興産株式会社
代表取締役社長

【資料4-6-19】災害時における施設等の提供協力に関する協定書（片倉工業）

さいたま市を「甲」とし、片倉工業株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震や河川氾濫等による大規模災害が発生した場合、やむを得ない事情により自家用車を利用して避難する被災者（以下「車避難者」という。）に対して、一時的に乙が所有する商業施設「コクーンシティ」（所在地：さいたま市大宮区吉敷町4丁目263-1）の駐車場の一部を提供する緊急災害支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- （1）コクーンシティの駐車場の一部を甲が開設する避難所へ避難する際の一時駐車場所として車避難者に提供すること。なお、甲は、車避難者に対し、車中泊は行わず、駐車後速やかに避難所へ移動するよう促すものとする。
- （2）避難してきた車避難者に対し、コクーンシティの設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- 2 コクーンシティの駐車場における提供可能範囲について、乙は予め、甲に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める事項について、協力を要請することができる。
- 4 乙は、コクーンシティの駐車場を提供することが不可能と判断した場合、この協定に基づく協力を辞退することができる。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、前条に基づき、甲の要請を待たずに支援を実施したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（協力期間）

第5条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から7日以内とし、甲は7日以内に他の駐車場所へ車避難者の車を移動させるなど対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(経費の負担)

第6条 乙は、第2条第1項に基づく協力内容については、次項に掲げるものを除き無償で提供するものとする。ただし、原則として、駐車料金については、車避難者が負担するものとする。

2 次の各号に掲げる事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号の施設使用後の原状回復に要する経費
- (2) 第2条第3項の協力を要した経費のうち、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(現場責任者の派遣)

第7条 甲は、第2条の規定によりコクーンシティ駐車場の提供を受ける場合は、甲の職員を現場責任者として派遣し、車避難者に対して次条に規定する指導等を行うものとする。

(車避難者への指導)

第8条 甲は、コクーンシティの駐車場に避難してきた車避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、甲は、指導に従わない車避難者をコクーンシティの駐車場から退去させなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 火気を使用しないこと
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

2 乙は、前項の指導を甲に代わり行うことができる。

(車避難者に対する責任)

第9条 甲からの要請に基づきコクーンシティの駐車場を開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等については、甲が責任を負い対処するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定終了の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 甲及び乙は、やむを得ない事由により本協定を解約するときは、相手方に対し、1か月前までに書面で申入れをすることにより、有効期間中であっても本協定を解約することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

(実施期日等)

1 この協定書は、令和3年9月1日から効力を有する

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 9月 1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

東京都中央区明石町6番4号

乙 片倉工業株式会社
代表取締役社長

【資料4-6-20】災害時における避難場所としての施設利用に関する協定
(芝浦工業大学)

さいたま市（以下「甲」という。）と学校法人芝浦工業大学（以下「乙」という。）は、さいたま市地域防災計画に基づき、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合の市民に対する避難場所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する敷地及び施設を、災害発生時に市民が緊急に避難するための指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する二次避難所（以下「避難場所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この協定の対象となる区域は、「芝浦工業大学大宮キャンパス」（さいたま市見沼区深作307番地）の敷地内とする。

(平常時の運営)

第3条 平常時においては、前条に定める区域の管理を乙が行う。

- 2 甲及び乙は、乙の敷地及び施設を避難場所等として使用することについて必要な情報を互いに提供し、連絡調整を図るものとする。

(災害時の運営)

第4条 災害時においては、乙は、速やかに近隣住民の緊急避難に対する受入れ態勢をとることとする。

- 2 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行い、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 甲は、二次避難所に責任者を置くとともに、必要に応じて、食料、飲料水、日常生活用品、資機材等の物資を調達し、供与するものとする。

(二次避難所の開設・閉鎖)

第5条 甲は、災害が発生し、二次避難所を開設する必要がある場合は、乙が被害状況を確認した施設のうち、利用可能な施設を利用して二次避難所として開設することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の施設を二次避難所として開設しようとするときは、乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、開設に緊急を要するときは、口頭により通知し、後に文書を速やかに提出するものとする。
- 3 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(二次避難所の開設期間)

第6条 二次避難所の開設期間は、開設した日から30日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により必要と認める場合は、乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙の敷地内及び施設を甲が避難場所等として利用したことにより損害が生じたときは、甲の負担によりこれらを原状に復するものとする。

2 二次避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所等としての施設利用が、円滑に行われるよう、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲及び乙は、この協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を行うものとする。

(避難場所等の解除)

第10条 乙は、避難場所等として施設を使用することが困難であるとき、又は支障をきたすときは、避難場所等の指定の解除を要請することができる。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、施行日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(施行日)

第13条 この協定は、令和3年1月25日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和3年1月25日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 東京都港区芝浦3丁目9番14号
学校法人 芝浦工業大学
理事長

【資料4-6-21】災害時における「彩の国さいたま芸術劇場」の施設等の提供協力に関する協定書（埼玉県）（埼玉県芸術文化振興財団）

埼玉県（以下「甲」という。）、さいたま市（以下「乙」という。）及び公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「丙」という。）は、災害時における防災活動協力において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震や河川氾濫等による大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、やむを得ない事情により自家用車を利用して避難する被災者（以下「車避難者」という。）に対して、一時的に「彩の国さいたま芸術劇場」（所在地：さいたま市中央区上峰3丁目15番1号）（以下「芸術劇場」という。）の駐車場の一部を開放する防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、次の各号について、甲に協力を要請することができる。

- （1）芸術劇場の駐車場の一部を、芸術劇場の運営上支障がない範囲内で、一時駐車場所として車避難者に提供すること。
- （2）避難してきた車避難者に対し、芸術劇場の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）避難してきた車避難者に対し、芸術劇場の設備が使用可能な場合、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

2 甲は、前項による要請があったときは、芸術劇場の一時駐車場所としての使用の可否について丙と協議し、乙に連絡するものとする。

3 芸術劇場の駐車場における提供可能範囲について、丙は予め、乙に通知するものとする。

4 乙は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める事項について、甲及び丙に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 乙が甲に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、乙から甲に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、甲又は丙は、乙の要請を待たずに協力を実施することができる。

（報告）

第4条 甲は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(協力期間)

第5条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から7日以内とし、乙は7日以内に他の駐車場所へ車避難者の車を移動させるなど直ちに対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、第2条第1項に基づく協力内容については、次項に掲げるものを除き無償で提供するものとする。

2 次の各号に掲げる事項については、乙が負担するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号の施設使用後の原状回復に要する経費
- (2) 第2条第4項の協力を要した経費のうち、甲乙協議により乙が負担すべき経費

(車避難者への指導)

第7条 乙は、芸術劇場の駐車場に避難してきた車避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、乙は、指導に従わない車避難者を芸術劇場の駐車場から退去させなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 火気を使用しないこと
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

2 甲及び丙は、前項の指導を乙に代わり行うことができる。

(車避難者に対する責任)

第8条 甲及び丙は、乙からの要請に基づき芸術劇場の駐車場を開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲又は丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定する。

2 乙の連絡責任者は、甲及び丙の連絡責任者を確認し、それぞれに通知するものとする。

3 前項の規定は、次条で期間を延長する場合も準用する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 3月15日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

乙 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目15番1号

丙 公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団
理事長

様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

埼玉県知事

様

さいたま市長

印

協力要請書

災害時における「彩の国さいたま芸術劇場」の施設等の提供協力に関する協定に基づき、協力を要請します。

記

1 協力を要請する理由

2 要請事項

<担当者>

所 属

電 話

F A X

E-mail

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

さいたま市長
様

埼玉県知事 印

協力終了報告書

災害時における「彩の国さいたま芸術劇場」の施設等の提供協力に関する協定に基づき、年 月 日付、第 号で要請いただいた事項について、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

- 1 一時駐車場所提供期間
- 2 受入台数
- 3 協力事項
(対応人員、その他協力事項等を記載)
- 4 特記事項
(駐車場所提供に伴い発生した事故、またその対応等を記載)

<担当者>

所 属

電 話

F A X

E-mail

【資料4-6-22】災害時における施設等の提供協力に関する協定書（ビバホーム）

さいたま市を「甲」とし、株式会社ビバホームを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震や河川氾濫等による大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、やむを得ない事情により自家用車を利用して避難する被災者（以下「車避難者」という。）に対して、一時的に乙が所有する商業施設「スーパービバホームさいたま新都心店」（所在地：さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号）（以下「ビバホーム新都心店」という。）の駐車場の一部を開放する防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- （1）ビバホーム新都心店の駐車場の一部を、一時駐車場所として車避難者に提供すること。
- （2）避難してきた車避難者に対し、ビバホーム新都心店の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）避難してきた車避難者に対し、ビバホーム新都心店の設備が使用可能な場合、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、ビバホーム新都心店の駐車場における提供可能範囲について、あらかじめ甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める事項について、相互に協力を要請することができる。

4 乙は、ビバホーム新都心店の駐車場を提供することが不可能と判断した場合、この協定に基づく協力を辞退することができる。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（協力期間）

第5条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から7日以内とし、甲は7日以内に他の駐車場所へ車避難者の車を移動させるなど対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（経費の負担）

第6条 乙は、第2条第1項に基づく協力内容については、次項に掲げるものを除き無償で提供するものとする。

2 次の各号に掲げる事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号の施設使用後の原状回復に要する経費
- (2) 第2条第3項の協役に要した経費のうち、甲乙協議により甲が負担すべき経費
(車避難者への指導)

第7条 甲は、乙に代わりビバホーム新都心店に避難してきた車避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、甲は、指導に従わない車避難者をビバホーム新都心店から退去させなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 火気を使用しないこと
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと
(車避難者に対する対応)

第8条 乙の駐車場に避難してきた車避難者における傷病者等の対応は、甲の責任において、甲が行うものとする。

(車避難者に対する責任)

第9条 乙は、甲からの要請に基づきビバホーム新都心店の駐車場を開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(駐車場及び設備の原状回復)

第10条 甲は、第5条に定める協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備を、第2条第1項に定める協力要請時の原状に回復しなければならない。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月30日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号

乙 株式会社ビバホーム
代表取締役社長

【資料4-6-23】災害時における要配慮者の受入れに関する協定書（福祉総務課）

さいたま市を「甲」とし、〇〇法人〇〇〇〇会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、要配慮者が避難を余儀なくされた場合における社会福祉施設等での受入れに関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「要配慮者」とは、高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする者をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象とする施設は、乙が運営する社会福祉施設等（以下「施設」という。）のうち、次に掲げる施設とする。

(1) 〇〇〇〇施設〇〇〇〇（〇〇区〇〇〇町〇丁目〇番〇号）

(2) 〇〇〇〇施設〇〇〇〇（〇〇区〇〇〇町〇丁目〇番〇号）

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に、施設を要配慮者のために利用する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に協力を要請するに当たっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、可能な範囲において要配慮者に係る食糧及び生活必需品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請に基づき、施設を要配慮者のために利用した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 乙が要配慮者に供給した食糧及び生活必需品等の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(受入可能人員等)

第8条 甲及び乙は、この協定締結後、災害時に受け入れることができる要配慮者の範囲及び人数等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

埼玉県さいたま市〇〇区〇〇〇〇〇

乙 〇〇法人〇〇〇

理事長

■ 災害時における要配慮者の受入れに関する指定・協定締結施設一覧

No.	区	施設種別	施設名	法人名	住所
1	西区	特別養護 老人ホーム	扇の森	社会福祉法人 永寿荘	西区高木602-1
2			ひかわ	社会福祉法人 三恵会	西区高木892
3			遊美園	社会福祉法人 友好会	西区佐知川1522-1
4			三恵苑	社会福祉法人 三恵会	西区中釘2219-4
5			ゆめの園りあん中野林	社会福祉法人 ハッピーネット	西区中野林650-1
6			春陽苑	社会福祉法人 むつみ会	西区飯田新田91-1
7			敬寿園宝来ホーム	社会福祉法人 欣彰会	西区宝来86-1
8			扇の森WEST	社会福祉法人 永寿荘	西区中釘2345-1
9			緑水苑指扇	社会福祉法人 五葉会	西区指扇1570-2
10		介護老人 保健施設	葵の園・大宮	医療法人社団 葵会	西区清河寺685-1
11			高齢者ケアセンターゆらぎ	医療法人財団 新生会	西区西遊馬1556-1
12			ケア大宮花の丘	医療法人 丸山会	西区内野本郷975-5
13			春陽苑	社会福祉法人 むつみ会	西区飯田新田91-1
14			びわの葉	医療法人 三慶会	西区宝来1348-1
15			トワーム指扇	医療法人社団 松弘会	西区宝来591
16			ル・サンク湯澤	医療法人 博演会	西区三橋6-567
17		障害者施設	あかしあの森	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	西区塚本町 3-139-1
18			杉の子学園	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	西区塚本町1-94-1
19			ゆずり葉	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	西区塚本191-9
20	北区	特別養護 老人ホーム	白樺ホーム	社会福祉法人 大吉会	北区吉野町2-1331
21			今羽の森	社会福祉法人 永寿荘	北区今羽町650-1
22			なごみの里	社会福祉法人 悦生会	北区别所町892
23		介護老人 保健施設	ポヌール	医療法人 愛仁会	北区吉野町2-1365
24			ハートランド大宮	医療法人財団 聖蹟会	北区奈良町120-2

No.	区	施設種別	施設名	法人名	住所
25	北区	介護老人保健施設	みやびの里	医療法人社団 誠恵会	北区別所町920
26		障害者施設	大砂土障害者デイサービスセンター	さいたま市社会福祉事業団	北区本郷町17-7
27		高齢者施設	しもか荘	さいたま市社会福祉事業団	北区日進町1-800-105
28	大宮区	特別養護老人ホーム	はるばてお	社会福祉法人 悠揚会	大宮区上小町1187
29			白菊苑	社会福祉法人 育成会	大宮区天沼町1-154-1
30			大宮諏訪の苑	社会福祉法人 大桜会	大宮区三橋4-875-2
31	見沼区	特別養護老人ホーム	敬寿園	社会福祉法人 欣彰会	見沼区片柳1298
32			見沼緑水苑	社会福祉法人 五葉会	見沼区大和田町2-336
33			諏訪の苑	社会福祉法人 大桜会	見沼区南中野29
34			さいたまやすらぎの里	社会福祉法人 安心会	見沼区卸町2-21-1
35			さいたまやすらぎの里新館	社会福祉法人 安心会	見沼区卸町2-24
36			恵の里	社会福祉法人 福祉の森	見沼区東宮下1-13-1
37			さいたまかがやきの里	社会福祉法人 健寿会	見沼区染谷3-190-1
38			タムスさくらの杜 見沼	社会福祉法人 桐和会	見沼区東宮下883-1
39			敬寿園七里ホーム	社会福祉法人 欣彰会	見沼区大谷2022-1
40			島町花の郷	社会福祉法人 山寿会	見沼区島町305
41		介護老人保健施設	アーバンみらいハートランド東大宮	医療法人財団 聖蹟会	見沼区春野2-9-22
42			あすか	社会福祉法人 瑞泉	見沼区染谷3-430-1
43			ハートケア東大宮	医療法人社団 協友会	見沼区風渡野45
44			高齢者ケアセンターのぞみ	医療法人財団 新生会	見沼区片柳1387-1
45			大宮ナーシングピア	社会福祉法人 欣彰会	見沼区片柳1550
46			七里	医療法人 久幸会	見沼区東宮下1-152-1
47			高齢者施設	しらかば苑	医療法人 興仁会
48	障害者施設	春光園けやき	さいたま市社会福祉事業団	見沼区宮ヶ谷塔1-280	
49	中央区	特別養護老人ホーム	きりしき	社会福祉法人 明日栄会	中央区新中里2-8-6
50			緑水苑与野	社会福祉法人 五葉会	中央区大戸1-33-12

No.	区	施設種別	施設名	法人名	住所
51	中央区	特別養護老人ホーム	ナーシングヴィラ与野	社会福祉法人 シナプス	中央区本町東6-10-1
52		高齢者施設	いこい荘	さいたま市社会福祉事業団	中央区下落合5-11-12
53	桜区	特別養護老人ホーム	さいたまロイヤルの園	社会福祉法人 栄光会	桜区五関396-2
54			ブエナビスタ	社会福祉法人 さわらび会	桜区西堀 4-8-24
55			夢眠さくら	社会福祉法人 錦江舎	桜区町谷2-7-18
56		介護老人保健施設	ファインハイム	社会福祉法人 安誠福祉会	桜区宿372-1
57			うらわの里	医療法人 栄寿会	桜区西堀 8-4-1
58		高齢者施設	寿楽荘	さいたま市社会福祉事業団	桜区下大久保727-1
59		障害者施設	しびらき	社会福祉法人 邑元会	桜区新開3-3-17
60	浦和区	特別養護老人ホーム	浦和ふれあいの里	社会福祉法人 安心会	浦和区領家6-10-7
61			たいようの杜	社会福祉法人 まあれ愛恵会	浦和区常盤8-17-9
62		介護老人保健施設	埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設	独立行政法人 地域医療機能推進機構	浦和区北浦和5-2-7
63	南区	特別養護老人ホーム	けやきホームズ	社会福祉法人 弘優尽会	南区鹿手袋7-13-4
64			埼玉さくらんぼⅡ番館	社会福祉法人 敬寿会	南区太田窪3516-17
65			みょうばなの杜	社会福祉法人 新座福祉会	南区大谷口2474-3
66			こもれびの丘	社会福祉法人 潤青会	南区広ヶ谷戸130-1
67		介護老人保健施設	葵の園・浦和	医療法人社団 葵会	南区内谷5-24-1
68		障害者施設	埼玉県障がい者共同作業所	社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会	南区鹿手袋4-27-1
69		緑区	特別養護老人ホーム	尚和園	社会福祉法人 埼玉県共済会
70	白寿園			社会福祉法人 遍照会	緑区寺山157
71	リバティハウス			社会福祉法人 リバティ	緑区松木3-29-5
72	スマイルハウス			社会福祉法人 浦和福祉会	緑区大崎2160
73	浦和しぶや苑			社会福祉法人 騏忠会	緑区中尾925
74	あすなろの郷浦和			社会福祉法人 あすなろ会	緑区三室3029-3
75	浦和みやびの郷			社会福祉法人 敬愛会	緑区三室1712
76	介護老人保健施設		尚和園アンシャンテ	社会福祉法人 埼玉県共済会	緑区原山3-15-31

No.	区	施設種別	施設名	法人名	住所
77	緑区	介護老人 保健施設	あさがお	医療法人社団 アンフルール	緑区大崎3385-1
78			エスポワールさいたま	医療法人社団 明雄会	緑区大門1548-7
79		高齢者施設	グリーンヒルうらわ	さいたま市社会福祉事業団	緑区馬場1-7-1
80		障害者施設	めぐみ園	社会福祉法人 久美愛園	緑区三室1431
81			互助の里	社会福祉法人 久美愛園	緑区三室1431
82			久美学園	社会福祉法人 久美愛園	緑区三室1431
83			大崎むつみの里	さいたま市社会福祉事業団	緑区大字大崎37-1
84	岩槻区	特別養護 老人ホーム	岩槻まきば園	社会福祉法人 隼人会	岩槻区横根1375
85			白鶴ホーム	社会福祉法人 清澄会	岩槻区宮町1-5-12
86			松鶴園	社会福祉法人 春秋会	岩槻区古ヶ場11
87			岩槻名栗園	社会福祉法人 名栗園	岩槻区諏訪3-2-2
88			彩幸の杜	社会福祉法人 大幸会	岩槻区増長378-1
89			さいたまほほえみの里	社会福祉法人 安心会	岩槻区長宮1512-1
90			やまぶきの里	社会福祉法人 弘颯会	岩槻区東岩槻2-2-20
91			しらさぎ	社会福祉法人 城南会	岩槻区南下新井1538-7
92			まごめ遊美園	社会福祉法人 友好会	岩槻区馬込1318-1
93			さいたましあわせの里	社会福祉法人 健寿会	岩槻区裏慈恩寺1153-1
94			ひなの杜	社会福祉法人 春の木会	岩槻区裏慈恩寺51-1
95			千年の里	社会福祉法人 清澄会	岩槻区宮町1-10-12
96			ゆいの杜	社会福祉法人 悠生会	岩槻区加倉4-15-6
97			介護老人 保健施設	岩槻ライトケア	医療法人 ひかり会
98	エスポワール岩槻	医療法人社団 明雄会		岩槻区表慈恩寺541-1	
99	ソワールミエ槻の森	医療法人 ひかり会		岩槻区平林寺108	
100	障害者施設	どうかん	社会福祉法人 ささの会	岩槻区笹久保333-1	
101		友愛学園	社会福祉法人 多満喜会	岩槻区大野島66-1	

【資料4-6-24】原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定書（焼津市）

埼玉県さいたま市（以下「さいたま市」という。）と静岡県焼津市（以下「焼津市」という。）とは、浜岡原子力発電所の重大事故に因る放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態（以下、「原子力災害」という。）が発生した場合における焼津市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市及び焼津市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び「焼津市原子力災害広域避難計画」に基づき行う焼津市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 さいたま市は、原子力災害時に、焼津市民の生命及び身体を保護するため、埼玉県内へ避難し、又は一時移転する必要があると認められる場合であつて、焼津市から受入要請があつたときには、さいたま市が被災し、又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、埼玉県及び関係機関と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 焼津市が静岡県及び埼玉県を通じてさいたま市に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難経路所及び避難所の開設

(2) 焼津市による運営体制が整うまでの避難経路所及び避難所の運営に付随する業務

3 避難経路所及び避難所の開設と運営は、焼津市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）はさいたま市で対応し、できる限り速やかに焼津市に引き継ぐ。

4 焼津市は、静岡県とともに、国、関係事業者、埼玉県及びさいたま市と連携して、広域避難に係る避難経路所等の運営に必要となる人員・物資・資機材等を確保し、さいたま市の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

5 焼津市は、埼玉県及びさいたま市の協力を得て、あらかじめ避難所となる候補施設を可能な範囲で把握しておくものとする。

（広域避難の受入要請等）

第3条 さいたま市に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項の規定に基づき、焼津市が静岡県及び埼玉県を通して行うものとする。

2 さいたま市は、埼玉県と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条第1項の規定による要請を受け、さいたま市が広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国並びに静岡県及び埼玉県が調整する。

（避難退域時検査等）

第5条 広域避難を行う焼津市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及びさいたま市並びに焼津市の住民の安全・安心のため、浜岡地域原子力災害広域避難計画等を踏まえ、静岡県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難経路所及び避難所運営に必要な物資、防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、焼津市が静岡県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、焼津市はさいたま市に対し、必要物資の一部を貸与又は提供を要請することができる。

（費用の負担）

第7条 避難者の受入れに要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として焼津市が負担するものとする。

2 焼津市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、さいたま市に対し当該費用を一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第8条 さいたま市及び焼津市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡体制）

第9条 さいたま市及び焼津市は、この協定に係る連絡責任者を定め、当該責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、さいたま市及び焼津市が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各市が記名・押印の上、各1通を所持する。

令和5年3月24日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
埼玉県さいたま市長

静岡県焼津市本町2丁目16番32号
静岡県焼津市長

【資料4-7-1】災害時における緊急設備支援に関する協定書（セレスポ）

（趣旨）

第1条 さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、さいたま市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、さいたま市地域防災計画に基づき、乙の避難所用点とキャンプの設置等緊急対応システム「クイック24」（以下「システム」という。）の提供を目的とする協定を、次のとおり締結する。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の供給要請に応じ、積極的に応じるものとする。

2 乙は、営業時間外においても、甲からこの協定に基づく要請があったときには、速やかにその要請に応じられる体制を平常時から確立しておくものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対しこの協定に基づく要請をするときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

要請先及び指定避難場所については別表1のとおりとする。

（システムの内容）

第4条 乙は、甲が指定する避難場所に、緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入、救護所等を目的としたテントキャンプ資材を要請後24時間を目処に搬入、設置するものとする。

主な資材については、別表2のとおりとする。

2 乙は、甲の指示による設備の撤去時、その器材、備品の汚損、破損、紛失の責を甲に求めないものとする。

(代金の支払)

第5条 システム稼働の代金は、乙の定める災害時直前の価格とし、乙は、毎年1回、その料金表を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(有効期限)

第6条 この協定は、平成9年12月1日から効力を有するものとし、有効期限は1年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲、乙、いずれからの申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとし、以後の継続についても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成9年11月25日

甲 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市
さいたま市長

乙 東京都豊島区北大塚1丁目21番5号
株式会社 セレスポ
代表取締役

別表2 (第4条関係)

設備資材内容 (1 避難所につき)	
(1) パイプテント (2 間×3 間)	6 張
(2) キャンバス	6 張
(3) 養生シート	3 枚
(4) テーブル	6 枚
(5) 折りたたみ椅子	1 2 脚
(6) 立て看板 (6 0 0 × 1 8 0 0 白)	1 枚
(7) 伝言ボード (9 0 0 × 1 8 0 0 足付き)	2 式
(8) 緊急用簡易トイレ3台	
(9) コアプルパウダー・ビニール袋 (5 0 回分)	3 式

【資料4-7-2】災害救助犬の出動に関する協定書（ジャパンケネルクラブ）

社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害救助犬の出動に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時のさいたま市域内において、甲が乙の要請に伴い災害救助犬の出動により行う人命検索活動（以下「人命検索活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（出動の要請）

第2条 乙は、人命検索活動にあたり災害救助犬の出動が必要と認めた場合は、甲に対し災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を受けた場合は、速やかに甲に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害救助犬の出動を命じるものとする。

3 災害救助犬の頭数は、災害規模等を考慮し、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（人命検索活動の実施）

第3条 会員が災害救助犬とともに出動した場合は、乙の現場責任者の指示に従い人命検索活動を行なうものとする。

（人命検索活動の終了）

第4条 この協定による人命検索活動の終了は、乙が人命検索活動の終了を告げたとき、又は、災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき生じた経費の負担は、次の各号に掲げる事項の他、法令その他に別段の定めがあるものを除き甲が負担するものとする。

(1) 人命検索活動のため、災害救助犬の搬送に要した経費は乙が負担するものとする。

(2) 会員が、人命検索活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は別に定める規定により乙が負担するものとする。

（防災訓練への協力）

第6条 甲は、乙が主催又は指定する防災訓練への参加について、積極的に協力するものとする。

（報告）

第7条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する担当部署及び責任者を定め、緊急連絡先等を毎年度当初に相互に報告するものとする。

2 甲は、この協定に伴う出動可能な会員及び災害救助犬の名簿を、毎年度当初に乙に報告するものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年10月6日

甲 東京都千代田区神田須田町一丁目5番地
社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長

乙 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

【資料4-7-3】災害時における仮設トイレの供給に関する協定書（計10社）

さいたま市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内に大規模な地震、その他の災害が発生した場合における仮設トイレの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、乙に対して仮設トイレの供給を要請するときは、設置する場所及び数量、その他必要事項を記載した供給要請書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく供給要請書を提出する。

（供給内容）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、他に優先して仮設トイレを確保し、甲の指定する場所に速やかに運搬し、設置する。

（供給報告）

第4条 乙は、前条により設置したときは、速やかに甲に対して口頭、電話等で報告し、事後に遅滞なく供給報告書を提出する。

（撤去要請）

第5条 甲が、乙に対して仮設トイレの撤去を要請するときは、し尿を収集し、撤去する場所及び数量、その他必要事項を記載した撤去要請書にて行うものとし、乙は、速やかに撤去するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく撤去要請書を提出する。

（撤去報告）

第6条 乙は、前条により撤去したときは、速やかに甲に対して口頭、電話等で報告し、事後に遅滞なく撤去報告書を提出する。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が設置した仮設トイレの運搬費用、設置・撤去費用、使用料及びその他の費用については、甲が負担する。

2 前項に要する費用の額は、標準的な価格により、甲乙協議の上、決定する。

（費用の請求）

第8条 乙は、仮設トイレを撤去したときは、速やかに前条の費用を甲に対して、甲の指定する文書により請求する。ただし、仮設トイレの供給期間が長期にわたるときは、各月ごとに請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めるときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定(前条に基づき定められた細目を含む。)に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成20年 3月11日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
 さいたま市長

乙

協定締結事業社一覧

番号	事業社名	所在地
1	株式会社アケイ 埼玉支店	西区三橋6丁目779番地1
2	旭ハウス工業株式会社 埼玉支店	大宮区桜木町2丁目370番地
3	株式会社イマギイレ	西区内野本郷219番地3
4	株式会社カネ・コーポレーション 岩槻営業所	岩槻区岩槻6919番地1
5	株式会社デザインアーク 北関東支店	大宮区宮町2丁目81番地
6	西尾レイトール株式会社 さいたま営業所	西区西遊馬字金山38番地
7	日野興業株式会社 埼玉営業所	北区宮原町3丁目306番地1
8	株式会社ヨーキ 岩槻営業所	岩槻区古ヶ場1丁目7番地7
9	株式会社レイトルのニックン さいたま中央営業所	浦和区高砂2丁目2番3号
10	山下商事株式会社 岩槻営業所	岩槻区南平野1692番地

【資料4-7-4】災害時における電気設備の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における公共施設等の電気設備に係る復旧活動等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内に大規模な災害が発生し、甚大な被害が生じた場合において、公共施設等の電気設備の復旧活動及び電気に係る事故防止の処置に関し、必要な事項を定める。

（支援の種類）

第2条 甲は乙に対して、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備の復旧活動に関すること。
- （2）公共施設等の電気設備に係る事故防止処置に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対して、前条の規定の支援を要請する場合は、電気設備の復旧活動等を要する公共施設等の所在地及び名称等、必要事項を記載した復旧支援要請書（別紙様式1）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅滞なく復旧支援要請書を提出する。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から公共施設等の電気設備の復旧活動等の支援要請を受けたときは、他に優先して支援を実施する。ただし、支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告する。

（復旧活動の終了）

第5条 乙は、甲の要請による公共施設等の電気設備の復旧活動等が終了した場合には、速やかに甲に対して口頭、電話等により報告し、相互に作業内容を確認して、甲に引き渡すものとし、事後に遅滞なく災害復旧業務完了報告書（別紙様式2）を提出する。

（費用の負担）

第6条 乙が、甲の要請により公共施設等の電気設備の復旧活動等の支援に要した費用については、甲が負担する。

- 2 前項に要する費用の額は、標準的な価格により、甲、乙協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第7条 乙は、公共施設等の電気設備の復旧活動等が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に対して、甲の指定する文書により請求する。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ適当と認めたときは、速やかに費用を乙に支払う。

(守秘義務)

第8条 乙はこの協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定(前条に基づき定められた細目を含む。)に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 3月 2日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

代表者 市長

さいたま市北区宮原町1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合

理事長

【資料4-7-5】災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する
包括的協定書（日本建設業連合会関東支部）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあつては自社施設を含む。）とする。

2 前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条、第4条又は第6条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関す

る情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

- 4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
- 5 甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材等調達)

第4条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(連絡体制の整備等)

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

- 2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年4月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第6条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、
本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は
人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書
面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、
その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。ま
た、第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務
等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うも
のとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、
乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保
有するものとする。

平成30年3月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省 関東地方整備局長

乙 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
群馬県知事

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県知事

千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県知事

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都知事

神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事

長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2
長野県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市長

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市長

神奈川県横浜市中区港町1番1号
横浜市 長

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 長

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市 長

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
独立行政法人水資源機構 理事長

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20
東日本高速道路株式会社 関東支社長

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社長

東京都八王子市宇津木町231番地
中日本高速道路株式会社 八王子支社長

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号
首都高速道路株式会社 代表取締役社長

丙 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館
一般社団法人 日本建設業連合会 関東支部長

【資料4-7-6】大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達
に関する協定書（さいたま市建設業協会）

さいたま市（以下「甲」という。）並びに一般社団法人さいたま市建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・風水害等の異常な自然現象等により生ずる大規模災害又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の内容）

第2条 災害時において甲が乙に要請できる業務等は、次のとおりとする。

- （1）甲が所有又は管理する施設の応急補修及び建設資材等の調達に関すること。
- （2）その他甲が必要と認める災害応急作業

（災害応急対策業務）

第3条 甲は、災害時に必要と認めるときは、文書により乙に災害応急対策業務の実施を要請できるものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する乙の会員を特定するため、乙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、乙に要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための乙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、甲に報告するものとする。

ただし、さいたま市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4 甲は、前項の規定により報告を受けた乙の会員の資機材及び人員に関する情報により原則として別表の要請先区分に従い、災害応急対策業務を実施する乙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

5 甲は、前項の規定により出動を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。

6 乙の会員は、甲から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やか

に、甲の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材等調達)

第4条 甲は、災害時に必要と認めるときは、文書により乙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により調達を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、調達可能な乙の会員を特定するため、速やかに乙の会員の建設資材等の在庫情報を収集し、甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の規定により報告を受けた乙の会員の建設資材の在庫情報により、原則として別表の要請先区分に従い、調達する乙の会員を特定し、調達の具体的な内容を指示するものとする。

4 乙の会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、第3条の規定により乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、乙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により乙の会員に調達を要請したときは、遅滞なく、乙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

(連絡体制の整備等)

第6条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

(訓練の実施)

第7条 甲又は乙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲乙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害補償)

第9条 災害応急対策業務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法」を適用するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月18日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
 さいたま市
 さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 一般社団法人さいたま市建設業協会
 会長

別表

要請先	災害の発生場所	甲の主な担当部署
乙の大宮支部内の会員	西区、北区、大宮区及び見沼区の区域内	北部建設事務所、北部都市・公園管理事務所、西区役所、北区役所、大宮区役所、見沼区役所、本庁関係部署
乙の与野支部内の会員	中央区の区域内	南部建設事務所、南部都市・公園管理事務所、中央区役所、本庁関係部署
乙の浦和支部内の会員	桜区、浦和区、南区及び緑区の区域内	南部建設事務所、南部都市・公園管理事務所、桜区役所、浦和区役所、南区役所、緑区役所、本庁関係部署
乙の岩槻支部内の会員	岩槻区域内	北部建設事務所、北部都市・公園管理事務所、岩槻区役所、本庁関係部署

※要請する際は、災害の発生場所により要請先を原則として上記のとおりとするが、災害が広範囲にわたり、別表の範囲では対応することができないと判断した場合は、範囲外であっても要請することができる。

【資料4-7-7】大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達
に関する協定書（彩の国建設業協会）

さいたま市（以下「甲」という。）並びに一般社団法人彩の国建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・風水害等の異常な自然現象等により生ずる大規模災害又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の内容）

第2条 災害時において甲が乙に要請できる業務等は、次のとおりとする。

- （1）甲が所有又は管理する施設の応急補修及び建設資材等の調達に関すること。
- （2）その他甲が必要と認める災害応急作業

（災害応急対策業務）

第3条 甲は、災害時に必要と認めるときは、文書により乙に災害応急対策業務の実施を要請できるものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する乙の会員を特定するため、乙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための乙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、甲に報告するものとする。

ただし、さいたま市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

- 4 甲は、前項の規定により報告を受けた乙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する乙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
- 5 甲は、前項の規定により出動を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。
- 6 乙の会員は、甲から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材等調達)

- 第4条 甲は、災害時に必要と認めるときは、文書により乙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により調達を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、調達可能な乙の会員を特定するため、速やかに乙の会員の建設資材等の在庫情報を収集し、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により報告を受けた乙の会員の建設資材の在庫情報により、調達する乙の会員を特定し、調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 乙の会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(契約の締結)

- 第5条 甲は、第3条の規定により乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、乙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により乙の会員に調達を要請したときは、遅滞なく、乙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

(連絡体制の整備等)

- 第6条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

(訓練の実施)

- 第7条 甲又は乙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲乙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

- 第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。
- ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害補償)

- 第9条 災害応急対策業務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法」を適用するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 5月18日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目410番地8
一般社団法人彩の国建設業協会
会長

【資料4-7-8】大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達
に関する協定書（さいたま市土木研究会）

さいたま市（以下「甲」という。）並びに一般社団法人さいたま市土木研究会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・風水害等の異常な自然現象等により生ずる大規模災害又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の内容）

第2条 災害時において甲が乙に要請できる業務等は、次のとおりとする。

- （1）甲が所有又は管理する施設の応急補修及び建設資材等の調達に関すること。
- （2）その他甲が必要と認める災害応急作業。

（災害応急対策業務）

第3条 甲は、災害時に必要と認めるときは、文書により乙に災害応急対策業務の実施を要請できるものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する乙の会員を特定するため、乙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、乙に要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための乙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、甲に報告するものとする。

ただし、さいたま市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4 甲は、前項の規定により報告を受けた乙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する乙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

5 甲は、前項の規定により出動を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。

6 乙の会員は、甲から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材等調達)

- 第4条 甲は、災害時に必要と認めるときは、文書により乙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により調達を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、調達可能な乙の会員を特定するため、速やかに乙の会員の建設資材等の在庫情報を収集し、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により報告を受けた乙の会員の建設資材の在庫情報により、調達する乙の会員を特定し、調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 乙の会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(契約の締結)

- 第5条 甲は、第3条の規定により乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、乙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により乙の会員に調達を要請したときは、遅滞なく、乙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

(連絡体制の整備等)

- 第6条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

(訓練の実施)

- 第7条 甲又は乙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲乙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

- 第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。
- ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害補償)

- 第9条 災害応急対策業務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法」を適用するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月1日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市中央区八王子2丁目9番15号
一般社団法人さいたま市土木研究会
代表理事

【資料4-7-9】災害時における段ボール製品の調達に関する協定
(東日本段ボール工業組合)

さいたま市(以下「甲」という。)と、東日本段ボール工業組合(以下「乙」という。)は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、さいたま市内で災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要物資(以下「物資」という。)の調達について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲は、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給、運搬等(以下「供給等」という。)について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

(協力の実施及び受諾等)

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) さいたま市内、又は最寄りの場所等に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員(以下「組合員」という。)と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

(物資の種類)

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

(物資の引渡し)

第5条 甲及び組合員は、第3条第3項の協議において引渡し場所等を決める。引渡しは、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

3 乙は、組合員もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾し、対応策について乙及び組合員と協議する。

(費用)

第6条 組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直前の価格を基準とし、甲及び組合員が第3条第3項の協議において決定するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき組合員が物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(協議等)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれかが、文書により解約又は変更の申し出をしない限り、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(埼玉県の連絡調整)

第13条 この協定の履行にあたっては、災害救助法第2条の3に基づき、埼玉県知事による連絡調整が行われるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年8月25日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

東京都中央区八丁堀四丁目1番4号 八丁堀中央ビル8階

乙 東日本段ボール工業組合
理事長

【資料4-7-10】災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド）

さいたま市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）は、さいたま市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の広報媒体等の利用

(電力復旧に係る応急措置の実施)

第5条 第4条第1項第1号の応急措置の実施において、乙は必要に応じ、各戸を個別に訪問し、需要者の在宅を確認したうえで復電する作業のほか、被災の状況を踏まえ、より迅速かつ安全な復旧作業の方法について、甲、乙協議するものとする。

2 前項で協議した内容を踏まえ、乙は電力復旧等について計画を策定し、その内容を甲に通知するものとする。

ただし、乙は、電力の復旧に関し、緊急を要する場合には、口頭で甲にその状況を報告し、乙により決定した計画に基づき電力復旧等を実施するものとする。

(復旧作業の周知等)

第6条 甲は、災害が発生し広範囲における停電が発生した場合、または発生するおそれのある場合、次の事項について努めるものとする。

(1) 被災建築物の調査などにおいて、訪問時には復電作業の案内を配布し、停電中のおしらせについての周知を行う。

(2) 広範囲における長時間停電の場合、乙からの申出があり、乙による広報活動のみでは周知が困難であると甲が判断した場合には、甲による広報を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(旧協定の失効)

第10条 甲乙間で締結した「災害時における電力復旧等に関する協定書」(平成28年11月9日付け)は本協定の締結日よりその効力を失うものとする。

(協議)

第11条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年12月4日

さいたま市浦和区常盤6-4-4
甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市浦和区北浦和5-14-2
乙 東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
総支社長

【資料4-7-11】災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（埼玉県建築産業団体連合会）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
- (2) 「応急修理等」とは、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第1項第2号で定めるもの（障害物の除去）をいう。
- (3) 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第3条 甲又は乙は、災害が発生し十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により丙に対し、住宅の建設に関し協力を要請することができる。

（業務の指示）

第4条 甲又は乙は災害の実情に応じて、丙に対し業務内容、日時場所を指定して建設資機材及び人材（以下、「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 丙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲又は乙に対し丙に加盟している関係団体の会員（以下、「丁」という。）を通して建設資機材等を提供する。

（費用負担及び支払）

第6条 甲又は乙の使用した建設資機材等に要する費用は、第3条の要請の当事者である甲又は乙が負担するものとする。

- 2 第3条の要請の当事者である甲又は乙は、丁の業務終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（応急修理等）

第7条 丙は、災害の発生が予測される場合又は災害発生後、速やかに応急修理等の対応が可能な丙の会員である業者を選定したうえ、甲に対し、活動可能区域等を記載した業者名簿を提供するものとする。

- 2 甲は、第9条第1項の連絡調整を行ったうえ、前条の業者名簿を速やかに乙に提供するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会事務局とする。

(連絡調整)

第9条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整のもとで、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第10条 丙は、応急修理等の対応が可能な丙の会員である業者の住所、名称、連絡先電話番号等を記載した名簿について、毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した昭和63年12月27日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目1番7号 建産連会館1階
丙 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
会長

【資料4-7-12】災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（プレハブ建築協会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
- (2) 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手續）

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 埼玉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、前項にかかわらず、乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅の建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせん、その他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅の建設）

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丁が前条の住宅の建設に要した費用は、当該建設に関わる契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅の建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整のもとで丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅の建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当者名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した昭和63年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

東京都千代田区神田小川町二丁目3番13号 M&Cビル5階
丙 一般社団法人プレハブ建築協会
会長

【資料4-7-13】災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（全国木造建設事業協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設木造住宅（以下「住宅」という。）の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
（2）「応急修理等」とは、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理及び同項第10号に規定する災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第1項第2号で定めるもの（障害物の除去）をいう。
（3）「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（要請の手続）

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。
2 乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第9条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
3 埼玉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、前項にかかわらず、乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。
4 前項の場合、乙は住宅の建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第9条第1項の連絡調整を行う。

（協力）

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）の斡旋、その他可能な限り甲又は乙に協力を行うものとする。

（住宅の建設）

第5条 丙の斡旋を受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丁が前条の住宅の建設に要した費用は、当該建設に関わる契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。
2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（応急修理等）

第7条 丙は、災害の発生が予測される場合又は災害発生後、速やかに応急修理等の対応が可能な丙の会員である業者を選定したうえ、甲に対し、活動可能区域等を記載した業者名簿を提供するものとする。

る。

2 甲は、第9条第1項の連絡調整を行ったうえ、前項の業者名簿を速やかに乙に提供するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

(連絡調整)

第9条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整のもとで丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第10条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況及び応急修理等の対応が可能な丙の会員である業者の住所、名称、連絡先電話番号等を記載した名簿について、毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第11条 丙は、本協定に係る丙の業務担当者名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、内容に変更があった場合も報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成24年3月29日付け「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

東京都中央区八丁堀三丁目4番10号 京橋北見ビル東館6階
丙 一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長

【資料4-7-14】災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（埼玉県住まいづくり協議会）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設木造住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が埼玉県住まいづくり協議会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
- (2) 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（要請の手続）

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 埼玉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、前項にかかわらず、乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅の建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協力）

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）の斡旋、その他可能な限り甲又は乙に協力をを行うものとする。

（住宅の建設）

第5条 丙の斡旋を受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丁が前条の住宅の建設に要した費用は、当該建設に関わる契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては埼玉県住まいづくり協議会事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整のもとで丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅の建設について協力できる建設能力等の状況について、毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当者名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、内容に変更があった場合も報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成24年3月29日付け「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

丙 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目12番10号
埼玉県住まいづくり協議会
会長

【資料4-7-15】災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（日本木造住宅産業協会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設木造住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
- (2)「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙から連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 埼玉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、前項にかかわらず、乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅の建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせん、その他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅の建設）

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丁が前条の住宅の建設に要した費用は、当該建設に関わる契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅の建設終了後検査をし、これを確認したとき

【資料4-7-15】災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（一般社団法人日本木造住宅産業協会）

は丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会 応急住宅埼玉県幹事会社又は本部特命担当部長とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整のもとで丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 丙は、住宅の建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当者名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、令和5年6月9日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和5年6月9日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

東京都港区六本木一丁目7番27号 全特六本木ビル WEST 棟2階
丙 一般社団法人日本木造住宅産業協会
会 長

【資料4-7-16】災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（日本ムービングハウス協会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設木造住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
- (2)「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙から連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 埼玉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、前項にかかわらず、乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅の建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせん、その他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅の建設）

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丁が前条の住宅の建設に要した費用は、当該建設に関わる契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅の建設終了後検査をし、これを確認したとき

【資料4-7-16】災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書（建築総務課）
（埼玉県）（日本ムービングハウス協会）

は丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会担当部とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整のもとで丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 丙は、住宅の建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当者名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、令和5年6月9日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和5年6月9日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

北海道札幌市清田区美しが丘三条十丁目2番15号
丙 一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事

【資料4-7-17】災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
(住宅政策課) (埼玉県) (埼玉県宅地建物取引業協会)

埼玉県(以下「甲」という。)、さいたま市(以下「乙」という。)及び公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会(以下「丙」という。)は、災害時に甲、乙及び丙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次とおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の適用を受ける災害が発生した場合において、甲及び乙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)に、賃貸型応急住宅(応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの。)として、民間賃貸住宅を提供するため、丙に対し協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害が発生し必要と認める場合、丙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 丙は、前条の規定に基づき甲及び乙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲及び乙に可能な限り協力するものとする。

(甲及び乙の役割)

第4条 甲及び乙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅の借りに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる業務の一部を、丙その他甲及び乙の定める者に委託等することができる。

(丙の役割)

第5条 丙は、第3条の規定に基づき甲及び乙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅として甲及び乙が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 丙の会員である宅地建物取引業者のリスト作成に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (5) 甲及び乙から委託を受けた業務に関すること
- (6) その他関係者との調整に関すること

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の広域調整の下で、甲、乙及び丙による連携体制をとるものとする。

- 2 乙は、前項の連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙及び丙の協議の上定める。

(雑則)

第8条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙においては、法第2条の2第1項の規定に基づき、乙が救助実施市に指定され公示があった日から適用する。

- 2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
- 3 甲と丙との間で締結した平成16年5月18日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」、平成17年1月27日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する覚書」及び「別紙 覚書で定める契約手続き等の費用、賃料の限度額及び住宅の基準」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6番15号
丙 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
会長

【資料4-7-18】災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
(住宅政策課) (埼玉県) (全国賃貸住宅経営者協会連合会)

埼玉県(以下「甲」という。)、さいたま市(以下「乙」という。)及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「丙」という。)は、災害時に甲、乙及び丙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次とおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の適用を受ける災害が発生した場合において、甲及び乙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)に、賃貸型応急住宅(応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの。)として、民間賃貸住宅を提供するため、丙に対し協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害が発生し必要と認める場合、丙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 丙は、前条の規定に基づき甲及び乙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲及び乙に可能な限り協力するものとする。

(甲及び乙の役割)

第4条 甲及び乙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅の借りに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる業務の一部を、丙その他甲及び乙の定める者に委託等することができる。

(丙の役割)

第5条 丙は、第3条の規定に基づき甲及び乙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅として甲及び乙が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 丙の会員である宅地建物取引業者のリスト作成に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (5) 甲及び乙から委託を受けた業務に関すること
- (6) その他関係者との調整に関すること

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の広域調整の下で、甲、乙及び丙による連携体制をとるものとする。

- 2 乙は、前項の連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙及び丙の協議の上定める。

(雑則)

第8条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙においては、法第2条の2第1項の規定に基づき、乙が救助実施市に指定され公示があった日から適用する。

- 2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
- 3 甲と丙との間で締結した平成22年12月2日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

【資料4-7-18】災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
(埼玉県) (全国賃貸住宅経営者協会連合会)

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

乙 さいたま市
さいたま市長

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

丙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長

【資料4-7-19】災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
(住宅政策課) (埼玉県) (全日本不動産協会埼玉県本部)

埼玉県(以下「甲」という。)、さいたま市(以下「乙」という。)及び公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部(以下「丙」という。)は、災害時に甲、乙及び丙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次とおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の適用を受ける災害が発生した場合において、甲及び乙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)に、賃貸型応急住宅(応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの。)として、民間賃貸住宅を提供するため、丙に対し協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害が発生し必要と認める場合、丙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 丙は、前条の規定に基づき甲及び乙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲及び乙に可能な限り協力するものとする。

(甲及び乙の役割)

第4条 甲及び乙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅の借りに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる業務の一部を、丙その他甲及び乙の定める者に委託等することができる。

(丙の役割)

第5条 丙は、第3条の規定に基づき甲及び乙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅として甲及び乙が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 丙の会員である宅地建物取引業者のリスト作成に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (5) 甲及び乙から委託を受けた業務に関すること
- (6) その他関係者との調整に関すること

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の広域調整の下で、甲、乙及び丙による連携体制をとるものとする。

- 2 乙は、前項の連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙及び丙の協議の上定める。

(雑則)

第8条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙においては、法第2条の2第1項の規定に基づき、乙が救助実施市に指定され公示があった日から適用する。

- 2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
- 3 甲と丙との間で締結した平成16年5月18日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」、平成17年1月27日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する覚書」及び「別紙 覚書で定める契約手続き等の費用、賃料の限度額及び住宅の基準」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目10番4号
丙 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長

【資料4-7-20】災害時における応援協力に関する協定書（水道総務課）
（埼玉水道サービス公社）

さいたま市水道局（以下「甲」という。）と財団法人埼玉水道サービス公社（以下「乙」という。）は、地震、濁水、その他による水道施設の被害（以下「災害等」という。）による緊急事態発生時の応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、さいたま市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その応急対策及び復旧対策に係る措置（以下「応急措置等」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（応援協力要請）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合において、乙に応援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り応援協力するものとする。

（応援協力の内容）

第3条 乙の甲に対する応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報等の提供
- (2) 甲が行う給水活動の支援
- (3) 市民への広報活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

（応援協力要請の方法）

第4条 甲の乙に対する協力要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 要請の理由（災害等の状況）
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援協力を要する場所
- (4) 応援協力の期間及び内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援協力要員の派遣）

第5条 乙は、前条の規定により応援協力の要請を受けたときは、速やかに応援協力をを行うための体制を整え、必要な人員及び機材等を出動させ、甲が行う応急措置等に協力するものとする。

2 前項の規定による応急措置等を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定により、乙が実施する応援協력에要する費用は無償とする。ただし、特別な事由がある場合には、甲及び乙が協議して、その都度定めるものとする。

(報告事項)

第7条 乙は、この協定による応援協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が何らかの意思表示をしないときは、別に取り交わす業務委託の契約期間内において、その効力は持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲と乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年9月2日

甲 さいたま市水道事業管理者

乙 財団法人埼玉水道サービス公社

【資料4-7-21】災害時における復旧工事の協力に関する協定書（水道総務課）
（計15社）

さいたま市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害により甲の所有する水道施設に被害が生じたとき、復旧工事の協力について次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は乙に対して、災害時における水道施設の復旧工事の協力を文書または電話等により要請することができるものとする。

（費用の負担）

第2条 乙が、甲の要請により復旧工事の協力に要した費用については、甲が負担する。

（連絡責任者）

第3条 甲と乙は、あらかじめ震災時における連絡責任者を定め、震災が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方から異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を自動的に1年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

昭和59年2月21日付けで埼玉県南水道企業団と株式会社〇〇〇〇が締結した「震災時における復旧工事の協力に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成28年12月9日

さいたま市浦和区常盤6-14-16

甲 さいたま市
 さいたま市水道事業管理者

乙 佐田建設株式会社 さいたま支店 他14社

参考：企業名及び締結日

企業名	締結日
佐田建設株式会社 さいたま支店	平成28年12月9日
岩崎工業株式会社	平成28年12月9日
株式会社ユージーケー	平成28年12月9日
三ツ和総合建設業協同組合	平成28年12月9日
和光建設株式会社	平成28年12月9日
株式会社ケイワールド日清	平成28年12月9日
株式会社栗本鐵工所 東京支社	平成28年12月9日
佐藤工業株式会社 東京支店	平成28年12月9日
三井住友建設株式会社 北関東営業所	平成28年12月9日
埼玉電設株式会社	平成28年12月9日
荻原商事株式会社 関東支社	平成28年12月9日
株式会社関電工 埼玉支社	平成28年12月9日
株式会社荻原製作所 北関東支社	平成28年12月9日
中央電気工事株式会社 東京支社	平成28年12月9日
荻原実業株式会社 関東支社	平成28年12月9日

【資料4-7-22】災害時における物件の供給に関する協定書（水道総務課）
（計16社）

さいたま市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害により甲の水道施設に被害が生じたとき、その復旧に必要な物件の供給又はあっせんについて次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は乙に対して、水道施設の復旧に必要な物件のうち乙が取り扱っているものにつき、供給又はあっせんを文書または電話等により要請することができるものとする。

（費用の負担）

第2条 乙が、甲の要請により供給した物件の費用については、甲が負担する。

（連絡責任者）

第3条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれの側からも異議の申し出がないときは、この協定は有効期間を更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

昭和59年2月21日付けで埼玉県南水道企業団と株式会社〇〇〇〇が締結した「震災時における物件の供給に関する協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月9日

甲 さいたま市浦和区常盤6-14-16
さいたま市
さいたま市水道事業管理者

乙 大成機工株式会社 東京支店 他15社

参考：企業名及び締結日

企業名	締結日
大成機工株式会社 東京支店	平成28年12月9日
株式会社遠山鐵工所	平成28年12月9日
株式会社清水合金製作所 東京営業所	平成28年12月9日
日本鑄鉄管株式会社	平成28年12月9日
株式会社栗本鐵工所 東京支社	平成28年12月9日
株式会社クボタ 東京本社	平成28年12月9日
前澤工業株式会社 北関東支店	平成28年12月9日
株式会社森田鉄工所 東京営業支店	平成28年12月9日
前澤給装工業株式会社	平成28年12月9日
ヤマトガワ株式会社 関東支店	平成28年12月9日
三国水材株式会社	平成28年12月9日
株式会社ひろい	平成28年12月9日
日鑄商事株式会社	平成28年12月9日
弥栄化学工業株式会社	平成28年12月9日
太三機工株式会社 大宮営業所	平成28年12月9日
星野総合商事株式会社	平成28年12月9日

【資料4-7-23】震災時における漏水調査業務に関する協定書（水道総務課）
（計2社）

さいたま市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、震災により甲の水道施設に被害が生じたとき、その復旧工事に必要となる漏水調査業務について次のとおり協定する。

（漏水調査の要請）

第1条 甲は、乙に震災時における水道施設の復旧工事に必要な漏水調査業務を要請するときは、文書または電話等により行うものとする。ただし、通信連絡が不通となった場合、乙はラジオ等の報道を通じて、甲の水道施設に被害が生じたことを確認または想定したときは、甲の災害対策本部に自主的に参集し、甲の要請を受けるものとする。

（派遣人員、車両及び必要資機材）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、優先的に漏水調査業務に精通した技術者を確保し、車両及び必要な資機材を整備して、速やかに甲の指定する場所に派遣するものとする。

（調査の範囲及び調査方法）

第3条 乙が実施する漏水調査業務の範囲は、甲の指定する浄・配水場内の管路及び場外導水管並びに指定された地区の配水管及び給水管とする。ただし、給水管については配水管の分岐箇所から宅地内に設置された水道メーターまでを対象とする。
2 調査方法は、管路音聴調査を行い、漏水地点の確認作業を実施することを基本とする。

（漏水調査業務の記録）

第4条 乙は、漏水調査業務を実施したときは、甲の指定する調査日報、原因別修繕伝票等に必要事項を正確に記録して、速やかに提出するものとする。

（連絡担当部課等）

第5条 甲と乙は、あらかじめ震災時における連絡担当部課等を定め、震災が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。
2 甲及び乙は、前項の連絡担当部課等に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(契 約)

第6条 この協定に係わる費用を処理するため、震災時における漏水調査業務に関する契約を別途締結するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれの側からも異議の申し出がないときは、この協定は有効期間を更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に関して定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、別に、協議して定めるものとする。

附 則

平成7年11月21日付けで埼玉県南水道企業団と が
締結した「震災時における漏水調査業務に関する協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月15日

さいたま市浦和区常盤6-14-16

甲 さいたま市

さいたま市水道事業管理者

乙 フジ地中情報株式会社 東京支店 他1社

参考：企業名及び締結日

企業名	締結日
フジ地中情報株式会社 東京支店	平成28年12月15日
株式会社ジェネッツ	平成27年2月12日

【資料4-7-24】災害時における復旧工事の協力に関する協定書（水道総務課）
（さいたま市管工事業協同組合）

さいたま市（以下「甲」という。）とさいたま市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害により甲の所有する水道施設並びに関連する給水装置（以下「施設等」という。）に被害が生じたとき、復旧工事の協力について次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は乙に対して、災害時における施設等の復旧工事の協力を文書または電話等により要請することができるものとする。

（費用の負担）

第2条 乙が、甲の要請により復旧工事の協力を要した費用については、甲が負担する。

（連絡責任者）

第3条 甲と乙は、あらかじめ震災時における連絡責任者を定め、震災が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方から異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を自動的に1年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

昭和59年2月21日付けで埼玉県南水道企業団と埼玉県管工事工業協同組合が締結した「災害時における復旧工事の協力に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年2月16日

さいたま市浦和区常盤6-14-16

甲 さいたま市
さいたま市水道事業管理者

乙 さいたま市管工事業協同組合

【資料4-8-1】災害時における棺等の供給協力に関する協定（さいたま葬祭協同組合）

さいたま市を「甲」とし、さいたま葬祭協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震、水害及びその他の大規模災害が発生し（以下「災害時」という。）多数の死者が発生した場合における、棺等の供給業務について乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について必要が生じた場合は、乙に対し、協力要請することができる。

- (1) 棺の供給
- (2) 葬祭用品の供給
- (3) 遺体搬送車両及び従事者の供給
- (4) 被災市民の避難先、被災状況等の情報の提供
- (5) その他必要事項

2 甲から要請を受けたときは、乙は、積極的に協力するものとする。

3 甲が乙に要請をするにあたっては、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- (1) 棺等の葬祭用品の供給数
- (2) 従事者数
- (3) 遺体搬送車両台数
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 甲の要請に基づき、乙が前条に定める棺等の供給業務に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、棺200本までは、無償提供するものとする。

- (1) 棺等の葬祭用品に伴う経費
- (2) 遺体搬送車両及び従事者に要する経費
- (3) 遺体搬送業務実施に伴う有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (4) その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

第5条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を調査したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙が支払うものとする。

(支援体制の整備)

第6条 乙は、災害時において、棺等の供給協力が円滑に実施できるよう、乙に属さない団体等との支援体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、定期的に協議を実施するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、平成11年1月13日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年1月13日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市太田窪3丁目10番2号
さいたま葬祭協同組合
理事長

【資料4-8-2】災害時における協力に関する協定書（全日本冠婚葬祭互助協会）

さいたま市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関して、次のとおり協定する。

（協力の内容）

第1条 さいたま市域内において地震その他の災害により、多数の死者が発生した場合、甲は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は当該事項について協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設の提供
- (3) その他甲の要請に乙が応じられる事項

（要請の手続き）

第2条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

（内容の報告）

第3条 乙は、第1条の規定による協力を行ったときは、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体の安置に使用した施設の名称、部屋数及び日数
- (3) その他甲の要請に対し乙が協力した事項の内容

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が協力に要した費用は甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第5条 前条に規定する費用は、災害発生直前の市場における適正な価格を基準とし甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第4条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指示する方法により一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けた場合は、速やかに乙又は乙の指定する者に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、甲の要請に対し、加盟する会員の円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、この協定に関する連絡担当部所及び責任者を定め毎年度当初に相互に報告するものとする。

2 乙は、加盟する会員の名簿を甲に毎年提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年7月13日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

東京都港区虎ノ門3丁目6番2号第2秋山ビル7F

乙 社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

会長

【資料4-8-3】災害時における動物保護活動に関する協定書（生活衛生課）
（埼玉県獣医師会さいたま市支部）

さいたま市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県獣医師会さいたま市支部（以下「乙」という。）は、災害時における動物保護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における動物保護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに关し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 保護活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を保護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時の動物保護活動を実施する上で必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条の規定により甲の要請があった場合の乙が行う協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）避難場所にいる動物の健康管理・健康相談に関すること。
- （2）避難所での飼育困難動物の一時保管に関すること。
- （3）負傷動物の保護収容・治療に関すること。
- （4）被災した動物に関する情報収集及び甲への情報提供
- （5）その他必要と認める措置

（必要物資の確保）

第5条 甲及び乙は、動物保護活動に必要な物資を備蓄することに努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協力に関する連絡調整の責任者は、甲においては保健福祉局保健部生活衛生課長とし、乙においては社団法人埼玉県獣医師会さいたま市支部支部長とする。

(協力要請の解除)

第7条 甲は、この協定に基づき要請した動物保護活動に関する乙の協力の必要性がなくなつたと認められる場合には、乙と協議の上協力の要請を解除するものとする。

(活動の報告)

第8条 乙は、動物保護活動を実施したときは、その内容について甲に報告するものとする。

また、活動終了後に、活動実績について速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲と乙は協議を行い、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は締結の日から効力を発し、甲または乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月31日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市大宮区三橋2-854-4
社団法人埼玉県獣医師会さいたま支部
支 部 長

【資料4-8-4】大規模災害等における防疫業務に関する協力についての協定書(生活衛生課)
(埼玉県ペストコントロール協会)

さいたま市(以下「甲」という。)と、一般社団法人埼玉県ペストコントロール協会(以下「乙」という。)は、さいたま市に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生(以下「大規模災害等の発生」という。)があった場合において、市民生活の安定を図るために相互に協力して行う感染症の拡大を未然に防ぐための防疫業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、大規模災害等の発生に際し、被災が甚大等の理由から甲のみでは被災地等における防疫業務を十分実施することが困難であると認めるときは、乙に対し次に掲げる活動(以下「防疫活動等」という。)の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 水害時等における防疫活動
- (2) ネズミ・衛生害虫駆除活動
- (3) 感染症発生時の消毒活動

2 前項に基づく甲の乙に対する要請は、原則として文書により行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、この協定に基づき防疫活動等が円滑に行われるよう、あらかじめ実施体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(協力)

第2条 乙は、甲から前条第1項各号の防疫活動等の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達及び提供、機材の支援、人員の支援等の協力を可能な限り行うものとする。

(防疫活動等の実施)

第3条 乙は第1条に基づく要請を受けたときには、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を実施するものとする。

(防疫活動等の実施報告)

第4条 乙は、防疫活動等が終了したときは、甲に対し口頭、電話等で報告するとともに、事後に報告書により防疫活動等日時、活動場所、活動内容、使用機材、使用薬剤、防疫活動等に従事した者の名称又は氏名及び責任者の氏名その他必要な事項について、報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条の規定により乙が防疫活動等を実施するため要した消毒薬剤、人件費等の費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、大規模災害等の発生の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により解除又は変更の意思表示がなされないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証しとして、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年2月29日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市桜区神田609番地
一般社団法人埼玉県ペストコントロール協会
会長

【資料4-8-5】動物愛護に係る事業協力に関する協定書（生活衛生課）
（大宮国際動物専門学校）

さいたま市（以下「甲」という。）と学校法人シモゾノ学園大宮国際動物専門学校（以下「乙」という。）は、動物愛護に係る事業協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」及び「さいたま市動物愛護管理行政の基本的考え方」に基づき、甲及び乙が行う動物愛護に係る事業を円滑に行うため、甲及び乙が相互に協力することに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本協定は、市民への動物愛護に係る普及啓発活動を通じて甲及び乙に所属する職員等の資質を向上し、人と動物の共生する社会の実現を目指すものとする。

（協力の要請）

第3条 甲及び乙は、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

2 要請は、原則として文書により行うものとする。

（協力の内容）

第4条 前条の規定により要請を行う場合の協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 犬及び猫のしつけ等の動物の適正飼養に係ること。
- （2） 犬及び猫の譲渡活動に係ること。
- （3） イベント等の協力に係ること。
- （4） 職員等の研修に係ること。
- （5） 災害時の動物対策に係ること。
- （6） その他必要と認める事業。

（連絡体制）

第5条 甲及び乙は、この協定に関わる連絡責任担当部署を置くものとする。

2 前項の連絡責任担当部署は、甲及び乙の指定する部署とする。

（活動の停止）

第6条 この協定に基づき要請した動物愛護に係る事業協力の必要性がなくなったと認められる場合には、協議のうえ活動を停止するものとする。

(活動の報告)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき事業を実施したときは、その内容について相互に報告するものとする。

(細目)

第8条 この協定を円滑に実施するため、必要事項は協定細目を別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲と乙は協議を行い、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月29日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市大宮区桜木町2-289-2
学校法人シモヅノ学園大宮国際動物専門学校
校長

動物愛護に係る事業協力に関する協定細目

「動物愛護に係る事業協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)第8条に基づく細目は次のとおりとする。

(組織)

第1条 協定書第5条第2項において指定する連絡責任担当部署は、甲においては保健福祉局保健部生活衛生課を、乙においては学校法人シモゾノ学園大宮国際動物専門学校教務・学生課とする。

2 前項において、事業協力の円滑な進行に資する場合は、甲は保健福祉局保健部さいたま市動物愛護ふれあいセンターを指定することができる。

(協力の範囲)

第2条 協力を依頼するときは、甲においては職員の安全を優先とし平時の事業に支障がない範囲で、乙においては学生及び教職員の安全を優先とし教育事業に支障がない範囲で行うものとする。

2 前項においては、十分な事前協議の上、準備期間を配慮した事業計画を策定するよう努めるものとする。

(事故の防止)

第3条 前条において、甲及び乙は、動物への対応は不慮の事故が想定されることから、活動を行う際の職員等の安全確保に係る手段を講じることとする。

(協力の内容の詳細)

第4条 協定書第4条に定める事項の詳細は、以下のとおりとする。

(1) 対象とする動物は、原則として犬及び猫とする。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第4項で定める愛護動物のうち、対応が可能な種類の動物に係ることを妨げない。

(2) 乙は、甲が保管している犬及び猫について、しつけ、トリミング等に協力する。

(3) 乙は、甲の求めにより、譲渡対象動物の情報を乙の施設に掲示等の方法によって譲渡事業に協力する。

(4) 甲は、乙の職員等が行うしつけ等のトレーニングに供するため、保管している犬及び猫の譲渡に協力する。ただし、譲渡はさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき手続を行うものとする。

(5) 乙における災害時の協力は、乙の所在する地域の活動を原則として、以下に記載する事項のうち可能なものとする。

1. 避難場所の同行避難動物の情報収集及び情報発信
2. 避難場所における飼養協力。
3. 甲が用意した資材の一時保管。

(費用等負担)

第5条 相互間の協力関係における費用は原則として無償とする。ただし、甲の市民向けの事業において、乙に講師を依頼する場合は、甲の負担とする。

- 2 前項の他、実施の実費が生じる場合は、依頼者の負担とし、その負担額は各々の規定によるものとする。
- 3 活動に必要なとなる物資については、原則として依頼した者がその準備に努めるものとする

(その他)

第6条 協定に係る事務は、本細目において必要に応じて見直すものとする。

附則

1. この細則は、平成28年2月29日から施行する。

【資料4-8-6】災害時の医療救護活動に関する協定書（生活衛生課）
（さいたま市薬剤師会）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人さいたま市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師派遣計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、薬剤師派遣計画を策定する。

（薬剤師の派遣要請）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条に規定する薬剤師派遣計画に基づき薬剤師を派遣するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第5条 派遣薬剤師は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- （2）救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- （3）その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲から乙に委託している「さ

「いたま市災害用医薬品等備蓄業務」及び「災害時における医療用医薬品等の調達業務に関する協定」において確保するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等に係る実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の定めによる費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月27日

甲 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 さいたま市
 さいたま市長

乙 さいたま市浦和区常盤6-4-18 浦和区保健センター内
 一般社団法人さいたま市薬剤師会
 会 長

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人さいたま市薬剤師会（以下「乙」という。）との災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づく細則について、次のとおり定める。

（派遣要請）

第1条 協定書第3条の派遣要請は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭あるいはほかの手段にて要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第5条に基づく医療救護活動において、派遣薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式第5号）により、速やかに報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は、下記のとおりとする。

薬剤師 15,400円以内（1人1日あたり）

医薬品等 災害発生直前における適正な価格

- 2 協定書第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金を例として甲乙協議して定める。
- 3 協定書第9条第1項第4号に規定する費用は、前2項に該当しない費用であって、甲乙協議の上、甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

第5条 協定書第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が派遣薬剤師分をとりまとめ、費用弁償請求書(様式第6号)により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、(療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切)扶助費支給申請書(様式第7号)により、甲に申請するものとする。

(支 払)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月27日

甲 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 さいたま市
 さいたま市長

乙 さいたま市浦和区常盤6-4-18 浦和区保健センター内
 一般社団法人さいたま市薬剤師会
 会 長

【資料4-8-7】災害時における医療用医薬品の調達業務に関する協定書
(生活衛生課) (さいたま市薬剤師会)

さいたま市(以下「甲」という。)と一般社団法人さいたま市薬剤師会(以下「乙」という。)は、災害時における医療用医薬品の調達業務に関して、次とおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(供給要請)

第2条 甲は、災害時における医療用医薬品の確保を図るため、医療用医薬品を調達する必要がある場合、乙に対して保有する医療用医薬品の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別に定める様式「医薬品等供給要請書」により行うものとする。

ただし、緊急の場合は口頭等で直接乙の会員に対し供給要請ができるものとするが、後日速やかに当該要請に係る文書を乙に提出しなければならないものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療用医薬品の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医療用医薬品の範囲は別表のとおりとし、乙は、当該範囲において可能な品目及び数量を供給するものとする。

(医療用医薬品の運搬)

第5条 医療用医薬品の運搬は、甲が指定する場所に乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して医療用医薬品の運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用弁償)

第6条 この協定により乙が供給した医療用医薬品の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

(医療用医薬品の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医療用医薬品の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(協力・連携)

第8条 甲と乙は、この協定に定める事項を确实かつ円滑に行うため、常に点検、見直しを行い緊密な連携に努めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月27日

甲 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 さいたま市
 さいたま市長

乙 さいたま市浦和区常盤6-4-18 浦和区保健センター内
 一般社団法人さいたま市薬剤師会
 会 長

【資料4-8-8】災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書
(生活衛生課) (埼玉県医薬品卸業協会)

さいたま市(以下「甲」という。)と一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会(以下「乙」という。)は、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲を含む複数の市町村で災害救助法の適用となる程度の災害が発生した際は、災害救助法第2条の3に基づき、県(知事)が連絡調整を行う。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(供給要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要がある場合、乙に対して保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

ただし、緊急の場合、甲は直接乙の加入協会員に対し供給要請ができるものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲において可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療機器
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の運搬)

第5条 医薬品等の運搬は、甲が指定する場所に乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して医薬品等の運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用弁償)

第6条 この協定により乙の協会員が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が供給業者に支払うものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(協力・連携)

第8条 甲と乙は、この協定に定める事項を确实かつ円滑に行うため、常に点検、見直しを行い緊密な連携に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月21日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県熊谷市問屋町2丁目5番2号
一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会
理事長

【資料4-8-9】災害時の医療ガス等の供給に関する協定書（生活衛生課）

（日本産業・医療ガス協会関東地域本部）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部（以下「乙」という。）は、災害時の医療ガス等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲を含む複数の市町村で災害救助法の適用となる程度の災害が発生した際は、災害救助法第2条の3に基づき、県（知事）が連絡調整を行う。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療ガス等の確保に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し医療ガス等の供給を要請するものとする。

（供給要請に対する措置等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに会員の中から医療ガス等を供給する事業者（以下「供給事業者」という。）を選定し、要請事項について措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、供給事業者において措置可能な品目、規格及び数量を供給するものとする。

- （1）酸素、二酸化炭素、亜酸化窒素その他の医療ガス
- （2）医療ガスの使用に必要な資機材その他甲が必要と認めたもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により乙と連絡を取れない場合は、直接、乙の会員に対し医療ガス等の供給を要請することができるものとする。

(医療ガス等の引取り)

第6条 医療ガス等の引取場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所において品目、規格及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

(配送体制の確保)

第7条 医療ガス等の配送は供給事業者が行うものとする。ただし、甲は、配送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について必要な措置を講じるものとする。

(医療ガス等の安全性の確保)

第8条 甲は、医療ガス等を使用する施設の安全性を確認する必要があると認めるときは、乙又は供給事業者に対し当該施設設備の安全性の確認等について協力を要請することができる。

(費用弁償)

第9条 この協定に基づき供給された医療ガス等に係る次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給された医療ガス等の費用
- (2) 前号に該当しない費用であつて、この協定に定められた事項を実施するために要した費用

(医療ガス等の価格)

第10条 前条の費用は、災害発生直前における適正な価格とする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及び細目に定めのない事項並びにこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月6日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
 さいたま市
 さいたま市長

乙 東京都港区芝2丁目8番13号
 サクセス芝大門ビル4階
 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
 関東地域本部 医療ガス部門
 本部長

【資料4-8-10】災害救助法に基づく日本赤十字社埼玉県支部への委託に関する

さいたま市と日本赤十字社埼玉県支部との協定書（保健衛生総務課）
（日本赤十字社埼玉県支部）

第1条 さいたま市（以下「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第16条の規定により、非常災害の場合における救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部（以下「乙」という。）に委託する。

第2条 乙は、甲が法を適用した場合又は法第16条の規定に基づき応援をなす場合であって、乙に救助又はその応援を要請した場合に、前条の規定による委託事務（以下「委託事務」という。）を実施するものとする。

第3条 委託事務の種類、範囲等は、次のとおりとする。

1 医療

- (1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものであること。
- (2) 医療の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。
- (3) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

- (1) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたものであって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものであること。
- (2) 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給とする。
- (3) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

3 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて、必要な限度内において、死体に関する処理を行うものであること。
- (2) 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。
- (3) 死体の処理を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第4条 委託事務の処理は、乙が編成する救護班によって行うものとする。ただし、状況によりやむを得ない場合は、その行為を乙所属の医療施設において行うことができる。

第5条 委託事務を実施するために必要な費用は、別表に定めるところにより乙が支弁するものとする。

第6条 甲は、前条により乙が支弁した費用のうち、その費用に充当すべき寄付金その他の収入を控除した額を乙の補償請求に基づきこれを負担する。

2 前項に規定する寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、日本赤十字社募金及び一般義援金品は含まない。

第7条 第3条各号に規定する処理の範囲を超えて行った場合の費用は、乙が負担するものとする。

第8条 甲は、乙がこの契約に基づいて、第3条に規定する委託事務を実施する場合であっても災害の状況に応じ、必要と認めるときは、第3条各号に掲げる事項を実施することができるものとする。

第9条 乙が行う委託事務の実施に当たっては、甲はこれを援助するものとする。

第10条 甲は、埼玉県の連絡調整の下、乙への委託を行うものとする。

第11条 前各条に定めるもののほか、委託事務の実施に関して必要な事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第12条 この委託は、法第2条の2第1項の規定に基づき、甲が救助実施市に指定された場合において、指定の効力が生ずる日から適用する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市浦和区岸町3丁目17番1号
乙 日本赤十字社埼玉県支部
支部長

協定書第5条の委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	<p>委託事務の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当について、日本赤十字社旅費規則、同救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び同職員給与要綱により又は準じて算定した額によること。</p> <p>ア 旅費 イ 役務費 ウ 時間外手当及び深夜手当</p>
救助費	<p>ア 医療及び助産 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とすること。ただし、支部所属の医療施設で行った場合には、社会保険診療報酬点数表により算出した額とする。</p> <p>イ 死体の処理 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として、内閣府告示第228号（平成25年10月1日）に定める基準によること。 (イ) 検案 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とすること。</p> <p>ウ その他必要な事項 (ア) 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とすること。 (イ) 上記（ア）のほか、委託事務の実施のために要した費用の実費とすること。</p>
輸送費	<p>委託事務の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費によること。</p>
賃金職員等雇上費	<p>委託事務の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費によること。</p>

扶 助 金	<p>委託事務の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって、支給した扶助金の額によること。</p> <p>ア 療養扶助金 イ 休業扶助金 ウ 障害扶助金 エ 遺族扶助金 オ 葬祭扶助金 カ 打切扶助金</p>
事務費	<p>委託事務の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とすること。</p> <p>ア 消耗品費 イ 通信運搬費 ウ その他</p>

【資料4-8-11】災害時の医療救護に関する協定（地域医療課）
（4医師会）（11医療機関）

さいたま市（以下「甲」という。）、一般社団法人 医師会（以下「乙」という。）及び 病院（以下「丙」という。）は、災害時における医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療救護活動を円滑に行うため、乙及び丙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣等の要請）

第3条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請し、丙に対し医療救護所の設置場所を要請するものとする。

（医療救護班の派遣）

第4条 乙は前条の要請を受けたときは医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し、医療救護所に派遣するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙による医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の派遣について必要な措置をとるものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の傷病の程度の判定
- （2）医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- （3）傷病者に対する応急処置等の実施
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）その他必要な措置

（医療救護所の設置）

第6条 丙は、第3条の規定による要請を受けたときは、医療救護所の設置場所を確保するものとする。

2 甲は、前項の規定により確保された場所に医療救護所を設置するものとする。

3 甲は、丙が医療救護所の設置場所を円滑に確保できるよう、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、乙及び丙の協力を得て必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療費)

第9条 医療救護所の災害医療救護活動における医療費は、原則として傷疾者の負担はないものとする。

2 搬送先医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の日当及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 甲が医療救護所として使用し、丙の敷地内の施設等に損害が出た場合の現状復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

3 前2項に定める費用の額については、別に定める。

(他自治体からの派遣要請への協力)

第11条 甲が災害時における応援協定等を締結している自治体に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降期間満了となる場合も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙三者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

さいたま市常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
 さいたま市長

乙

代表者名称	所在地
一般社団法人 浦和医師会 会長	さいたま市浦和区常盤6丁目4番18号
一般社団法人 大宮医師会 会長	さいたま市北区宮原町2丁目125番地
一般社団法人 さいたま市与野医師会 会長	さいたま市中央区本町東4丁目4番3号
一般社団法人 岩槻医師会 会長	さいたま市岩槻区府内1-8-1

丙

代表者名称	所在地
指扇病院 院長	さいたま市西区大字宝来1295番地1
彩の国東大宮メディカルセンター 院長	さいたま市北区土呂町1522番地
さいたま北部医療センター 院長	さいたま市北区宮原町1丁目851番地
自治医科大学附属さいたま医療センター センター長	さいたま市大宮区天沼町1丁目847番地
さいたま記念病院 院長	さいたま市見沼区大字東宮下196番地
さいたま赤十字病院 院長	さいたま市中央区新都心1番地5
三愛病院 理事長	さいたま市桜区田島4丁目35番17号
埼玉メディカルセンター 院長	さいたま市浦和区北浦和4丁目9番3号
秋葉病院 理事長	さいたま市南区根岸5丁目13番10号
共済病院 理事長	さいたま市緑区原山3丁目15番31号
丸山記念総合病院 理事長	さいたま市岩槻区本町2丁目10番5号

【資料4-8-12】災害時の医療救護に関する協定実施細目（地域医療課）
（4医師会）（11医療機関）

さいたま市（以下「甲」という。）、一般社団法人 医師会（以下「乙」という。）及び 病院（以下「丙」という。）は、令和3年4月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり実施細目を定める。

（医療救護計画）

第1条 協定第2条第1項に規定する医療救護計画には、様式第1号に次に掲げる事項を記載し策定するものとする。

- （1）医療救護班の編成及び出動体制
 - ア 班の編成及び出動体制
 - イ 携行することができる医薬品及び医療用資機材の数量
- （2）医師会その他関係機関との連絡体制
- （3）医薬品及び医療用資機材等の備蓄体制
- （4）その他必要事項

（要請の方法）

第2条 協定第3条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭又は他の手段により要請することができるものとし、その場合、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害発生日時・場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）設置又は派遣要請場所
- （4）要請期間
- （5）その他必要事項

（医療救護班の職種別構成及び医療救護所）

第3条 協定第4条第1項に規定する乙が編成する医療救護班の職種別構成の目安については別表第1、協定第6条第1項に規定する丙が確保する医療救護所の設置場所については、別表第2のうち〇〇病院敷地内とする。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定第4条第1項の規定により医療救護班に派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第3号）
- （2）医療救護班員名簿（様式第4号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第5号）

（事故報告）

第5条 乙は、協定第4条第1項の規定により派遣された医療救護所における医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式第6号）により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償の額)

- 第6条 協定第10条第1項第1号から第3号に規定する費用の額は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)、さいたま市災害救助法施行細則(令和2年さいたま市規則第68号)並びに災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)の定めるところによる。
- 2 協定第10条第1項第4号に規定する費用は、前項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ、甲が弁償することが適当と認められた費用とする、
- 3 協定第10条第2項に規定する費用の額は、甲丙協議のうえ、甲が支給することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

- 第7条 協定第10条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ、費用弁償請求書(様式第7号)により甲に請求するものとする。
- 2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、扶助金支給申請書(様式第8号)により甲に請求するものとする。
- 3 協定第10条第2項に規定する費用については、丙が物件損害請求書(様式第9号)により甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙、丙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

(協議)

- 第9条 この細目について疑義が生じた事項については、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この細目の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙三者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

さいたま市常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

乙

代表者名称	所在地
一般社団法人 浦和医師会 会長	さいたま市浦和区常盤6丁目4番18号
一般社団法人 大宮医師会 会長	さいたま市北区宮原町2丁目125番地
一般社団法人 さいたま市与野医師会 会長	さいたま市中央区本町東4丁目4番3号
一般社団法人 岩槻医師会 会長	さいたま市岩槻区府内1-8-1

丙

代表者名称	所在地
指扇病院 院長	さいたま市西区大字宝来1295番地1
彩の国東大宮メディカルセンター 院長	さいたま市北区土呂町1522番地
さいたま北部医療センター 院長	さいたま市北区宮原町1丁目851番地
自治医科大学附属さいたま医療センター センター長	さいたま市大宮区天沼町1丁目847番地
さいたま記念病院 院長	さいたま市見沼区大字東宮下196番地
さいたま赤十字病院 院長	さいたま市中央区新都心1番地5
三愛病院 理事長	さいたま市桜区田島4丁目35番17号
埼玉メディカルセンター 院長	さいたま市浦和区北浦和4丁目9番3号
秋葉病院 理事長	さいたま市南区根岸5丁目13番10号
共済病院 理事長	さいたま市緑区原山3丁目15番31号
丸山記念総合病院 理事長	さいたま市岩槻区本町2丁目10番5号

別表第1

医療救護班の職種別構成の目安

医師	看護師	トリアージ補助員	事務員
1人	3人	1人	1人

別表第2

医療救護所一覧 〈震度 6弱 以上かつ被災状況により開設〉

区名	医療救護所（被災状況により開設）	
西区	指扇病院敷地内	西区大字宝来1295番地1
北区	彩の国東大宮メディカルセンター敷地内	北区土呂町1522番地
	さいたま北部医療センター敷地内	北区宮原町1丁目851番地
大宮区	自治医科大学附属さいたま医療センター敷地内	大宮区天沼町1丁目847番地
見沼区	さいたま記念病院敷地内	見沼区大字東宮下196番地
中央区	さいたま赤十字病院敷地内	中央区新都心1番地5
桜区	三愛病院敷地内	桜区田島4丁目35番17号
浦和区	埼玉メディカルセンター敷地内	浦和区北浦和4丁目9番3号
南区	秋葉病院敷地内	南区根岸5丁目13番10号
緑区	共済病院敷地内	緑区原山3丁目15番31号
岩槻区	丸山記念総合病院敷地内	岩槻区本町2丁目10番5号

【資料4-8-13】災害時の歯科医療救護に関する協定書（保健衛生総務課）
（浦和歯科医師会）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人浦和歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護チームの要請）

第3条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの派遣について必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護チームに対する指揮）

第5条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護チームの業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（歯科についての病状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- (4) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (5) その他必要な措置

（搬送先医療機関の確保）

第7条 甲は、乙の協力を得て必要な搬送先歯科医療機関を確保するよう努めるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護チームの日当及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降期間満了となる場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番18号

乙 一般社団法人浦和歯科医師会
会長

【資料4-8-14】災害時の歯科医療救護に関する協定書（保健衛生総務課）
（大宮歯科医師会）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人大宮歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護チームの要請）

第3条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの派遣について必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護チームに対する指揮）

第5条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護チームの業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（歯科についての病状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- (4) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (5) その他必要な措置

（搬送先医療機関の確保）

第7条 甲は、乙の協力を得て必要な搬送先歯科医療機関を確保するよう努めるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護チームの日当及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降期間満了となる場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目47番地
乙 一般社団法人大宮歯科医師会
会長

【資料4-8-15】災害時の歯科医療救護に関する協定書（保健衛生総務課）
（与野歯科医師会）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人与野歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護チームの要請）

第3条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの派遣について必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護チームに対する指揮）

第5条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護チームの業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（歯科についての病状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- (4) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (5) その他必要な措置

（搬送先医療機関の確保）

第7条 甲は、乙の協力を得て必要な搬送先歯科医療機関を確保するよう努めるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護チームの日当及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降期間満了となる場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市中央区本町東四丁目4番3号

乙 一般社団法人与野歯科医師会
会長

【資料4-9-1】災害時緊急放送に関する協定書（CityFM さいたま）

さいたま市（以下「甲」という。）と CityFM さいたま株式会社（以下「乙」という。）は、乙が行う災害時の緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙が行う緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な気象現象、大規模な火事若しくは爆発又は放射性物質の大量の放出等をいう。

（実施）

第3条 乙は、災害が生じ、甲の依頼があった場合には、緊急放送を実施するものとする。

（費用の負担）

第4条 緊急放送に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害による被害が甚大であり、緊急放送の期間が長期にわたる場合は、甲、乙協議するものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲、乙協議のうえ変更するものとする。

（協定の期間等）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1月前までに甲、乙いずれか一方から相手方に対し協定の解除の申し出がないときは、1年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の施行細目)

第7条 この協定を実施するため必要な事項は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年 3 月 2 4 日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番19号

乙 CityFMさいたま株式会社
代表取締役社長

【資料4-9-2】災害時における協力に関する協定

(さいたまアマチュア無線防災ネットワーク)

さいたま市（以下「甲」という。）と、さいたまアマチュア無線防災ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関して、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震その他の災害が発生した場合、有線による通信手段の途絶が予想されることから、無線による情報の提供を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、さいたま市域内において震度5弱以上の地震、風水害、その他の災害が発生した場合、乙に対し乙がアマチュア無線を活用して収集した次に掲げる事項の情報伝達について、協力を要請することができる。

- (1) 道路、建物等の被害状況に関する情報
- (2) 被災者に関する情報
- (3) その他必要な情報

(要請の方法)

第3条 乙は、前条の規定による情報を伝達するため甲の要請がなくても、乙の判断により活動するものとする。

(伝達方法)

第4条 乙が甲に情報を伝達するときは、さいたま市消防アマチュア無線クラブが収集した情報を、さいたま市消防局を通じて伝達するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙がこの協定に定める内容に協力するための費用は、乙の負担とする。

(協定期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、甲の要請または乙の判断による協力があったときから3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに相手方に対し更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間期間を延長するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年12月10日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市北区本郷町1297番地
さいたまアマチュア無線防災ネットワーク
会 長

【資料4-9-3】災害時における放送要請に関する協定書（エフエムナックファイブ）

さいたま市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムナックファイブ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。）第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めることに関し必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が行う緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な気象現象、大規模な火事若しくは爆発又は放射性物質の大量の放出等をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害が生じ、広報する必要が生じたときは、要請理由や内容等、必要事項を記載した要請書（別紙様式1）にて乙に支援を要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅延なく要請書を提出する。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による支援要請があったときは、特別の理由がない限り、要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに放送内容を編成し、緊急放送を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急放送に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害による被害が甚大であり、緊急放送の期間が長期にわたる場合は、甲、乙協議するものとする。

(協定の変更)

第6条 この協定を変更しようとするときは、甲、乙協議のうえ変更するものとする。

(協定の期間等)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれか一方から協定解消の申し出がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後期間満了となる場合も同様とする。

(協定の施行細目)

第8条 この協定を実施するため必要な事項は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年 1月17日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

市長

さいたま市大宮区錦町682番地2

大宮情報文化センター 11階

乙 株式会社エフエムナックファイブ

代表取締役社長

【資料4-9-4】 防災への取り組みに関する協定書 (Google)

さいたま市（以下「甲」といいます）と **Google Ireland Limited**（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「**Google**」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、**Google** が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. **Google** は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する **Google** による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

(2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、**Google** による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を **Google** に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、**Google** と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

さいたま市

(Authorized Signature)

(署名)

(Name)

(氏名)

(Title)

(肩書)

さいたま市長

(Date)

(日付)

平成25年8月28日

別紙1

<災害対応サービスの例>

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) Google パーソンファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

別紙2

<本件情報提供の条件>

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとします。

第1条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ. またはロ. に該当する情報とします。なお、イ. に該当する情報がある場合でも、ロ. により他の情報を追加することができます。

イ. 本別紙2末尾に記載する情報（該当する場合のみ）

ロ. 甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的：Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第2条 利用条件

Google は、第1条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ. 地域的制限：全世界

ロ. 対価：無償

ハ. 利用範囲：

（1）Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含みます）。

（2）Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google の API を使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービ

スを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。

(3) エンド・ユーザーが **Google** の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

(4) (1) から (3) に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

ニ. 確認事項：**Google** は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第3条 終了時の取り扱い

1. 本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、**Google** は、本件情報の **Google** の製品またはサービス上での表示を 120 日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。

2. 本協定書の期間中に本件情報が **Google** の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、**Google** の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以 上

別紙3

<秘密保持義務の条件>

第1条 (秘密情報)

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第2条 (守秘義務)

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、

前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとします。受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以 上

【資料4-9-6】災害時における放送等に関する協定（ジェイコム埼玉・東日本）

さいたま市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム埼玉・東日本（以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、さいたま市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の指定する連絡先に要請するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）依頼する放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

2 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えるこ

とができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成31年4月18日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月18日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
代表者 さいたま市長

乙 さいたま市浦和区常盤10丁目4番1号
株式会社ジェイコム埼玉・東日本
代表者 代表取締役社長

【資料4-10-1】災害時における輸送業務に関する協定書
(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合)

さいたま市を「甲」とし、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市地域防災計画に基づく物資の輸送業務について、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の協力)

第2条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づく物資及び次に掲げる物資（以下「物資」という。）を輸送する必要があるときは、乙に対し、輸送業務を要請することができるものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 防災資機材
- (3) 前各号に定めるものの他、甲が指示する物資

2 乙は、甲から要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲は、この協定に基づく要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 輸送業務の期間
- (2) 輸送する物資及び場所
- (3) 車両の台数及び運転手等の人数
- (4) その他必要な事項

(協力の内容)

第4条 乙は、前条の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送の業務に当たるものとする。

2 乙は、前項の定めによる物資の輸送の業務中に収集した被災市民の避難先、被災状況等の情報を甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第5条 前条に規定する業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が輸送業務を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 輸送業務に伴うもの

ア 輸送業務に要する経費

イ 輸送業務の実施に伴う有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金

ウ その他甲が負担すべき費用

(2) 甲が指定する防災訓練等に参加した場合における前号に係る経費

(費用の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲に報告し、前条の業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により報告及び請求された内容を調査の上、相当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(供給可能車両等の報告)

第8条 乙は、毎年4月に災害時に供給可能な車両等について甲に報告するものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲が主催する防災訓練又は甲が指定する防災訓練に参加するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、平成10年2月25日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年2月25日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 さいたま市西区佐知川1082番地9
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
埼玉県支部
支部長

【資料4-10-2】災害時における物資等の輸送に関する協定書（埼玉県トラック協会）

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉県トラック協会、同大宮支部、浦和支部、岩槻支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市の区域あるいはその他の市町村の区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、さいたま市地域防災計画に基づく物資等の輸送業務の円滑な運営を図るため、甲が乙に協力を要請する手続き等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書、様式1（以下「要請書」という。）をもって乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送業務の期間
- (3) 輸送する物資及び場所
- (4) 必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (5) その他必要な事項

（輸送業務の遂行）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務に当たるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書、様式2（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第5条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方の間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に基づき貨物自動車運送事業者が運送約款に定める運賃及び料金を基準として、甲乙が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第8条 前条の規定による費用に係る乙の請求は、第3条の規定による業務が完了した後に、行うものとする。

2 甲は、前項の規定により請求があったときは、その内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(災害補償)

第9条 物資の輸送業務中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成13年条例第283号）が適用される場合は、甲が補償する。

(供給可能車両等の報告)

第10条 乙は、この協定により協力できる支部ごとの会員名簿及び災害時に供給可能な車両の種類、車両数、人員等について、毎年4月末日までに甲に報告するものとする。

(訓練)

第11条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練又は甲が指定する防災訓練に、無償で参加するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときはその都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月21日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
市長

乙 さいたま市大宮区北袋町1丁目299番地3
社団法人 埼玉県トラック協会
会長

さいたま市北区櫛引町2丁目132番地
社団法人 埼玉県トラック協会大宮支部
支部長

さいたま市浦和区高砂2丁目3番地10
社団法人 埼玉県トラック協会浦和支部
支部長

さいたま市岩槻区古ヶ場1丁目1番地2
社団法人 埼玉県トラック協会岩槻支部
支部長

【資料4-10-3】災害時等における支援物資輸送拠点としての協力に関する協定書
(佐川急便)

さいたま市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社北関東支店（以下「乙」という。）は、災害時等における支援物資の安定した供給を図るため、支援物資の受入れ及び配送に関し、次のとおり協定を締結する。

(災害時等の定義)

第1条 この協定における「災害時等」とは、次に掲げる各号が発生し、又は発生することが予想される場合をいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他甲が必要と認める事象

(協力の内容)

第2条 甲は乙に対し、甲の市域における災害時等において必要と認めるときは、乙の施設に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲の災害時支援物資輸送拠点としての活用
- (2) 支援物資の受入れ及び仕分けを行い、乙又は甲が指定する車両にて甲が指定する避難所等への配送を行う一連の活動
- (3) 甲が受け入れた支援物資の一時保管
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 埼玉県内や東京都内をはじめとした首都圏における災害時等において、甲が広域防災拠点として、被災地に対し支援を行う場合、甲は乙に対し、他の都道府県及び市町村からの支援物資配送の中継拠点として、前項の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 甲は、前条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し原則文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、その後速やかに甲は乙に対し文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく活動（以下、「活動」という。）を行うものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

(活動報告)

第4条 乙は、前条の活動を実施した場合は、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。

- (1) 災害時支援物資輸送拠点の使用期間と使用スペース
 - (2) 使用した車両及び資機材等の種類、数量
 - (3) 一時保管した物資の品目と保管期間
 - (4) 活動に要した費用
 - (5) その他必要な事項
- 2 甲及び乙は、活動中の内容について、文書により適宜、相互に経過報告するものとする。なお、緊急を要する場合は、口頭による報告でも差し支えないものとする。

(事故等)

第5条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第6条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成13年さいたま市条例第283号）が適用される場合は、甲がこれを補償する。

(機密の保持及び情報提供)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第9条 第2条に規定する活動実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用は、活動終了後、または甲乙協議により定める期間ごとに、災害発生直前時における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 前条に規定する費用は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(平常時の相互協力)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から相互の連携や情報の共有を図るものとする。

(連絡調整窓口)

第12条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡調整の窓口を設置するものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかから文書による協定解除の通知がない場合、その効力を持続するものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年 7月26日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4

甲 さいたま市
さいたま市長

埼玉県白岡市篠津9-1-3

乙 佐川急便株式会社北関東支店
支店長

【資料4-10-4】災害時における人員の輸送に関する協定書（埼玉県バス協会）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県バス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における人員の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 さいたま市地域防災計画の災害応急対策活動及び地方自治体相互の応援措置のために必要な旅客運送自動車（以下「緊急輸送車両」という。）の緊急輸送に関し必要な事項をこの協定で定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、様式1「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
2 甲は、前項の規定による要請を行う場合は、埼玉県と連携を図った上で要請するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲からの緊急輸送の要請があった場合は、特別の理由がない限り、様式2「緊急輸送実施計画書」を提出し、乙に所属する運送事業者を指定（以下「指定運送事業者」という。）し、緊急輸送を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し様式3「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

（費用）

第5条 第3条の規定に基づく緊急輸送に要した費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の緊急輸送の要請に応じて、緊急輸送を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
2 前項の費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の規定により、指定運送事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金を基準として、甲乙協議して定める。

(運行中断の措置)

第6条 乙の供給した当該緊急輸送車両が、事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告し、指示を受けなければならない。

(災害等発生時の情報提供)

第7条 乙は、緊急輸送中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するように努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年9月1日

さいたま市浦和区常盤6-4-4

甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市浦和区高砂2-2-15 埼玉県交通会館内
乙 一般社団法人 埼玉県バス協会
会長

【資料4-10-5】大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書
(AZ-COM 丸和・支援ネットワーク) (丸和運輸機関)

さいたま市(以下「甲」という。)と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク(以下「乙」という。)並びに株式会社丸和運輸機関(以下「丙」という。)は、大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震・風水害等の異常な自然現象等により生ずる大規模災害又はそのまま放置すれば直ちに大規模災害が発生するおそれがある場合(以下「大規模災害時」という。)に、さいたま市地域防災計画に基づく物資等の輸送業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、前条に規定する物資等の輸送業務の円滑な運営を実施するため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙及び丙に対して協力を要請することができる。

(協力の範囲)

第3条 甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の輸送
 - (2) 荷役作業
 - (3) 物資拠点の提供及び運営
 - (4) 市が指定する物資拠点の運営及び資機材の提供
- 2 乙及び丙は、第1項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者(以下「連絡調整員」という。)を派遣するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙及び丙は、甲から第2条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

ただし、さいたま市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、乙及び丙は、第2条の規定によらず、輸送車両及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

- 2 甲は乙及び乙の会員運送事業者並びに丙による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被害状況等に係る情報の提供、支援物資の輸送車両の円滑な運行に関する支援その他の必要な支援に努めるものとする。
- 3 前条の業務を行うに当たり、必要に応じ埼玉県等による連絡調整を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は、大規模災害時にこの協定に基づく要請をするときは、要請内容(物資の品目、物資の数量、調達車両台数、配車場所、輸送場所、荷役作業量、物資拠点の提供及び運営、連絡調整員の派遣場所等)を決定して、あらかじめ文書により、乙及び丙に要請するものとする。ただし緊急を要するときは、第8条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙及び丙の連絡責任者に要請を行い、事後に文書を提出するものとする。

- 2 乙及び丙は、甲から前項の要請を受け、受託したときは、速やかに対応するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第10条に基づき貨物自動車運送事業者が運送約款に定める運賃及び料金など、災害発生直前時における適正な費用

【資料4-10-5】大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書
(AZ-COM 丸和・支援ネットワーク) (丸和運輸機関)

を基準として、甲乙丙協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 前条の規定による費用に係る乙及び丙の請求は、第3条の規定による業務が完了した後に、行うものとする。

2 甲は、前項の規定により請求があったときは、その内容を確認したうえ、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 前条に規定する業務を円滑に遂行するため、甲、乙及び丙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに通知するものとする。

(補償)

第9条 物資の輸送業務中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、さいたま市消防団員等公務災害補償条例(平成13年条例第283号)が適用される場合は、甲が補償する。

(供給可能車両等の報告)

第10条 乙及び丙は、毎年4月に災害時に供給可能な車両等について甲に報告するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議してこれを定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月2日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長

丙 埼玉県吉川市旭7番地1
株式会社丸和運輸機関
代表取締役社長

【資料4-10-6】災害発生時等の応急給水に関する協定書（水道総務課）
（ミナト流通サービス）

さいたま市水道局（以下「甲」という。）とミナト流通サービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害、水質事故又はそれらの発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における乙が所有する車両を利用した応急給水に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内における災害発生時等や甲が派遣する他水道事業体への応援に伴う活動において、甲は乙の協力を得て、乙が所有する車両を応急給水対策に必要な飲料水等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に利用するための手続及び緊急輸送の実施に関し必要な事項を定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、電話電信により行うものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲からの緊急輸送の要請があった場合は、乙の通常業務を優先する中で、特別の支障がない限り最大限の協力を行うものとする。

2 乙の業務の都合により、緊急輸送の出動が遅延を生じ又は実施されなかった場合において、乙は何ら責めを負わないものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急輸送が円滑に実施できるよう情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づき、乙が緊急輸送を実施するために要した費用については、その基準を甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 緊急輸送に車両を使用したことにより、乙の車両に損害が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 前項の損害には営業補償等の間接的費用は含まれないものとする。

（運行中断の措置）

第5条 乙の提供した当該輸送車両が、事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第6条 緊急輸送中において従業員の実業上の責めに帰することができない理由により当該従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償するものとする。

(緊急輸送に係る施設の確認)

第7条 甲及び乙は、災害発生時等における緊急輸送を速やかに行えるよう、平常時において取水予定施設及び給水予定施設の確認を実施するものとする。
この場合において、確認に要した費用は無償とする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるために連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については水道総務課長とし、乙については柏営業所長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月29日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目14番16号
さいたま市
さいたま市水道事業管理者

乙 愛知県名古屋市港区浜二丁目12番24号
ミナト流通サービス株式会社
代表取締役

【資料4-11-1】災害時における施設等の提供協力に関する協定（計4社）

さいたま市を「甲」とし、
を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ
- (2) 甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、生活必需品等の供給

2 乙が開放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必需品等の経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

（協力期間）

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成12年1月17日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年1月17日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

乙

協定締結ホテル一覧

番号	ホテル名	所在地
1	浦和ワシントンホテル	さいたま市浦和区高砂2丁目1番19号
2	ホテルメッツ浦和	さいたま市浦和区高砂1丁目16番7号
3	ホテルニュー埼玉	さいたま市南区南浦和2丁目44番17号
4	プラザホテル浦和	さいたま市南区鹿手袋1丁目1番1号

【資料4-11-2】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(埼玉県勤労者福祉センター)

さいたま市を「甲」とし、(財)埼玉県勤労者福祉センターを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、他市町村、防災関係機関からの派遣職員及びボランティア（以下「派遣職員等」という。）の宿泊場所を確保し、円滑な応急対策活動を実施するため、乙の施設を開放することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 派遣職員等の乙施設への受け入れ

(2) 甲が供給できない場合の派遣職員等への食糧、生活必需品等の供給

2 乙が開放する施設は、ホール、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等をもって甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設を開放するものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が派遣職員等に供給した食糧、生活必需品等の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成14年8月23日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年8月23日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号

乙 (財)埼玉県勤労者福祉センター

理事長

【資料4-11-3】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(ホテルブリランテ武蔵野)

さいたま市を「甲」とし、公立学校共済組合埼玉支部を「乙」とし、甲乙間において、乙の施設ホテルブリランテ武蔵野について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、公共施設での避難生活に困難を生じることが予想される高齢者・身体障害者のうち介護を必要とする被災者（以下「要介護者等」という。）に対して、乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 要介護者等の乙施設への受入れ
- (2) 甲が供給できない場合の要介護者等への食糧、生活必需品等の供給

2 乙が開放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が要介護者等に供給した食糧、生活必需品等の経費
- (2) 乙が現状復旧に要したじゅうたんクリーニングその他一切の経費
- (3) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成14年10月10日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年10月10日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

乙 公立学校共済組合埼玉支部

支部長

【資料4-11-4】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(大宮情報文化センター)

さいたま市を「甲」とし、大宮情報文化センター管理者 財団法人さいたま市都市整備公社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に大宮情報文化センター（以下「乙施設」という。）を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水、および冷暖房の提供
- (3) 甲より事前に提供された必要生活品等の帰宅困難者への供給
- (4) 甲が供給できない場合の帰宅困難者へ必要生活品等の供給

2 乙が開放する施設は、1階エントランスホールとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で乙施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が帰宅困難者に供給した必要生活品等の経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年 4月 1日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
市長

さいたま市大宮区錦町682番地2

乙 大宮情報文化センター管理者
財団法人さいたま市都市整備公社
理事長

【資料4-11-5】災害時における施設等の提供協力に関する協定（アウルホテル大宮）

さいたま市を「甲」とし、アウルホテル大宮を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者の乙施設への受入れ

（2）甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活品などの供給

2 乙が開放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

（1）乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

（2）その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

（協力期間）

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

市長

さいたま市大宮区吉敷町2丁目72

乙 株式会社エイ・アンド・エイチ

アウルホテル大宮

代表取締役

【資料4-11-6】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(埼玉県市町村職員共済組合)

さいたま市を「甲」とし、埼玉県市町村職員共済組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ

(2) 甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活用品などの供給

2 乙が開放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

市長

さいたま市浦和区岸町7-5-1

乙 埼玉県市町村職員共済組合

理事長

【資料4-11-7】災害時における施設等の提供協力に関する協定（大宮スカイプラザ）

さいたま市を「甲」とし、株式会社大宮スカイプラザを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者の乙施設への受入れ

（2）甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活品などの供給

2 乙が開放する施設は、1階客用トイレ、1・2階駅側入口風除室及び1・2号エレベーター前等とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

（1）乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

（2）その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

（協力期間）

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内または乙が営業再開するまでのどちらか早い方とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

さいたま市大宮区桜木町1丁目6番地

乙 株式会社大宮スカイプラザ

代表取締役社長

【資料4-11-8】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(東京 IT 会計法律専門学校大宮校)

さいたま市を「甲」とし、東京 IT 会計法律専門学校大宮校を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ

(2) 甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活用品などの供給

2 乙が開放する施設は、教室、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

市長

さいたま市大宮区桜木町1-152-1

乙 東京IT会計法律専門学校大宮校

学校長

【資料4-11-9】災害時における施設等の提供協力に関する協定（浦和商業開発）

さいたま市を「甲」とし、浦和商業開発株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者の乙施設への受入れ

（2）甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活用品などの供給

2 乙が開放する施設は、1階コルソ通りとする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

（1）乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

（2）その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

（協力期間）

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

市長

さいたま市浦和区高砂1丁目12番1号

乙 浦和商业開発株式会社

代表取締役

【資料4-11-10】災害時における施設等の提供協力に関する協定（河合塾大宮校）

さいたま市を「甲」とし、学校法人河合塾 大宮校を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者の乙施設への受入れ

（2）甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活用品などの供給

2 乙が開放する施設は、1Fフロアー（自習室・情報ステーション）等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

（1）乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

（2）その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

（協力期間）

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

市長

さいたま市大宮区大門町3丁目67番2号

乙 学校法人 河合塾 大宮校

校長

【資料4-11-11】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(埼玉福祉専門学校)

さいたま市を「甲」とし、学校法人埼玉福祉学園 埼玉福祉専門学校を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ

(2) 甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活用品などの供給

2 乙が開放する施設は、教室、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

市長

さいたま市大宮区仲町3丁目88番地2

乙 埼玉福祉学園 埼玉福祉専門学校

学校長

【資料4-11-12】災害時における施設等の提供協力に関する協定（鉄道博物館）

さいたま市を「甲」とし、鉄道博物館を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者の乙施設への受入れ
- （2）トイレ、水道水、および冷暖房の提供
- （3）甲より提供された食糧、必要生活品等の帰宅困難者への供給

2 乙が開放する施設は、乙の施設管理者が指定した場所とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- （1）乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費
- （2）その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

（協力期間）

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
市長

さいたま市大宮区大成町3丁目47番

乙 鉄道博物館
館長

【資料4-11-13】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(パレスホテル大宮)

さいたま市を「甲」とし、株式会社パレスエンタープライズ パレスホテル大宮を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ

(2) 甲が供給できない場合の帰宅困難者への食糧、必要生活用品などの供給

2 乙が開放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で乙に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必要品の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
市長

さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5

乙 株式会社パレスエンタープライズ
パレスホテル大宮
代表取締役社長

【資料4-11-14】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(大宮ソニックシティ)

さいたま市を「甲」とし、大宮ソニックシティ株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に災害等が発生し、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、地震・風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、乙施設等の利用が可能な範囲で、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。

- (1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水、情報および冷暖房の提供
- (3) 甲から事前に食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、帰宅困難者への提供
- (4) その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供

2 乙が開放する施設は、ソニックシティビル1階及び2階のロビーとする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する施設とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れに協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が帰宅困難者に提供した甲から支給された以外の食糧、生活必需品等の経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年12月1日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

乙 大宮ソニックシティ株式会社

代表取締役

【資料4-11-15】災害時における施設等の提供協力に関する協定
(埼玉県産業文化センター)

さいたま市を「甲」とし、財団法人埼玉県産業文化センターを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に災害等が発生し、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 乙は、地震・風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、乙施設等の利用が可能な範囲で、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。

- (1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水、情報および冷暖房の提供
- (3) 甲から事前に食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、帰宅困難者への提供
- (4) その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供

2 乙が開放する施設は、ソニックシティ・ホール棟とする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する施設とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れに協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が帰宅困難者に提供した甲から支給された以外の食糧、生活必需品等の経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年12月1日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

乙 財団法人埼玉県産業文化センター
理事長

【資料4-11-16】災害時における施設等の提供協力に関する協定

（浦和ロイヤルパインズホテル）

さいたま市を「甲」とし、ロイヤルパインズホテル株式会社浦和ロイヤルパインズホテルを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり（以下「災害時」という。）、鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）および公共施設で避難生活に困難を生じることが予想される高齢者・身体障害者のうち介護を必要とする被災者（以下「要援護者」という。）等の一時滞在施設として、乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時、乙施設の安全が確認された場合に、帰宅困難者および要援護者等の一時滞在施設として、次の事項について、乙に要請することができるものとする。

（1）帰宅困難者および近隣に居住する要介護者の乙施設への受入れ

（2）トイレ、水道水、情報および冷暖房の提供

（3）甲から事前に食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、帰宅困難者への提供

（4）その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供

2 乙が開放する施設は、ロビー、宴会場および会議室等とする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する場所とする。また、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話、電子メール等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができるものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話、電子メール等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

（1）乙が帰宅困難者および要援護者等に提供した、甲から支給された以外の食糧、生活必需品等の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費
(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

(1) 帰宅困難者の受入れについては、災害発生から最大3日間

(2) 要援護者の受入れについては、災害発生から最大7日間

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成25年6月27日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附則

- 1 旧浦和市が締結した「災害時における施設等の提供協力に関する協定」(平成12年1月17日締結)は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月27日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

大阪府中央区城見一丁目3番7号

乙 ロイヤルパインズ株式会社
代表取締役

【資料4-11-17】災害時における施設等の提供協力に関する協定（埼玉トヨペット）

さいたま市を「甲」とし、埼玉トヨペット株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、地震・風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、乙施設等の利用が可能な範囲で、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。

- (1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水、情報および冷暖房の提供
- (3) 甲から事前に食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、帰宅困難者への提供
- (4) その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供

2 乙が開放する施設は、店舗ショールームとし、店舗については、別表のとおりとする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する施設とする。また、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話、電子メール等を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れに協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が帰宅困難者に提供した甲から支給された以外の食糧、生活必需品等の経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成25年10月1日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 9月17日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市中央区上落合2丁目2番2号
乙 埼玉トヨペット株式会社
代表取締役

(別表) 一時滞在施設店舗一覧

施設名	施設所在地
埼玉トヨペット株式会社 与野支店	さいたま市中央区上落合2-2-1 電話 048-859-4141
埼玉トヨペット株式会社 レクサスさいたま新都心	〃 大宮区吉敷町4-241-1 電話 048-650-3600
埼玉トヨペット株式会社 フォルクスワーゲン さいたま新都心	〃 大宮区吉敷町4-216 電話 048-650-6663
埼玉トヨペット株式会社 レクサスさいたま南	〃 南区根岸5-19-10 電話 048-836-3002
埼玉トヨペット株式会社 フォルクスワーゲン 西大宮	〃 西区指扇3714-1 電話 048-871-5890

【資料4-11-18】災害時における施設等の提供協力に関する協定

（管理庁 国土交通省関東地方整備局）

さいたま市（以下「甲」という。）とさいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟管理庁国土交通省関東地方整備局（以下「乙」という。）とは、災害時における施設等の提供協力の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）の一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（提供協力施設）

第2条 乙が開放する施設は、さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟とする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する施設とする。また、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

（支援内容）

第3条 地震、風水害等の災害時に、乙は第2条に定める施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として乙の施設等の利用が可能な範囲で、次の事項について帰宅困難者への支援を行うものとする。

- （1）帰宅困難者の乙の施設への受入れ
- （2）トイレ、水道水及び冷暖房の提供
- （3）飲料水、食料、ブランケット、簡易トイレ等の支援物資の提供
- （4）トイレ及びごみの処理等の施設の衛生管理
- （5）周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供

（支援要請）

第4条 乙は、甲が口頭、電話、電子メール等による帰宅困難者受入れを要請し、乙の判断による施設（設備）の安全を確認した後、受入れを開始するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

2 乙は、帰宅困難者の受入れを困難と判断した場合には、その旨を甲に連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れを行ったときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入れのための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用により甲が負担すべき経費

(2) その他甲乙協議により甲が負担すべき経費

(支援期間)

第7条 この協定に基づく支援期間は、最長で発災後3日間(72時間)の運営を標準とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成25年12月27日から効力を有するものとし、甲乙いずれからか協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。ただし、協定内容の見直しについて2年毎に甲乙協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月27日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

さいたま市中央区新都心2番地1

乙 さいたま新都心合同庁舎2号館、
検査棟及び厚生棟

管理庁 国土交通省関東地方整備局長

【資料4-11-19】災害時における施設等の提供協力に関する協定（Plan・Do・See）

さいたま市を「甲」とし、株式会社 Plan・Do・See を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定が対象とする乙の施設は、ラフレさいたま（所在地：さいたま市中央区新都心3番地2）とする。

（協力内容）

- 第2条 乙は、地震・風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、乙施設等の利用が可能な範囲で、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。
- （1）帰宅困難者の乙施設への受入れ
 - （2）トイレ、水道水および冷暖房の提供
 - （3）甲から食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、帰宅困難者への提供
 - （4）その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供
- 2 乙が開放する施設は、宴会場及び会議室等とする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する施設とする。また、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

（要請の方法）

- 第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、第9条で定める連絡責任者に対し口頭、電話、電子メール等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から

乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等をもって甲に報告し、
事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力を行った場合における経費は、乙が負担するものとする。
ただし、法令並びにその他特段の定めのあるものを除くほか、法令等に基づき自治体等
から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

（周知）

第6条 乙は、乙の敷地内に「さいたま市との協定による帰宅困難者一時滞在施設」と
明示した案内板を設置し、甲は、本協定の内容について可能な限り市民等に周知するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（協力期間）

第8条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとし、

変更があった場合は直ちに相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、令和3年7月30日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協力の解消の申し出の無い限り、同一の内容を持って継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 7月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
乙 株式会社Plan・Do・See
代表取締役

【資料4-11-20】災害時における帰宅困難者の受入に関する協定（野村不動産）

さいたま市を「甲」とし、野村不動産株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定が対象とする施設は、次のとおりとする。

名称	（仮称）武蔵浦和駅前第1街区B-3 マンション
所在地	さいたま市南区別所7番283（地番）
竣工日	平成29年3月31日（予定）

（使用範囲）

第3条 一時滞在施設として開放するスペースは、次のとおりとする。乙は、当該スペースを他の目的に利用する場合は、甲の要請により速やかに開放するものとする。また、帰宅困難者の受入は、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

一時滞在スペース	1階エントランスホール、パーティールーム、及び3階エントランスホール（別紙「一時滞在スペース範囲図」のとおり）
収容可能人員	約100人

（協力内容）

第4条 乙は、地震、風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。なお、運営については、「一時滞在施設運営ガイドライン」（さいたま市）に基づいて実施するものとする。

- （1）帰宅困難者の受入
- （2）トイレ、水道水及び冷暖房の提供
- （3）その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供

(備蓄品)

第5条 一時滞在施設において、帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別表のとおりとする。

2 乙は、一時滞在施設の整備後、速やかに備蓄品を購入するとともに、その更新及び管理を行うものとする。

(要請の方法)

第6条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話、電子メール等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(報告)

第7条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入に協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、無償で施設の開放及び運営を行い、備蓄品の購入に伴う経費を負担するものとする。ただし、災害救助法その他法令が適用された場合における経費についてはこの限りではない。

(一時滞在施設の周知及び表示)

第9条 甲は一時滞在施設を指定したときは、市報さいたま、市のホームページ、一時滞在施設マップ等により、その旨を市民等に周知することができる。

2 乙は、一時滞在施設として開放するスペースに、表示プレート等を使用して「災害時には帰宅困難者を受け入れるスペースとして使用する」旨を平常時から居住者等に周知するものとする。

(協力期間)

第10条 この協定に基づく受入期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整や指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、建物竣工の日から、その効力を発するものとする。また、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(承継)

第13条 乙は、この協定に基づく乙の地位を、マンション管理組合（以下「管理組合」という。）が発足する日から、管理組合に承継させるものとする。
2 乙は、この協定の内容をマンション購入者に対して周知し、乙の地位を承継することについて、管理組合に承認させなければならない。

(協議)

第14条 この協議に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 1月19日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
市 長

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
乙 野村不動産株式会社
開発企画本部
プロジェクト推進部長

別表（第5条関係）

備蓄品一覧表

	品名	数量	単位
1	非常用飲料（1人1日500ml×4本×3日）	600	リットル
2	非常用食料（1人1日3食×3日）	900	食
3	防災毛布真空パック毛布（防災毛布）	100	枚
4	強力懐中電灯	2	個
5	簡易トイレ	100	セット
6	ポータブルガス発電機	1	台
7	マルチタップ延長コード4口、5m	1	個
8	手巻充電器付ラジオ	12	本

※1,2の更新頻度については、賞味期限5年で更新

(特記事項)

災害時における帰宅困難者の受入に関する協定第5条に則り、帰宅困難者100名×3日分＝計300人／日分の備蓄品を用意する。

備蓄品については、建物竣工から10年目の更新まで、特定建築者である、野村不動産株式会社が用意する。

【資料4-11-21】災害時における帰宅困難者の受入に関する協定（LIXIL ビバ）

さいたま市を「甲」とし、株式会社 LIXIL ビバを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、地震・風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、乙施設等の利用が可能な範囲で、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。

- (1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水および冷暖房の提供
- (3) 甲から事前に食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、帰宅困難者への提供
- (4) その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供

2 乙が開放する施設は、LIXIL ビバ本社6Fロビー及び商談スペース内とする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する施設とする。また、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話、電子メール等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れに協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が帰宅困難者に提供した甲から支給された以外の食糧、生活必需品等の経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成27年8月1日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 8月 1日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号
乙 株式会社 LIXIL ビバ
取締役社長兼 COO

【資料4-11-22】災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定
(大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合)

さいたま市を「甲」とし、大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者(以下、「帰宅困難者」という。)に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定が対象とする施設は、次のとおりとする。

名称	大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業施設建築物 (仮称) B棟
所在地	さいたま市大宮区桜木町二丁目902番地
竣工日	2023年7月(予定)

*竣工日は乙の事業にて変更となる場合があります。

(使用範囲)

第3条 一時滞在施設として開放する施設建築物のスペースは、次のとおりとする。乙は、当該スペースを他の目的に利用する場合は、甲の要請により速やかに開放するものとする。また、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

一時滞在スペース	1階商業用エントランスホール、2階、3階商業用ホール (別紙「一時滞在スペース範囲図」のとおり)
収容可能人員	100人

(協力内容)

第4条 乙は、地震、風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。なお、施設の運営については、「一時滞在施設運営ガイドライン」(さいたま市)に基づいて実施するものとする。

- (1) 帰宅困難者を乙施設へ受入れる。
- (2) 乙が提供可能な水や食料、毛布などの支援物資を配布する。

(3) 簡易トイレの汚物やごみの処理などの衛生管理や情報提供を行う。

(備蓄品)

第5条 一時滞在施設において、帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別表のとおりとする。

2 乙は、一時滞在施設の整備後速やかに備蓄品を購入するとともに、その更新及び管理を行うものとする。

(要請の方法)

第6条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話、電子メール等を以って要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(報告)

第7条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れに協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、無償で施設の開放及び運営をし、備蓄品の購入に伴う経費を負担するものとする。ただし、災害救助法その他法令が適用された場合における経費についてはこの限りではない。

(一時滞在施設の周知及び表示)

第9条 甲は一時滞在施設を指定したときは、市のホームページ、一時滞在施設マップ等により、その旨を市民等に周知することができる。

2 乙は、一時滞在施設として開放するスペースに、表示プレート等を使用して「災害時には帰宅困難者を受け入れるスペースとして使用する」旨を平常時から一般に周知するものとする。

(協力期間)

第10条 この協定に基づく受入期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、施設建築物全体管理組合（以下、「管理組合」という。）が発足した日から、その効力を発するものとする。甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(承継)

第13条 乙は、この協定に基づく乙の地位を、管理組合が発足する日から、管理組合に承継させるものとする。また、管理組合は別途管理組合が定める管理規約を以って、関係する区分所有者及び占有者に対し、この協定の内容を周知及び遵守させるものとする。

(協議)

第14条 この協議に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月13日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
市長

さいたま市大宮区桜木町2丁目179番地
乙 大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合
理事長

別表（第5条関係）

備蓄品一覧表

	品名	数量	単位
1	非常用飲料水（1人1日500ml×4本×3日）	600	リットル
2	非常用食料（1人1日3食×3日）	900	食
3	防災毛布真空パック毛布（保温シート）	100	枚
4	簡易トイレ	1,500	枚
5	懐中電灯	20	個
6	手巻充電器付ラジオ	10	個
7			
8			
9			
10			

※1,2の更新頻度については、賞味期限5年で更新

(特記事項)

災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定第5条に則り、帰宅困難者100名×3日分の備蓄品を用意する。

【資料4-11-23】災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定
(大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合)

さいたま市を「甲」とし、大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者(以下、「帰宅困難者」という。)に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定が対象とする施設(以下、「対象施設」という。)は、次のとおりとする。

名 称	大宮駅東口大門町2丁目中地第一種市街地再開発事業施設建築物(仮称)
所在地	さいたま市大宮区大門町二丁目118番地
対象施設の竣工日	2021年10月(予定)
一時滞在施設の供用開始	2022年4月(予定)

(使用範囲)

第3条 この協定が対象とする一時滞在施設の使用範囲は、次のとおりとする。

一時滞在场所	4階～8階 市民会館おおみやの一部(別図のとおり) 収容可能人員2,000人
防災備蓄倉庫	6階 市民会館おおみやの一部、9階 オフィス共用部分の一部(別図のとおり)
一時滞在场所等	1階～8階 階段、エレベーター等全体共用部分の一部(別に至る経路 図のとおり)

(協力内容)

第4条 乙は、地震、風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、次の事項についての帰宅困難者対策に可能な範囲で支援を行うものとする。なお、一時滞在施設の運営については、「一時滞在施設

運営ガイドライン」(さいたま市)に基づいて実施するものとする。

- (1) 帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ。
- (2) 備蓄品の配布。
- (3) 簡易トイレの汚物やごみの処理などの衛生管理。
- (4) 帰宅困難者への情報提供。

(備蓄品)

第5条 甲は、一時滞在施設において、帰宅困難者に提供するための備蓄品を確保するとともに、第3条に掲げる防災備蓄倉庫に保管し、管理するものとする。

(要請の方法)

第6条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話、電子メール等を以って要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(報告・連絡)

第7条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れに協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- 2 乙は、対象施設の安全性が確保できない等、甲からの要請に応じられない事由があるときは、その旨を口頭、電話等で甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、施設の開放及び運営に係る経費を、無償で負担するものとする。ただし、災害救助法その他法令が適用された場合における経費についてはこの限りではない。

- 2 一時滞在施設の使用により生じた共用部分に係る光熱水費の負担は、甲乙協議により決定するものとする。

(一時滞在施設の周知及び表示)

第9条 甲は一時滞在施設を指定したときは、市のホームページ、一時滞在施設マップ等により、その旨を市民等に周知することができる。

- 2 乙は、帰宅困難者の一時避難場所として開放する範囲又は対象施設に、表示プレート等を使用して「災害時には帰宅困難者を受け入れるスペースとして使用する」旨を平常時から一般に周知するものとする。

(協力期間)

第10条 この協定に基づく一時滞在施設の開放期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に定める対象施設に係る区分所有者の団体（以下、「管理組合」という。）が発足した日から、その効力を発するものとする。甲乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(承継)

第13条 乙は、この協定に基づく乙の地位を、管理組合が発足する日から、管理組合に承継させるものとする。また、管理組合は別途管理組合が定める管理規約等を以って、関係する区分所有者及び占有者に対し、この協定の内容を周知及び遵守させるものとする。

(協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
市長

さいたま市大宮区大門2丁目26番地
乙 大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合
理事長

【資料4-11-24】災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定（武蔵野銀行）

さいたま市を「甲」とし、株式会社武蔵野銀行を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、鉄道または道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、地震・風水害等の災害時に、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として、乙施設等の利用が可能な範囲で、次の事項について、甲が行う帰宅困難者対策に協力するものとする。なお、施設の運営については、「一時滞在施設運営ガイドライン」（さいたま市）に基づいて実施するものとする。

（1）帰宅困難者の乙施設への受入れ

（2）トイレ、水道水および冷暖房の提供

（3）甲から事前に食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、帰宅困難者への提供

（4）その他、乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供

2 乙が開放する施設は、武蔵野銀行本店ビル4階等とする。ただし、当該施設を利用している場合は、乙が指定する施設とする。また、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として口頭、電話、電子メール等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れに協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が帰宅困難者に提供した甲から支給された以外の食糧、生活必需品等の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費
(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、令和4年3月23日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年3月23日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8

乙 株式会社 武蔵野銀行
取締役頭取

【資料4-11-25】災害時における避難所での使用済み毛布の再利用の協力に関する
協定（一般社団法人SSCA）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人SSCA（以下「乙」という。）は、災害時における避難所で発生した使用済み毛布の再利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、甲の開設する避難所において多量の使用済み毛布が発生した場合、乙の協力のもと、当該毛布の迅速・円滑かつ適正な再利用を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 使用済み毛布 地震、風水害等の災害によって避難所において多量に排出された避難所ごみのうち、再利用可能な古繊維類（毛布）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時に次に掲げる使用済み毛布の処理に関して、乙に協力要請することができる。

- (1) 使用済み毛布の収集・運搬
- (2) 使用済み毛布の一時保管
- (3) 使用済み毛布の選別処理
- (4) 使用済み毛布の再利用による処分
- (5) 前各号に伴う必要な事項

（避難所ごみの処理の実施）

第4条 乙は、甲から前条の協力要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙は、使用済み毛布の処理にあたっては、可能な限り分別を行い、再利用及び再資源化に努めるものとする。

（情報の共有）

第5条 甲は、第3条の協力要請にあたっては、乙に対して、市内の被災、避難所開設状況、使用済み毛布の発生状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、前項の情報提供に応じて、甲に対して、使用済み毛布の受け入れ可能量、処理に係る期間その他必要な情報を報告するものとする。

（協力要請の手続）

第6条 甲は、第3条の要請に当たっては、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 使用済み毛布の保管場所
- (2) 使用済み毛布の種類・分量
- (3) その他必要な事項

(実施内容の報告)

第7条 乙は、使用済み毛布の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 処理を実施した使用済み毛布の種類・分量
- (2) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した使用済み毛布の処理に要した費用については、災害発生直前における古繊維類の売買価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 前項の費用の負担については、必要に応じ、別途、売買契約書又は処理委託契約書を作成するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 1月21日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

埼玉県さいたま市西区大字宝来字町田615番地1

乙 一般社団法人SSCA

代表理事

【資料4-12-1】災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

（ロイヤルホールディングス）

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）とロイヤルホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成26年3月26日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月26日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事

神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県
神奈川県知事

神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市
相模原市長

乙 福岡県福岡市博多区那珂三丁目28番5号
ロイヤルホールディングス株式会社
代表取締役社長

災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧

協定の相手方	主な店舗	協定締結年月日
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	セブン-イレブン	平成17年8月31日
山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア	
株式会社ファミリーマート	ファミリーマート	
ミニストップ株式会社	ミニストップ	
株式会社ローソン	ローソン、ローソンストア100、ローソンマート	
株式会社吉野家	吉野家	
国分グロースーズチェーン株式会社	コミュニティストア	平成17年9月22日
株式会社ポプラ	ポプラ、生活彩家、スリーエイト	
山田食品産業株式会社	山田うどん	
株式会社セブン&アイフードシステムズ	デニーズ	平成19年2月8日等
ロイヤルホールディングス株式会社	ロイヤルホスト、カウボーイ家族、シェーキーズ	
株式会社モスフードサービス	モスバーガー	平成20年6月11日
株式会社壱番屋	カレーハウスCoCo壱番屋	平成22年8月20日
ワタミ株式会社	和民、座 和民、わたみんな	平成23年6月20日
チムニー株式会社	はなの舞、さかなや道場	
株式会社第一興商	ビッグエコー	平成23年9月1日
株式会社B&V	カラオケ館	
サガミレストランツ株式会社	サガミ	平成24年8月31日
味の民芸フードサービス株式会社	味の民芸	
埼玉県カラオケ業防犯協会	/	平成24年9月19日
千葉県カラオケ事業者防犯協会		
東京カラオケボックス事業者防犯協会		
神奈川県カラオケボックス協会		
サトフードサービス株式会社	和食さと	平成24年12月1日
株式会社ダスキン	ミスタードーナツ	平成25年3月11日
タリーズコーヒージャパン株式会社	タリーズコーヒー	
株式会社ストロベリーコーンズ	ナポリの窯	平成25年10月8日
株式会社オートバックスセブン	オートバックス、スーパーオートバックス	平成26年11月6日
ケアパートナー株式会社	デイサービス施設	令和2年3月25日

【資料4-13-1】公共情報通信基盤を利用した情報提供及び活用に関する協定
(国土交通省関東地方整備局荒川上流工事事務所)

国土交通省関東地方整備局荒川上流工事事務所長 (以下「甲」という。) とさいたま市長 (以下「乙」という。) とは、公共情報通信基盤を利用した河川情報等の提供とその活用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、甲及び乙が所有する公共情報通信基盤網(以下「広域情報ネットワーク」という。)を活用し、河川情報等の情報交換を円滑に実施するために、必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

(協定の範囲)

第2条 本協定の範囲は、別図一1の通りとする。

(施設の整備)

第3条 広域情報ネットワークの構築に必要な環境の整備については、甲及び乙が相互に協力して行うものとする。

(施設の維持管理及び保守・点検等の範囲)

第4条 広域情報ネットワークに関する施設の維持管理及び保守・点検等は、別図一1の施工及び管理区分の範囲をもって、甲及び乙がそれぞれ維持管理及び保守・点検等を行うものとする。ただし、この範囲に限らず障害等を発見した場合は、速やかに該当管理者へ連絡を行うものとする。また、突発的な異常が生じた場合は、甲及び乙協議の上、協力して異常の改善に努めるものとする。

(維持管理及び保守・点検等に要する費用負担)

第5条 施設の維持管理及び保守・点検、障害の復旧に要する費用は、第4条の管理区分の範囲について、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

(情報の内容)

第6条 甲及び乙が提供する情報は、甲及び乙それぞれの所掌事務を遂行する上で必要となる河川情報等とする。

2. 提供を受けた情報は、それぞれの防災対策等に活用できるものとする。ただし、外部(広域情報ネットワーク化されていない他の機関や第三者)への公開や譲渡及び提供を受けた情報等を二次活用する場合は、情報提供者の承諾が必要とする

ものとする。

3. 甲及び乙は、新たな情報提供内容や手法等を開発するときは、相互に連携をとり、必要な協力・助言等を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙協議のうえ解決するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は平成15年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからでも、この協定の改廃について申し出がないときは、更に1年継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年3月27日

埼玉県川越市新宿町3-1-2

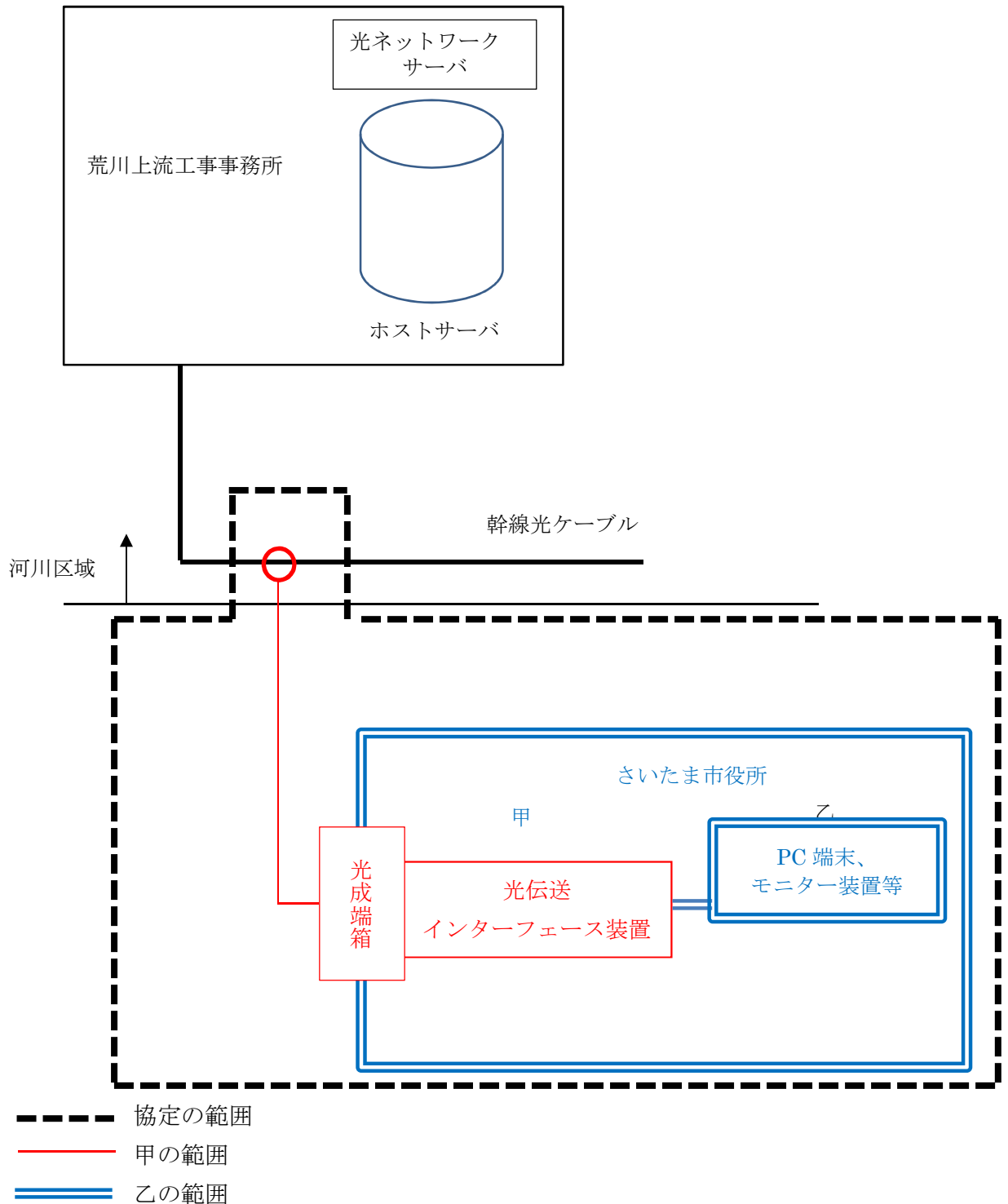
甲 国土交通省関東地方整備局
荒川上流工事事務所長

さいたま市浦和区常盤6-4-4

乙 さいたま市長

別図—1

協定の範囲並びに施工及び管理区分の範囲



【資料4-13-2】災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内に災害が発生した場合において、認定調査を行う必要が生じた場合について、乙の甲に対する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対して、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行したり災証明について市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対して、前条の規定の支援を要請する場合は、認定調査を実施する所在地及び該当宅名称等、必要事項を記載した被害認定調査要請書（別紙様式1）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅延なく被害認定調査要請書を提出する。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施する。ただし、支援ができない場合には、その旨を遅延なく報告する。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは、速やかに経費を乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年10月19日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会

会長

【資料4-13-3】災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド）

さいたま市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）は、さいたま市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の広報媒体等の利用

(電力復旧に係る応急措置の実施)

第5条 第4条第1項第1号の応急措置の実施において、乙は必要に応じ、各戸を個別に訪問し、需要者の在宅を確認したうえで復電する作業のほか、被災の状況を踏まえ、より迅速かつ安全な復旧作業の方法について、甲、乙協議するものとする。

2 前項で協議した内容を踏まえ、乙は電力復旧等について計画を策定し、その内容を甲に通知するものとする。

ただし、乙は、電力の復旧に関し、緊急を要する場合には、口頭で甲にその状況を報告し、乙により決定した計画に基づき電力復旧等を実施するものとする。

(復旧作業の周知等)

第6条 甲は、災害が発生し広範囲における停電が発生した場合、または発生するおそれのある場合、次の事項について努めるものとする。

(1) 被災建築物の調査などにおいて、訪問時には復電作業の案内を配布し、停電中のおしらせについての周知を行う。

(2) 広範囲における長時間停電の場合、乙からの申出があり、乙による広報活動のみでは周知が困難であると甲が判断した場合には、甲による広報を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(旧協定の失効)

第10条 甲乙間で締結した「災害時における電力復旧等に関する協定書」(平成28年11月9日付け)は本協定の締結日よりその効力を失うものとする。

(協議)

第11条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年12月4日

さいたま市浦和区常盤6-4-4
甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市浦和区北浦和5-14-2
乙 東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
総支社長

【資料4-13-4】災害発生時における日本大学 法学部 大宮キャンパスの使用に関する協定（国土交通省関東地方整備局）（日本大学）

国土交通省 関東地方整備局長と、さいたま市長及び日本大学 法学部長は、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（以下「TEC-FORCE」という。）が災害発生時における進出本部として日本大学 法学部 大宮キャンパスを使用するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、国土交通省が日本大学 法学部 大宮キャンパスを TEC-FORCE の進出本部として使用する場合について定め、迅速かつ適切な災害対応に資することを目的とする。

（使用対象施設）

第2条 国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）が使用する日本大学法学部（以下「丙」という。）が管理する対象施設は、次のとおりとする。

- （1）所在地 埼玉県さいたま市見沼区大字東新井 541
- （2）施設名 日本大学 法学部 大宮キャンパス
- （3）利用の範囲 建物及びグラウンドのうち、別添図に示すとおり

（使用条件）

第3条 甲は、TEC-FORCE 進出本部として使用対象施設を使用する際は、さいたま市（以下「乙」という。）及び丙に対し連絡するものとする。

- 2 災害時における TEC-FORCE 進出本部の運営は、甲の責任において行うものとする。
- 3 甲は、TEC-FORCE 進出本部の責めに帰すべき事由により、丙の管理施設に損害が出た場合には、甲の責任において原状に復するものとする。
- 4 乙は、甲が TEC-FORCE 進出本部を運営する際は、丙の管理施設に一時避難した地域住民を所定の避難所へ誘導するなど必要な措置を講じるものとする。
- 5 丙は、甲が TEC-FORCE 進出本部として使用対象施設を使用する際は、施設の開錠や運営への協力など必要な措置を講じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第3条第5項に基づく費用は、甲の負担とする。

ただし、甲に負担を求めることが困難又は不適當な場合は、適正な負担について甲及び丙が協議するものとする。

(使用の期間)

第5条 進出本部の使用期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。ただし、災害復旧の状況等により期間を変更する場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 甲、乙及び丙の連絡窓口は、甲にあつては関東地方整備局 企画部 防災課(災害対策本部が設置された場合は災害対策本部 総括班)、乙にあつてはさいたま市 総務局 危機管理部 防災課、丙にあつては日本大学 法学部 庶務課とする。

また、甲、乙及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておくものとする。

(訓練等)

第7条 甲又は乙が防災訓練等のため、丙の管理施設の使用を申し入れたときは、丙は、業務に支障がない範囲で協力するものとする。また、乙は、必要に応じて甲からの依頼に基づき、丙と調整し、防災訓練等の円滑な運営を支援する。

(協定の解約)

第8条 TEC-FORCE の進出本部として大宮キャンパスを使用することが困難又は支障をきたす場合は、丙の都合により本協定を解約することができる。

なお、協定の解約については丙から甲及び乙に対し申出を行うものとし、申出の時期は解約となる期日の1年以上前とする。ただし、やむを得ない事由により申出が1年に満たない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、解約となる日を設定する。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年7月13日

国土交通省 関東地方整備局長

さいたま市長

日本大学 法学部長

【資料4-13-5】災害時の支援等に関する協定（財務省関東財務局）

財務省関東財務局（以下「甲」という。）及びさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。）における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、また、甲から乙に対する一時滞在施設としての庁舎等の提供、利用可能な公務員宿舎及び未利用国有地の提供、並びに、災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行及び市民生活の安定を図ることを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（一時滞在施設としての庁舎の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合、鉄道又は道路の遮断等により帰宅困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）の一時滞在施設として、利用可能かつ安全が確認された甲の施設を開放するものとする。ただし、通信の途絶等により、乙が第7条に定める支援要請ができない場合、甲は、乙の支援要請を待たずに、その判断により施設を開放するものとする。

2 甲は、前項に基づきその施設を帰宅困難者の一時滞在施設として開放する場合、一時滞在施設として利用可能な範囲で、次の事項についての帰宅困難者への支援を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者の甲の施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供
- (3) 水、食料、ブランケット、簡易トイレ等の支援物資の提供
- (4) トイレ及びごみの処理等の施設の衛生管理
- (5) 周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供

3 甲が本条第1項に基づき開放する施設は、さいたま新都心合同庁舎1号館 1階多目的室1-1、1-2及び2階講堂とする。ただし、当該施設が利用できない場合、甲は、自らが指定するその他の施設を開放するものとする。なお、帰宅困難者の受入れは、床面積あたり2㎡につき1人の収容を目安とする。

4 甲は、本条に定める共用部分に関する庁舎の利用について、管理庁を兼ねるものとする。

（利用可能な公務員宿舎の提供）

第4条 甲は、災害が発生した場合、応急措置の用に供する目的で、国有財産法第18条第6項及び第19条の規定に基づき、甲が管理する利用可能な公務員宿舎を乙に無償で使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償使用が可能な公務員宿舎に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

（利用可能な未利用国有地の提供）

第5条 甲は、災害が発生した場合、応急措置の用に供する目的で、国有財産法第22条第1項第3号の規定に基づき、甲所有の利用可能な未利用国有地を乙に無償で使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償使用が可能な未利用国有地に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

(災害対応業務に係る職員派遣)

第6条 甲は、災害救助法が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙における災害復旧を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）含む）
- (2) リ災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (3) リ災建物判定にかかる現地調査補助
- (4) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (5) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (6) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (7) その他乙に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

(支援の要請)

第7条 乙は、災害が発生した場合において、甲に対して第3条から第6条までに掲げる支援を要請する必要があるものと判断した場合、財務省関東財務局総務部総務課に対し、口頭、電話、電子メール等の手段により要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(支援の実施)

第8条 甲は、乙から第7条に基づく要請を受けた場合、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

(費用負担)

第9条 支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用により乙が負担すべき費用は乙が負担するものとする。

(訓練等)

第10条 甲は、災害が発生した際の甲・乙間での第2条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項に関しては、その都度、協議の上、決定するものとする。

(施行期日等)

第12条 本協定は、本協定末尾に記載された締結の日から施行し、甲又は乙のいずれかから解除の申出がない限り、継続するものとする。

2 本協定の締結に伴い、災害時における施設等の提供協力に関する協定（平成25年8月1日締結）は廃止する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月2日

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
甲 財務省関東財務局
関東財務局長

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

【資料4-13-6】大規模災害時における無人航空機及び電気自動車による協力に関する
協定書（サイニチホールディングス）（埼玉日産自動車）

さいたま市（以下「甲」という。）、株式会社サイニチホールディングス（以下「乙」という。）及び埼玉日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、無人航空機及び電気自動車による協力に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）に、甲が乙及び丙に協力を要請する無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力及び電気自動車を無人航空機への非常用電源として活用できるように、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる大規模災害時）

第2条 この協定の対象となる災害時は、以下のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法23条の2に基づく災害対策本部を設置している間
- （2）その他必要により甲が要請した場合

（協力内容）

第3条 協力内容は、以下の活動（以下「協力活動」という。）とする。

- （1）無人航空機を活用して行う、被災状況等の情報収集及び調査
- （2）無人航空機を活用して行う、その他必要により甲が乙に要請した内容
- （3）電気自動車を活用して行う、無人航空機への非常用電源の電力供給

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時において必要があると認められるときは、乙及び丙に対し、協力活動を要請することができ、乙及び丙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

2 甲からの乙及び丙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

なお、さいたま市内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、乙及び丙は、前項の規定によらず無人航空機及び電気自動車による協力の準備を開始するものとする。

(安全の確保等)

第5条 乙(乙の会員を含む。以下同じ。)及び丙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全確認を行うものとする。なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習修了者又は同等の技能を有する者が行うものとする。

- 2 乙及び丙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止するものとする。
- 3 甲は、乙及び丙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

(供給電力)

第6条 丙は、電気自動車の活用にあたっては、十分に充電された状態で乙に貸与するよう努めるものとする。

- 2 活用時点において電気自動車に充電されている電力は、丙が無償で提供する。
- 3 活用中に再充電を行う場合の費用については、原則として丙が負担する。

(活動報告等)

第7条 乙は、協力活動を実施したときは、当該協力活動の完了後速やかに、その実施した協力活動の内容等を甲に報告するものとする。

- 2 大規模災害時における乙の協力活動により作成した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第8条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条第1項に規定する著作権をいう。)を行使しないものとする。

- 2 前条第2項の成果品に関する著作権(著作権法第17条第1項に規定する著作権をいう。)は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、協力活動の都合上、知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

(費用の負担)

第10条 乙の協力活動の実施に要した費用は、乙が負担する。ただし、協力活動の実施に要した費用のうち、埼玉県土木工事設計単価表の特殊運転手相当の費用弁償については、甲が負担する。

2 協力活動を実施するにあたり、資機材追加の必要性など特別な事情が発生する場合は、費用負担について甲と乙で協議し、決定することとする。

(損害補償)

第11条 第4条第1項の規定による協力活動の要請に伴い、乙の社員及び無人航空機に生じた損害(第三者に対する損害を含む。)の補償の取扱は、以下のとおりとする。

- (1) 乙の社員が事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (2) 乙は、協力活動の実施にあたり、必要な保険(損害賠償等)に加入している無人航空機を使用するものとし、乙の保有する無人航空機による協力活動中に損害が生じた場合は、加入する保険等により対応する。

(防災訓練の協力)

第12条 乙は、甲からの要請により甲が実施する防災訓練等の協力をすることができる。

2 前項の協力は、第10条の規定にかかわらず、ボランティアとして実施するものとする。ただし、損害の補償については前条によるものとする。

(連絡体制)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡責任者を定め、協定締結後速やかに当該連絡責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の3か月前までに甲乙丙の一方から他2者に対し書面による変更又は解約の申出がないときは、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月5日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目3番6号

株式会社サイニチホールディングス

代表取締役社長

丙 埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目3番6号

埼玉日産自動車株式会社

代表取締役社長

【資料4-13-7】大規模災害時における電気自動車等による電力供給に関する協定書
(埼玉トヨタ自動車)(埼玉日産自動車)

さいたま市(以下「甲」という。)、(以下「乙」という。)は、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車等(以下「電気自動車等」という。)による電力供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において大規模な災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)に、甲が乙に協力を要請する、電気自動車等を医療救護所等の非常用電源として活用できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる大規模災害時)

第2条 この協定の対象となる災害時は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法23条の2に基づく災害対策本部を設置している間
- (2) その他必要により甲が要請した場合

(医療救護所等)

第3条 本協定における医療救護所等は、甲が指定した場所とする。

(協力内容)

第4条 協力内容は、以下の活動(以下「協力活動」という。)とする。

- (1) 電気自動車等を貸与して行う、医療救護所等への非常用電源の電力供給

(協力要請)

第5条 甲は、大規模災害時において必要があると認められるときは、乙に対し、協力活動を要請することができ、乙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

- 2 甲からの乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

ただし、さいたま市内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、乙は、前項の規定によらず電気自動車による協力の準備を開始するものとする。

(安全の確保等)

第6条 乙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全確認を行うものとする。

2 乙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止するものとする。

3 甲は、乙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

(供給電力)

第7条 乙は、電気自動車等の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車等に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合の費用については、原則として甲が負担する。

(電気自動車等の移動)

第8条 電気自動車等による営業所(乙による自動車の保管管理場所)等と医療救護所等間の移動は、原則として乙が行うものとする。ただし、状況に応じて甲と乙が協議するものとする。

(電気自動車等の管理)

第9条 甲が、乙より貸与された電気自動車等の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決め、甲が管理する。

(電気自動車等の故障時の対応)

第10条 甲が電気自動車等を貸与されている間に、貸与された車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙で協議するものとする。ただし、不可抗力等、甲の責によらない故障または紛失等については、甲は責任を負わないものとする。

2 現状復帰の方法については、甲と乙が双方協議して決めるものとする。

(電気自動車等の返却)

第11条 電気自動車等の返却時期については、医療救護所等の閉鎖等を勘案し、甲と乙が双方協議して決めるものとする。

(連絡体制)

第12条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、協定締結後速やかに当該連絡責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の3か月前までに甲と乙の一方から書面による変更又は解約の申出がないときは、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月25日

甲 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長

乙

代表者名称	所在地
埼玉トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長	さいたま市中央区下落合六丁目1番18号
埼玉日産自動車株式会社 代表取締役社長	さいたま市中央区上落合九丁目3番6号

【資料4-13-8】災害時における住家被害認定調査等に関する協定（固定資産税課）
（埼玉県不動産鑑定士協会）

さいたま市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時における住家被害認定調査及び同調査にあたっての事前研修に関し、次のとおり協定を締結する。（以下「本協定」という。）

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

- 2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）による行うものとする。
ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに乙の上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び関東甲信不動産鑑定士協会連合会へ応援態勢の確保を要請するとともに、甲の要請事項に応えるものとする。

- 2 本協定における住家被害認定調査に係る業務内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 「災害に係る住家の被害認定調査基準運用指針（平成30年3月内閣府）」に基づき、甲の職員と連携し、市内住家の被害状況を調査する業務
 - (2) 甲が発行する罹災証明について所有者等からの相談に関する甲の業務の補助
 - (3) 住家被害認定調査にあたっての事前研修の企画運営
 - (4) その他、住家の被害認定に関し甲が必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査のために派遣する調査員（以下、「調査員」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 乙に所属する不動産鑑定士又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び関東甲信不動産鑑定士協会連合会の派遣する不動産鑑定士であること
- (2) 甲及び乙が指定する研修を受講していること

(指揮)

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

(報告)

第6条 乙は甲からの要請に基づき、直ちに第4条の要件を満たす住家被害認定調査員を選定し、災害復旧協力報告書(第2号様式)により甲へ報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が第2条に規定する協力の要請に基づき、第3条第2項に掲げる業務を実施した場合、その実施に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、次によるものとする。

- (1) 調査員の派遣に係る交通費等の実費
- (2) その他特に必要と認める費用

(請求及び支払い)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用等請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(研修会への参加)

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に係る研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続きにより当該研修会等に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙の会員並びに公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、関東甲信不動産鑑定士協会連合会より派遣された者は、本協定に基づく業務の遂行にあたり知り得た、甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査以外の目的に利用してはならない。

また、住家被害認定調査の終了及び本協定の解除後も、同情報の取り扱いと同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(業務遂行中の被災等の補償)

第11条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも申し出がないときには、引き続き同一条件をもって、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙について、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月9日

甲 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市

さいたま市長

乙 さいたま市浦和区常盤4-1-1

浦和システムビルディング5階

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

会 長

【資料4-13-9】さいたま市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定書
(コミュニティ推進課)(さいたま市社会福祉協議会)

さいたま市(以下「甲」という。)と社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、さいたま市地域防災計画に基づくさいたま市災害ボランティアセンター(以下「市センター」という。)及び区災害ボランティアセンター(以下「区センター」という。)の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(連携・協力)

第2条 甲と乙は、市センター及び区センターの設置・運営に関し、相互に連携・協力するものとする。

(市センター及び区センターの設置)

第3条 市センター及び区センターは、甲が必要があると認めたときに、設置するものとする。

(市センター及び区センターの設置場所)

第4条 市センターの設置場所は、さいたま市社会福祉協議会内とする。ただし、さいたま市社会福祉協議会内に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、これに代わる場所を甲が確保するものとする。

2 区センターの設置場所は、別に定める区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに候補地を3箇所以上定め、甲が確保するものとする。

(市センター及び区センターの運営)

第5条 市センター及び区センターの運営は、乙が甲と協力の上、行うものとする。

2 甲及び乙は、市センター及び区センターに職員を派遣し、市センター及び区センターの運営に携わるものとする。

3 市センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (2) 埼玉県、埼玉県社会福祉協議会、他市町村社会福祉協議会及び他民間ボランティア団体等との連絡調整に関すること。
- (3) ボランティアに関する情報発信・問い合わせ窓口に関すること。
- (4) 区センターとの連絡・調整・支援に関すること。
- (5) その他関係業務に関すること。

4 区センターは、区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに従い、次の業務を行うものとする。

- (1) ボランティアニーズの把握に関すること。
- (2) ボランティア受入れと派遣調整に関すること。
- (3) 市センター及び区災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (4) その他連絡調整に関すること。

(資機材等の確保)

第6条 甲と乙は、災害時における市センター及び区センターの運営に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第7条 市センター及び区センターの運営に関する必要な経費は、原則、甲が負担するものとする。ただし、乙は必要に応じ、他の資金援助金等を活用することができる。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1箇月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して、別途定めるものとする。

2 甲と乙は、年1回この協定を確認するため、協議を行うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月31日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長

さいたま市浦和区常盤9丁目30番22号
乙 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
会長職務代理者

【資料4-13-10】さいたま市災害廃棄物の処理の協力に関する協定（資源循環政策課）
（計17社）

さいたま市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、
災害廃棄物の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市内において地震、風水害等の災害が発生し、甲のみでは災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理が困難となった場合に、甲が災害廃棄物の撤去、収集・運搬、一次保管及び処分に関して、乙に協力を要請し、市民の安全・安心な生活環境を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号の定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 地震、風水害等の災害によって多量に排出された廃棄物であって、緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時に次に掲げる災害廃棄物の処理に関して、乙に協力要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の一次保管（一次仮置場）
- (4) 災害廃棄物の処分
- (5) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物の処理の実施）

第4条 乙は、甲から前条の協力要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の共有）

第5条 甲は、第3条の協力要請にあたっては、乙に対して、市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報提供に応じて、甲に対して、災害廃棄物の処理に対応できる従業員数、車両台数、資機材、一次仮置場及び処理施設その他必要な情報を報告するものとする。

(協力要請の手続)

第6条 甲は、第3条の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に送付するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日速やかに通知するものとする。

- (1) 要請場所
- (2) 要請内容
- (3) その他必要な事項

2 第3条の要請は、当該協力を要請する場合は乙に対する災害廃棄物の処理の委託とみなす。

(実施内容の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 前項の協議に先立って、甲は、乙に対して、災害廃棄物の処理に係る標準的な費用の提示を求めることができる。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、協定業務の円滑な業務のため、それぞれの組織内の担当部署又は担当者を含め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定める。

(協定の有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自を保有するものとする。

令和2年7月8日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市長

乙

	業者名	所在地
1	安住環境整美株式会社	さいたま市岩槻区高曾根 1037
2	岩槻清掃協同組合	さいたま市岩槻区横根 1468-2
3	岩槻リサイクル事業協同組合	さいたま市岩槻区上野 3-1-18
4	浦和リサイクル事業協同組合	さいたま市南区文蔵 2-2-1
5	株式会社エコ計画	さいたま市桜区田島 8-4-16
6	大宮清掃事業協同組合	さいたま市見沼区春岡 3-29-7
7	大宮リサイクル事業協同組合	さいたま市北区榑引町 2-92
8	株式会社オリエントプランニング	さいたま市桜区新開 1-25-1
9	協和商事株式会社	さいたま市浦和区神明 2-24-3
10	クリーンシステム株式会社	さいたま市浦和区常盤 5-2-18
11	株式会社埼玉プロテック	さいたま市桜区田島 9-31-1
12	彩都クリーンサービス協同組合	さいたま市緑区東浦和 2-74-1
13	有限会社 太盛	さいたま市大宮区榑引町 1-381
14	日本環境マネジメント株式会社	さいたま市浦和区仲町 1-12-1
15	与野リサイクル事業協同組合	さいたま市中央区下落合 4-9-3
16	株式会社リサイクルアシスト	さいたま市桜区道場 709-29
17	株式会社ウィズウエストジャパン	さいたま市大宮区大成町 2-224-1

【資料4-13-11】 災害時等における有害化学物質等の調査に関する協定
(環境対策課) (計7社)

さいたま市(以下「甲」という。)と 乙 とは、災害時等に甲が実施する有害化学物質等の調査の協力に関して、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲から乙に対して行う災害時等における環境中の有害化学物質等の調査の協力要請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時等 さいたま市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、さいたま市防災会議が策定する計画をいう。以下同じ。)で定める災害対策本部が設置された場合及び平時に緊急を要する事案の発生又は甲が乙の協力を必要とする判断をした場合をいう。
- (2) 有害化学物質等 さいたま市地域防災計画環境部災害対応マニュアルに定める緊急対応の対象となる有害物質等、及びその他大気の汚染又は水質の汚濁の原因となる物質、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質、あるいはそのおそれのある物質をいう。

(有害化学物質等調査の内容)

第3条 有害化学物質等の調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防又は警察による規制区域外における周辺の環境情報の収集
- (2) 甲が指定する試料の採取
- (3) 甲が指定する有害化学物質等の測定、分析
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

(協力要請)

第4条 甲は、有害化学物質等の調査が必要であり、かつ、乙の協力が必要であると判断した場合には、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、有害化学物質等の調査に必要な人員を派遣するなどして、調査に協力するものとする。ただし、乙は、やむを得ない理由があるときは甲からの要請を受諾しないことができるものとする。

(要請手続)

第5条 前条第1項の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により連絡したのち、速やかに当該連絡した内容を文書で通知するものとする。

- (1) 災害の状況（種類、発生場所、被害状況等）
- (2) 調査内容（調査目的、対象化学物質、対象試料、調査地点及び調査期間）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他必要な事項

(調査の実施)

第6条 乙は、前条に規定する要請内容に基づき、甲が必要とする調査を実施する。

- 2 甲は、乙の調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、調査の実施に当たり身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに当該調査の実施を中止し、甲にその旨を連絡する。

(報告)

第7条 乙は、調査を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告するものとし、事後、可能な限り速やかに当該報告内容を記載した文書を甲に提出する。

- (1) 調査内容及び結果
- (2) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 乙が実施した調査に要した経費は、甲が負担し、その額は災害時等の直前の価格を基準に甲と乙が協議して決定する。

- 2 甲は、前条に規定する報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により、第1項の経費を支払う。

(協力要請の解除)

第9条 甲は、この協定の規定に基づく乙の協力要請を解除すると判断した場合には、速やかにその旨を口頭又は電話等により連絡するものとし、事後、速やかに当該内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

(連絡体制等)

第10条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制及び連絡方法について定め、年度当初に相互に報告するものとする。なお、甲、乙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(意見交換会)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するための連携の強化を図る目的で意見交換会を開催するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月25日

甲 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市
さいたま市長

乙

	相手方	所在地
1	株式会社伊藤公害調査研究所	東京都大田区大森北1-26-8
2	エヌエス環境株式会社東京支社	さいたま市西区宮前町1629-1
3	株式会社環境管理センター北関東技術センター	さいたま市中央区本町東3-15-12
4	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	さいたま市大宮区上小町1450-11
5	株式会社高見沢分析化学研究所	さいたま市桜区西堀6-4-28
6	内藤環境管理株式会社	さいたま市南区太田窪2051-2
7	三菱マテリアルテクノ株式会社環境技術センター	さいたま市大宮区北袋町1-600

【資料4-13-12】地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（都市計画課）

（国土地理院）

国土地理院とさいたま市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及びさいたま市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第3条 国土地理院及びさいたま市は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第4条 国土地理院及びさいたま市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第5条 国土地理院及びさいたま市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第6条 国土地理院及びさいたま市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及びさいたま市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月16日

茨城県つくば市北郷一番

国土交通省国土地理院長

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市長

地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書

国土地理院とさいたま市は、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)第3条、第4条及び第6条の規定に基づく具体的な内容について、次のとおり確認する。

(目的)

第1条 本確認書は、国土地理院及びさいたま市が保有する地理空間情報及び物品の相互活用及び災害対応等における迅速な協力の実現のため、必要な事項を定める。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第2条 国土地理院及びさいたま市が提供する地理空間情報及び貸与する物品は、次の各号に定めるものとし、一覧は別表のとおりとする。なお、別表に定めのないものについては、その都度協議を行うものとする。

- (1) 基盤地図情報
- (2) 地形図や公共施設の設計図面等の基本的な地図又は図面
- (3) 空中写真
- (4) 標高データ
- (5) その他地理空間情報の相互活用に有用なデータ、ソフトウェア等

2 国土地理院及びさいたま市は、別表に定める地理空間情報の提供を受け、又は物品の貸与を受けようとするときは、申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、申請を行うものとする。なお、使用目的については、事前に相手側の了承を得るものとする。

(災害対応等における協力)

第3条 国土地理院及びさいたま市は、災害対応、防災及び減災活動において、情報の共有を図り、迅速かつ効果的な活動となるよう、必要な地理空間情報及び物品を相互に活用し、必要な支援を行うものとする。

- 2 国土地理院は、さいたま市内において災害が発生し、その状況を把握するために被災地域の空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速にさいたま市に提供するものとする。
- 3 第2条第2項の規定は、災害発生時等の緊急を要するときは適用しない。

(義務及び使用の制限)

第4条 国土地理院及びさいたま市は、地理空間情報のうち、測量法(昭和24年法律第188号)第9条の測量成果については、同法第29条及び第43条の複製承認又は同法第30条及び第44条の使用承認の手続きが必要なときは、その手続きを行うものとする。

2 国土地理院及びさいたま市は、地理空間情報及び物品を第2条第2項の申請の範囲内で使用するものとし、使用目的を変えて地理空間情報及び物品を使用するときは、新たに第2条第2項の申請を行うものとする。

(権利の帰属)

第5条 国土地理院及びさいたま市が、地理空間情報及び物品の活用により得た成果に関する権利は、国土地理院及びさいたま市にそれぞれ帰属するものとする。

(かし責任)

第6条 国土地理院及びさいたま市は、提供を受けた地理空間情報又は貸与された物品に関するかしについては、責任を問わないものとする。

(連携窓口の設置)

第7条 協定書第6条の定めに従い、国土地理院は地理空間情報部情報企画課及び関東地方測量部を、さいたま市は都市局都市計画部都市計画課を具体的な連携及び協力を推進する窓口として定めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 国土地理院及びさいたま市は、地理空間情報に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にのっとり適切に対処するものとする。

(情報開示請求)

第9条 提供された地理空間情報に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）又はさいたま市情報公開条例（平成13年5月1日条例第17号）に基づく開示請求があったときには、法又は条例にのっとり適切に対処するものとする。

(有効期間)

第10条 本確認書の有効期間の取り扱いは、協定書第7条の規定に準ずるものとする。

(協議)

第11条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本確認書の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月16日

茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院
地理空間情報部長

東京都千代田区九段南1-1-15
国土交通省国土地理院
関東地方測量部長

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市都市局
都市計画部長

【資料4-13-13】災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
(住宅政策課) (住宅金融支援機構)

さいたま市(以下「甲」という。)及び独立行政法人住宅金融支援機構(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、さいたま市地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(情報の交換)

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

(住宅相談窓口開設)

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(住宅ローン返済中の市民への支援)

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、令和6年2月1日から適用する。

2 さいたま市長と住宅金融公庫首都圏支店長との間で締結した平成17年9月1日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月1日

甲 さいたま市
さいたま市長 印

乙 独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 印

【資料4-13-14】災害時における施設の提供協力に関する協定書（水道総務課）
（埼玉大学）

さいたま市を「甲」とし、埼玉大学を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さいたま市において大規模な災害の発生により水道施設が被害を受けた場合、他都市町村、防災関係機関からの派遣職員の宿泊場所、派遣車両の待機場所として乙の施設を提供し、被災時の円滑かつ迅速な応急給水、応急復旧活動の支援について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 両者はあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を連絡するものとする。

（協力内容）

第3条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

（1）宿泊場所の提供

（2）応援車両の駐車場所の提供

2 乙が提供する施設は、駐車場、体育館、教室等とする。ただし、これらの施設を利用している場合は、乙の業務に支障のない範囲で施設管理者の指示する場所とする。

（協力要請の手続）

第4条 甲が乙に協力を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を可能な限り明らかにし、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。ただし、被害の状況等に応じて協議のうえ変更することができる。

（1）受入車両台数及び人数

（2）受入期間

（3）前各号に定めるもののほか必要な事項

2 前項による要請があった場合乙は、業務に支障のない範囲で速やかに必要な協力を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設を提供するものとする。ただし、次に掲げる事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 原状復旧に要する経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成20年 1月15日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、平成20年 1月15日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年 1月15日

甲 さいたま市水道事業管理者

乙 国立大学法人埼玉大学長

【資料4-13-15】災害時等における施設の提供協力に関する覚書（営業課）
（埼玉水道サービス公社）

さいたま市（以下「甲」という。）と一般財団法人埼玉水道サービス公社（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時等において甲が運営する電話受付センター業務の施設が機能しない場合（以下「電話受付センター機能不全」という。）において、乙は施設を提供し、甲の運営する電話受付センター業務を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課）

第2条 両者はあらかじめ連絡担当部署を定め、電話受付センター機能不全時に、必要な情報を連絡するものとする。

（協力内容）

第3条 甲は、電話受付センター機能不全が確認された場合は、乙に施設の提供協力を要請することができる。
2 乙が提供する施設は、事前に合意した会議室等とする。ただし、電話回線等に関しては甲が用意するものとする。

（協力要請）

第4条 甲が乙に協力を要請する場合は次の各号を記載した文書によることを原則とする。ただし、やむを得ない場合においては口頭による依頼とするが、後日に速やかに文書を提出するものとする。

（1）施設の提供要請期間

（2）その他必要な事項

2 前項による要請があった場合は、乙は業務に支障のない範囲で協力を行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、無償で施設の提供をするものとする。ただし、次の事項に関しては甲の負担とする。

（1）電話回線等に関する費用

（2）その他、甲乙の協議により甲が負担すべき費用

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に関して必要な事項は、別途協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書は、締結日から効力を有するものとする。

2 覚書の解消にあたっては、甲乙のいずれから解消する日の3か月前に申し出するものとする。

この覚書の成立を証するため2通作成し、甲乙が記名捺印のうえ、各一部ずつ保有する。

平成29年8月14日

甲 さいたま市
水道事業管理者

乙 一般財団法人埼玉水道サービス公社
理事長

【資料4-13-16】災害時における被災者支援に関する協定書（市民生活安全課）
（埼玉県行政書士会）

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けたさいたま市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害によりさいたま市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。
2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。
2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月9日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
埼玉県行政書士会
会長

【資料4-13-17】災害時における被災者等相談の実施に関する協定書
(市民生活安全課)(埼玉司法書士会)

さいたま市(以下「甲」という。)と埼玉司法書士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者等(被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。)からの相談(以下「被災者等相談」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条1号に定める災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

(派遣要請等)

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請(以下「要請」という。)を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士(以下「相談員」という。)の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

(被災者等相談の範囲)

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

(要請の方法)

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」(以下「要請書」という。)を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(損害の補償)

第8条 甲の要請に基づく被災者相談業務を行う相談員に係る災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第10条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第11条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月3日

(甲) さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
市長

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長

【資料4-13-18】災害時における法律相談業務に関する協定書（市民生活安全課）
（埼玉弁護士会）

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等への法律相談業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において被災者等とは、以下に定める者であって法律相談が必要となった者をいう。

- （1） 災害により被害を受けたさいたま市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2） 災害によりさいたま市外から同市内に避難した者
- （3） 前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（法律相談会の実施）

第3条 災害が発生した場合において、甲が必要と認めるときは、無料の法律相談会（以下「相談会」という。）を開催するものとする。

- 2 前項の場合において、甲は乙に対し次条第2項に掲げる者の派遣を要請するものとする。
- 3 相談会の開催日時、場所及び回数等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（役割）

第4条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

- 2 乙は、相談会の開催に当たり、速やかにその会員から法律相談業務に従事する者を選定し派遣するものとする。ただし、乙は、乙の会員のみで対応しきれないときは日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会に支援を要請するものとする。
- 3 乙は、法律相談業務に従事する者を対象に、相談会の開催に当たり必要な研修を適宜実施するように努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、相談会の実施結果その他の必要な事項について本協定書・別紙

の書面により、甲が指定する日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、関係諸機関による措置が必要と思料されるときには、前項の規定にかかわらず、その旨を速やかに甲に前項の事項とともに報告するものとする。

(経費)

第6条 甲は乙に対し、法律相談業務に要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定して相互に書面により通知するものとする。連絡責任者が変更された場合も同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成28年11月9日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
市長

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目7番20号
乙 埼玉弁護士会
会長

【資料4-13-19】損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

(三井住友海上火災保険)

さいたま市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下の通り協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住でさいたま市内に住家を所有する者を含む。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

(提供事項)

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 住民から提供を受けたデータ及び情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払を要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

(法令の遵守)

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

(被害認定の判断)

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が

生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定書の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 本協定書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第6条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

(協議)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年10月13日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市
さいたま市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区東町2-20
三井住友海上火災保険株式会社
理事 埼玉支店長